



那須塩原市 元気アップ アグリプラン

【那須塩原市農業振興計画】



那須塩原市元気アップアグリプランとは？

那須塩原市は、全国有数の農業地域であり、特に酪農が盛んな地域です。「那須塩原市元気アップアグリプラン」は、那須塩原市が独自に農業の活性化を目指す計画です。



目次

序章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間.....	1
3 計画の位置付け.....	2
4 現行計画の推進状況	2
第1章 本市の農業を取り巻く現状と課題.....	3
1 国・県の動向.....	3
(1)時代の潮流	3
(2)国の施策.....	8
(3)県の施策.....	10
2 本市農業の現状	12
(1)本市の概況	12
(2)本市農業の現状.....	14
(3)関連計画.....	20
3 農家の意向等.....	23
(1)農家アンケート	23
(2)関連団体調査	26
4 農業振興の課題	28
第2章 本市が目指す農業の方向性	29
1 将来像	29
2 基本方針.....	29
3 施策体系図	30
第3章 具体的な取組.....	32
基本方針1 人材の確保・育成	32
(1)新規就農者等の確保・育成	32
(2)農業経営の体質強化	34
基本方針2 生産力の向上	36
(1)生産力の向上	36
(2)畜産経営体の育成	38
基本方針3 消費拡大・安全対策の強化.....	40
(1)農産物のブランド化.....	40
(2)農産物等の安全性の確保	42
(3)地場産農産物の利用拡大	44
(4)食料の安定供給.....	46

基本方針4 農業生産環境の向上	47
(1)生産基盤の整備	47
(2)地域資源の保全と活用	50
(3)農村地域の防災力の向上	52
基本方針5 農村の振興	54
(1)関係人口の創出・拡大	54
(2)新たな所得機会の創出	56
(3)農業・農村の社会的価値の向上	58
(4)安心して農業や生活ができる農村環境づくり	60
第4章 計画の推進	62
(1)計画の推進体制	62
(2)計画の進行管理	62
資料編	63
1 策定経過	63
2 農家アンケート・関係団体アンケート	64
(1)農家アンケート	64
(2)関係団体アンケート	82
3 策定懇談会・庁内会議	86
(1)那須塩原市農業振興計画「元気アップアグリプラン」策定懇談会	86
(2)那須塩原市農業振興計画「元気アップアグリプラン」庁内検討会議	86
4 用語解説	87

序章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

農業は、食料安定供給や国土・環境保全是もとより、地域活性化を担う基幹産業として大きな役割を果たしています。本市では、首都圏域に近いという立地条件のメリットを生かした大規模な系統出荷のほか、直売を中心とした高原野菜や果物など1年を通じて多品種の農産物が栽培されており、市内に多く開設された直売所では色とりどりの新鮮な農産物が並べられ、那須塩原の農業の豊かさを感じることができます。

しかしながら、農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化、担い手の不足に加え、耕作放棄地の拡大や鳥獣被害の増加、さらには気候変動の影響など、年々厳しさを増しており、国・県においては、農業農村を活性化させるための各種施策を打ち出しているところです。

このような現状から、国・県の施策を活用し、本市独自の農業振興に取り組んでいく必要があります。令和4(2022)年度をもって「那須塩原市農業振興計画 元気アップアグリプラン」の計画期間が満了することから、引き続き本市の農業振興を図るため、農業を取り巻く環境の変化、国や県、本市のまちづくり方針に基づき、計画の施策評価等を踏まえ、新たな計画を策定します。

なお、本計画は今後の社会情勢などの変化に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

2 計画期間

本計画の上位計画である、「第2次那須塩原市総合計画(平成29(2017)年度～令和9(2027)年度)」と整合を図り、計画期間は令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。



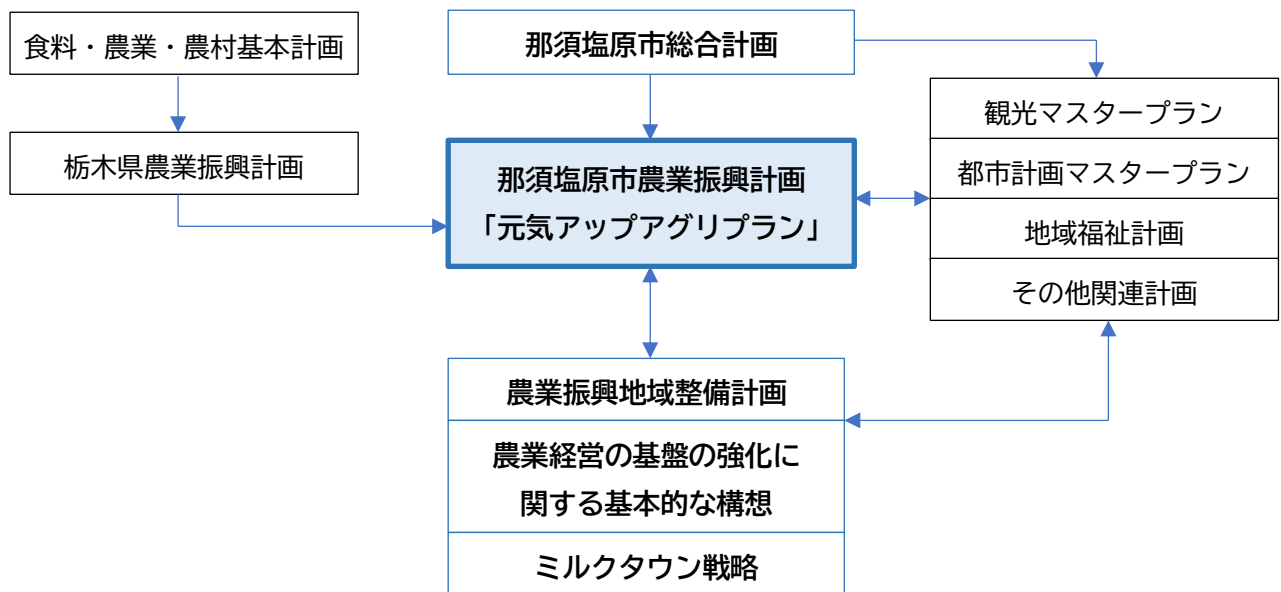
西那須野地区

3 計画の位置付け

本計画は、那須塩原市総合計画を最上位計画とし、その農業振興分野の個別計画として位置づけられます。本計画を推進することで、総合計画の実現に寄与します。

なお、施策の推進に当たっては、観光マスタープラン等の関連計画との整合を図るとともに、農業関連の個別計画の指針としての役割を担います。

計画の策定に当たっては、「食料・農業・農村基本計画」(令和2(2020)年3月)や「栃木県農業振興計画」(令和3(2021)年2月)との整合を図ります。



4 現行計画の推進状況

本市農業振興のため、那須塩原市農業振興計画「元気アップアグリプラン」(平成29(2017)年度～令和4(2022)年度)により施策の推進を図ってきました。その中の25項目ある「具体的な取組」について評価したところ、「概ね計画どおりの進捗」(80%以上)が18項目(72.0%)、「やや未達成」(50～80%)が6項目(24.0%)となっており、概ね施策の推進が図られています。

今回は自己評価であることから、今後は、より客観性を高めるため評価方法を検討していく必要があります。本計画では、数値目標を設定し、計画の進捗状況をよりわかりやすく点検できるようにしています。

第1章 本市の農業を取り巻く現状と課題

1 国・県の動向

(1) 時代の潮流

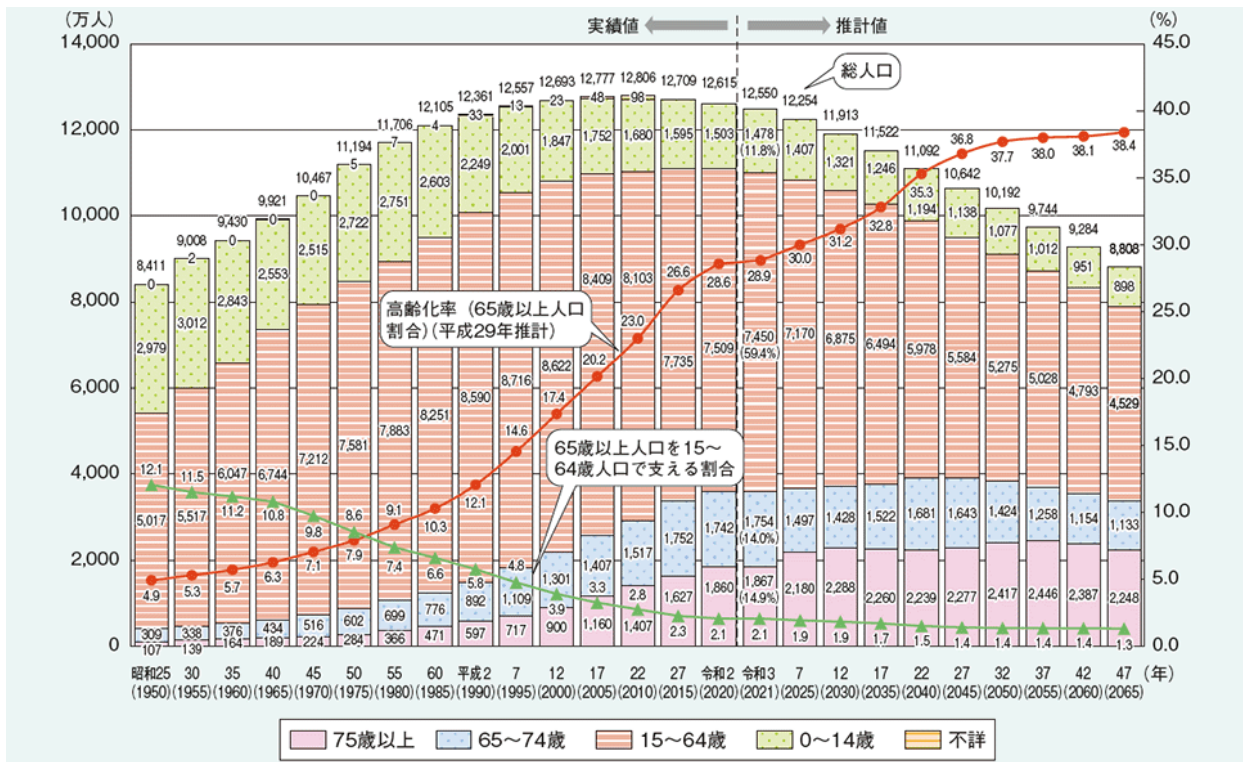
①人口減少・高齢化の進行

わが国の総人口は減少傾向にあり、今後も急激な減少と少子・高齢化が進行すると見込まれています。その結果として、食市場の縮小、中食・外食需要の増加が進み、需要動向に即した生産構造への転換、競争力のある農産物づくりなどへの取組が求められます。

基幹的農業従事者^{*}の減少にもつながり、人材の確保が大きな課題となります。半農半Xなど、多様な人材確保の取組が求められます。

^{*}ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

図 高齢化の推移と将来推計



出典：令和4(2022)年版高齢社会白書

②経済のグローバル化の進行

わが国の食糧自給率(令和3(2021)年度)は、カロリーベースで38%(前年より1%増)、生産額ベースで63%(前年より4%減少)となっており、近年、横ばいから微減傾向で推移しています。飼料自給率(令和3(2021)年度)は前年と同じ25%となっています。我が国の農業は、輸入への依存が大きい状況にあります。

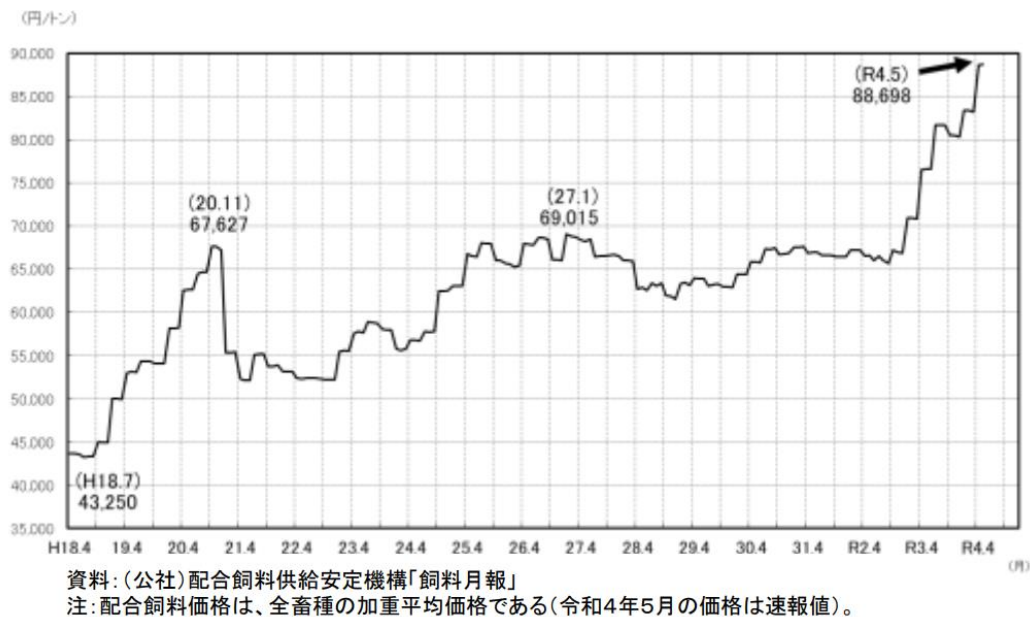
また、世界的な食糧需要の増大、異常気象による自然災害の発生、エネルギー危機、新

型コロナウイルス感染症等による流通への影響など、世界的な食料需給への影響、食料危機の発生が懸念されており、食料安全保障の確立の必要性が高まっています。

一方、農林水産物・食品の輸出拡大への期待も高まっています。

なお、那須塩原市の食料自給率(平成30(2018)年度)は、カロリーベースで117%、生産額ベースで180%と高い水準であり、飼料自給率(令和元(2019)年度)は18%となっています(「那須塩原市スマート農業導入調査等業務報告書」令和4(2022)年3月)。

図 配合飼料工場渡価格の推移



出典：農林水産省ホームページ「畜産の動向」(令和4(2022)年8月)より

③新型コロナウイルス感染症の影響

令和元(2019)年に発生した新型コロナウイルス感染症は、翌2(2020)年に我が国においても緊急事態宣言が発出されるなど、大きな影響を及ぼしました。外食産業をはじめとした業務用需要が減少したほか、特に、米については中食・外食向け需要が減少、畜産では処理不可能な生乳発生のおそれ(消費喚起等により回避)、花きではイベント等の中止・縮小等により業務用を中心に需要減少など、農業の分野においても多大な影響がありました。このため、国においてはNEW(乳)プラスワンプロジェクト、花いっぱいプロジェクトなどの取組を進めています。

今後も、新たな感染症等の発生の懸念があることから、対策を進める必要があります。

④食の消費・安全志向の意識

消費者の食への安全志向が高まっており、食品表示により原材料名や賞味・消費期限、保存方法、原料原産地名を確認できるようにするなどの取組は、消費者の信頼を確保するうえで重要となっています。

また、加工食品の国産原料使用の動きも拡大しているほか、平成30(2018)年度とちぎネットアンケートでも野菜の購入は新鮮さ、価格、国産であることが上位を占めています。

今後は、これまで以上に地産地消に取り組み、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食；日本人の伝統的な食文化」の活用なども検討していく必要があります。

⑤ ICTの進展

農業の担い手の高齢化や労働力不足に対応するとともに生産性を向上させていくため、国においてはデジタル技術を活用した農業への変革(農業のデジタルトランスフォーメーション(農業DX))を推進しています。

また、ロボットやAI、IoTなど先端技術を活用するスマート農業への取組も進められており、作業の自動化や情報共有の効率化、データの活用などに効果が期待できます。生産現場の課題を先端技術で解決する取組が求められています。

図 スマート農業のイメージ



出典：農林水産省ホームページより

⑥ 災害や気候変動等の農業への影響

近年、台風や豪雨などによる水害や土砂災害が増加しており、令和元(2019)年東日本台風の際には農作物や農業施設、農地などに大きな被害が発生しました。

これらは、地球温暖化による影響もその一要因として指摘されており、地球温暖化対策(令和32(2050)年までのカーボンニュートラル実現など)とともに、気候変動への適応策が推進されています。

国土強靱化への取組、農業生産基盤の整備など、ハード・ソフト両面からの対策が求められています。

⑦ 動植物防疫対策

豚熱(CSF)やアフリカ豚熱(ASF)、鳥インフルエンザなどの家畜疾病について、監視体制の整備、発生予防・まん延防止の取組、畜産物の安全性向上や野生動物の対策促進が進められています。

病虫害についても、侵入、まん延防止の取組が進められています。

⑧SDGs達成への貢献

SDGsは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことです。

SDGsは、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット(達成基準)から構成されます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料:国際連合広報センターホームページ

<農業>

農業は、SDGsのゴール2「飢餓をゼロに」と強い関わりがあります。ゴール2におけるターゲットは、持続可能な食料生産システムの確保、強靱な農業の実践、小規模食料生産者の所得倍増などがあります。一方で、耕作放棄地の増加や輸入食料品との価格競争等の課題も指摘されています。

儲かる農業を目指す必要

農業で利益をあげるとともに、雇用・農業従事者が増え、耕作放棄地も減少させていく必要があります。

また、輸入される食料品の残留農薬や添加物が人体に悪影響を与えているという懸念もあるほか、遠くから運ばれてくる食品は輸送の段階で多くの二酸化炭素を排出しているという課題もあります。

農業は、ゴール3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール8「働きがいも経済成長も」、ゴ

ール13「気候変動に具体的な対策を」などに関係します。

農業にイノベーションを起こす必要

アグリテックの進展によるスマート農業では、稲の生育管理にドローンや画像認識の技術、無人のトラクターなど、技術革新の進展が不可欠となります。これは、ゴール9「産業と技術革新の基盤を作ろう」に関係します。

儲かる農業のためパートナーシップが必要

農業は、飲食業や食品加工業、小売業などとのパートナーシップが不可欠です。これらの業種においても SDGs の取組が活発になっており、また、消費者も地産地消やフードロスの問題などに関心が高まっています。加工されてから廃棄、大量にとれてしまい捨てられる、形が悪いから規格外品等の問題を解決していくことは、ゴール12「つくる責任つかう責任」、ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」などに関係します。

<畜産業>

畜産業は、環境への負荷が大きいと考えられるようになっていますが、負荷が大きいからこそ、改善の効果も大きく、SDGsの大きな流れは環境負荷の軽減に取り組む畜産業者にとって追い風にしていけることができます。

温室効果ガス対策が必要

酪農、肉用牛の生産には多くの温室効果ガスが排出されており、世界の温室効果ガスの排出量の約14%が畜産業(平成25(2013)年、国連食料農業機関)とされています(餌の生産や飼育におけるCO₂の排出、牛のゲップなどのメタンガス)。排泄物から排出される一酸化二窒素を大幅に削減する技術開発、牛のゲップ削減のための研究なども進められています。

循環への取組が必要

飼料のほとんどは輸入されており、輸入の比率を減らす必要があります。パートナーシップによってこの課題に取り組んでいる畜産業者もあり、食品残渣などを飼料として活用する取組も進んでいます。

アニマルウェルフェアへの取組も必要

家畜を快適な環境下で飼養することで家畜のストレスや疾病を減らすことが重要であり、結果として、生産性の向上や安全な畜産物の生産にもつながるというアニマルウェルフェアの考え方の普及が図られています。ヨーロッパではアニマルウェルフェアの考えが消費者にも浸透しています。

農林水産省では、畜種ごとに作成された「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」等の普及を図っています。

(2) 国の施策

①食料・農業・農村基本計画（令和2（2020）年3月）

「食料・農業・農村基本計画」（概ね5年ごとに改定）では、施策の推進に当たっての基本的な視点を以下のとおり位置付けています。

- 1 消費者や実需者のニーズに即した施策の推進
- 2 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- 3 農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
- 4 スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- 5 地域政策の総合化と多面的機能の維持発揮
- 6 災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
- 7 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
- 8 SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策の展開

②みどりの食料システム戦略（令和3（2021）年5月）

みどりの食糧システム戦略（目標2050年、KPI目標2030年）では、持続可能な食料システムの構築に向け、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進することとしています。

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- ・農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- ・低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- ・輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- ・耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大
- ・2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- ・2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- ・エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ・ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人口種苗比率100%を実現

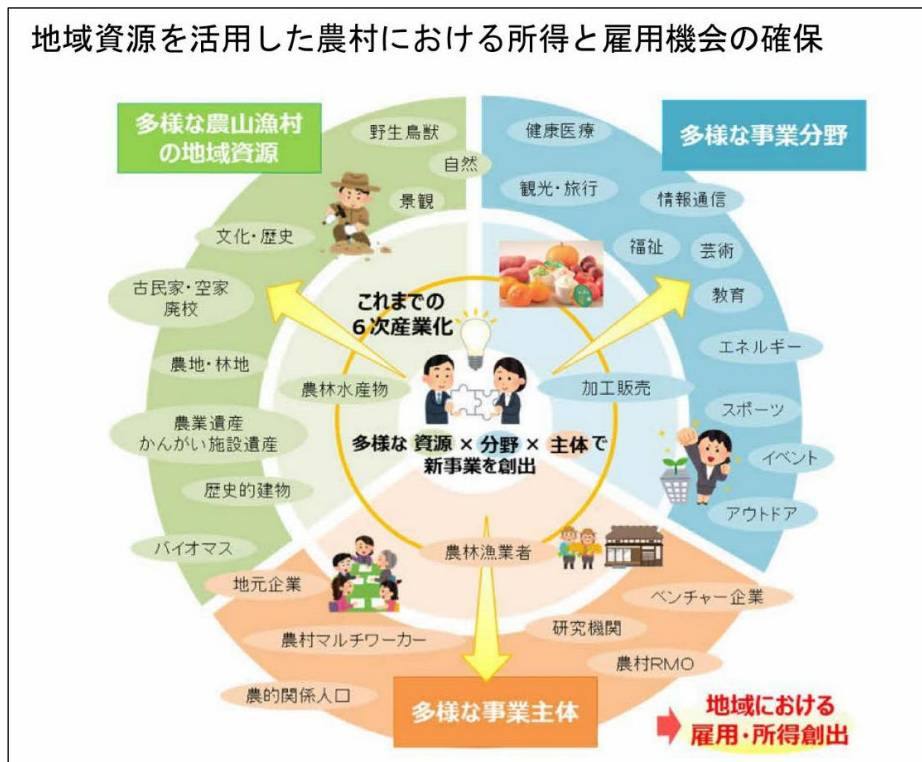
③農林水産業・地域の活力創造プラン（令和4（2022）年6月最終改定）

農林水産業・地域の活力創造プランは、令和4（2022）年6月に、食料安全保障の確立やみどりの食料システム戦略の中間目標等を追加して改定されました。

1. 食料安全保障の確立（食料安全保障強化に向け章として独立）
2. 国外の需要をさらに取り込むための農林水産物・食品の輸出促進
3. 農林水産業のグリーン化
4. スマート農業の推進（スマート農業人材の育成等について追記）
5. 6次産業化等の推進
6. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
7. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
8. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進
9. 更なる農業の競争力強化のための改革
10. 人口減少社会における農山漁村の活性化
11. 農業の生産基盤強化のための新たな政策展開
12. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理
13. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化
14. 東日本大震災からの復旧・復興
15. 農業DXの推進

④新しい農村政策の構築（令和4（2022）年4月）

新しい農村政策の構築(正式名「地方への人の流れを加速化させ持続的・低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築」(令和4(2022)年4月))では、しごと、暮らし、土地利用、活力について、その方向性を示しています。



(3) 県の施策

栃木県では、栃木県農業振興計画2021-2025「とちぎ農業未来創生プラン」(令和3(2021)年2月)により、「成長産業として持続的に発展する農業・栃木」を基本目標とした農業振興を図っています。

プランの趣旨

「とちぎ農業未来創生プラン」は、10年後(令和12(2030)年)を展望した本県農政の基本指針であり、農業・農村振興の基本的な方向性とその実現に向けた重点的な取組を明らかにしています。

この計画に基づき、農業者をはじめ、市町、農業団体等と連携・協力しながら、それぞれの役割分担のもと、本県農業・農村を振興していきます。

期間

このプランは、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を計画期間とします。

プランの基本構成

I 農業・農村をめぐる情勢

- | | |
|-----------------|---------|
| 1 本県農業・農村の現状と課題 | 2 時代の潮流 |
| 3 全国における本県農業の位置 | 4 農業の価値 |

II 本県農業・農村の将来像

本県農業・農村の潜在力を最大限に生かした稼げる農業が展開され、子どもたちが夢を抱き、人々が集い、未来につながる農業・農村が実現

III 農政の基本方針

1 基本目標

『成長産業として持続的に発展する農業・栃木』

2 施策の展開方向



3 基本施策

〈人材の確保・育成〉 〈生産力の向上〉 〈販売・PR力の強化〉
〈消費拡大・安全対策の強化〉 〈農業生産環境の向上〉 〈農村の振興〉

IV 重点戦略

戦略1 明日へつなぐ

- (1) 地域農業を持続的に支える仕組みづくり
- (2) 意欲ある人材の参入促進

戦略2 強みを伸ばす

- (1) 新たな施設園芸の展開
- (2) 稼げる水田農業の実現
- (3) 栃木の畜産力強化に向けた展開
- (4) “選ばれる栃木の農産物”の実現
- (5) 次代を見据えた研究開発の推進

戦略3 呼び込み・拓く

- (1) 新しい人の流れの創出による農村地域の活性化
- (2) 安全・安心な栃木の農村づくり

V 地域計画

河内地域

宇都宮市・上三川町

上都賀地域

鹿沼市・日光市

芳賀地域

真岡市・益子町・茂木町
市貝町・芳賀町

下都賀地域

栃木市・小山市・下野市
壬生町・野木町

塩谷南那須地域

矢板市・さくら市

那須烏山市・塩谷町

高根沢町・那珂川町

那須地域

大田原市・那須塩原市
那須町

安足地域

足利市・佐野市

また、地域計画では、本市は那須地域に含まれ、以下のように位置づけられています。

那須地域～時代を超えて持続的発展を目指す那須の農業～

計画の推進方向

- 那須野ヶ原水田農業の確立
- 那須地域における持続可能な畜産経営への取組「畜産力の強化」
- 地域資源を生かした農村地域の活性化

地域戦略1 那須野ヶ原水田農業の確立

水稲+ねぎなど那須地域にあった家族労力を中心とした安定複合経営の確立を支援するとともに、集落営農組織の連携や合併を推進し、経営強化を図ります。

また、土地利用型経営の所得向上を図るため、農地の大区画化や経営発展に合わせた先端技術の導入による作業の効率化及び良質・良食味米の産地である地域の特徴を生かした米のブランド化を推進します。

主な取組

- ◆水稲+ねぎなど地域にあった水稲+園芸複合経営の確立
- ◆実需が求める良食味米生産技術の確立と省力・低コスト稲作技術の普及
- ◆人・農地プランでの話し合いによる担い手の確保・育成及び農地の集積・集約化

地域戦略2 那須地域における持続可能な畜産経営への取組「畜産力の強化」

水田における飼料作物の生産と利用を拡大して、耕畜連携による資源循環型農業を推進するとともに、飼養管理の省力化・効率化を図るためにスマート農業技術導入を推進するなど、畜産力の強化を図ります。

主な取組

- ◆スマート農業技術導入による畜産力の強化・効率的な飼養管理技術の確立支援
- ◆規模拡大農家、新規就農者や新規参入者等担い手の確保・育成
- ◆生産基盤強化のため水田を活用した飼料作物の栽培利用の拡大

地域戦略3 地域資源を生かした農村地域の活性化

那須地域の多彩な地域資源を最大限に生かした農村地域の活性化を図るため、農村拠点施設の機能強化等を支援するとともに、食を中心とした「農・宿・湯・遊」をつなぐ仕組みづくりと地域組織等の育成を進めます。

主な取組

- ◆拠点施設の機能の多様化と組織間連携等による農村拠点施設の機能強化
- ◆地域資源を生かした都市農村交流の促進に向けた組織の育成
- ◆新規就農者や農業後継者等による「仲間づくり拠点」の形成による魅力ある地域づくり活動の推進

2 本市農業の現状

(1) 本市の概況

①位置と地勢

本市は、栃木県の北部に位置し、東京都から150km圏、宇都宮市からは約50kmの距離にあり、広大な那須野が原の北西一帯を占めています。

市の面積は592.74km²で、西部に高原山、北部に大佐飛山や那須連山の最高峰三本槍岳などの山岳部があります。面積の約半分を占める山岳部は、日光国立公園を形成し、塩原温泉郷と板室温泉、三斗小屋温泉の温泉地を有し、初夏の新緑、秋季の紅葉など四季折々の多彩な表情を持っています。

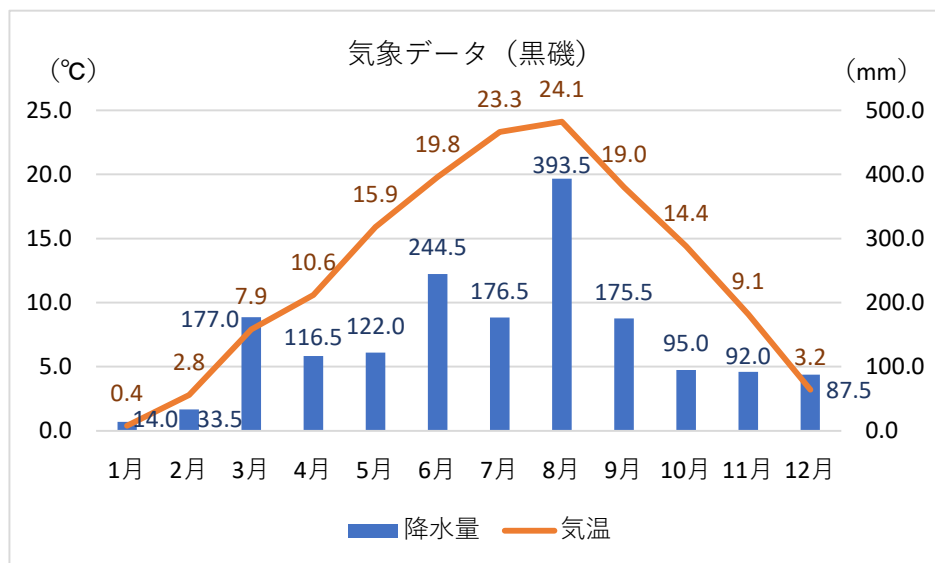
市域の南東部は、那珂川や箒川などにより形成された、緩やかな傾斜の平地が広がる複合扇状地であり、扇中央部には本州有数の酪農地帯、扇端部には田園地帯が広がっています。

標高は、最高地点が三本槍岳山頂の1,917m、最低地点は最南部の約210mとなっており、約1,700mの標高差があります。

また、市域を南西から北東にかけてJR東北新幹線、JR宇都宮線、東北縦貫自動車道及び国道4号の幹線道が縦貫しており、JR西那須野駅、JR那須塩原駅、JR黒磯駅を中心に市街地が広がっています。

②気候

本市は高原性の冷涼な気候であると言われていたますが、令和3(2021)年までの10年間では、平成30(2018)年の7月と8月に最高気温35.1℃を、一方、同年1月に最低気温マイナス12.1℃を記録しました。年間の平均気温(令和3(2021)年)は12.5℃で、各年とも夏季と冬季の寒暖差は40℃以上あります。降水は夏季に多く、近年の年間降水量は概ね1,200mm～1,900mmで推移しています。また、冬季には山地を中心に積雪があり、4月下旬でも一部の地域には残雪が見られます。



資料: 気象庁ホームページより(2021年黒磯気象観測所)

③開拓の歴史

那珂川と箒川に挟まれた広大な扇状地である那須野が原は、明治政府の殖産興業政策により移住者による開拓が本格化したものの、厚い砂れき層が堆積していることから「手に掬う水もなし」と言われるほど、水を得ることが容易ではありませんでした。

こうした背景から、国家的事業として開削されたのが那須疏水です。明治18(1885)年、西岩崎に那珂川の取水口を設け、千本松までの16.3kmの本幹水路が完成、翌年には第一から第四の分水路が完成しました。

今では福島県の「安積疏水」や滋賀県と京都府をまたぐ「琵琶湖疏水」と並ぶ「日本三大疏水」の一つとして、那須野が原の大動脈となり大地を潤しています。

④交通

鉄道は、市域を南西から北東にかけて東北新幹線とJR宇都宮線が縦貫しており、JR西那須野駅、JR那須塩原駅、JR黒磯駅の3つの駅があります。新幹線を利用すれば、東京駅までの所要時間は約70分です。

道路交通は、東北縦貫自動車道及び国道4号の国土交通軸が縦貫しており、市内には黒磯板室インターチェンジ、西那須野塩原インターチェンジがあります。

最寄りの空港は福島空港で、高速道路による所要時間は約50分です。

⑤産業

本市には、多彩な産業がバランスよく立地しています。

農業では、「生乳産出額全国2位のまち」としての地位を築いている酪農を始め、ほうれんそう・大根などの高原野菜や食味ランキングで「特A」の評価を受けている銘柄もある水稻、夏から秋にかけて収穫される夏秋どりいちごなど、特色ある作物が生産されています。

観光では、明治・大正時代に多くの文人が訪れ、1,200年以上の歴史がある塩原温泉郷や「下野の薬湯」と言われ、深い山間にたたずみ自然あふれる素朴な湯治の里として親しまれている板室温泉を始め、那須野が原開拓に関わった明治の元勲の歴史的遺産や特色ある3つの「道の駅」などがあり、多くの観光客が訪れています。

商業では、JRの駅周辺や国道4号などの幹線道路周辺の市街地に立地する食料品店、飲食店、自動車販売店などに加え、平成20(2008)年オープンのアウトレットモールや複合型映画館(シネマコンプレックス)を併設した大型ショッピングモールなどの大型商業施設も進出しています。

工業では、市内7か所の工業団地・産業団地に加え、タイヤ、飲料品、乳製品、畜産加工品などの工場が立地し、大手企業の生産拠点となっています。本市の製造品出荷額等(中分類)の第1位はゴム製品製造業となっており、令和元(2019)年の製造品出荷額等の940.0億円は全国でも第6位となっています。

⑥人口

令和2(2020)年国勢調査によると、本市の人口は115,210人です。これは県内で6番目の人口であり、県北地域では最も多い人口となっています。

年齢3区分別人口構成比は、年少人口(0~14歳)が12.6%、生産年齢人口(15~64歳)が59.0%、老年人口(65歳以上)が28.4%となっており、栃木県の構成と比べると年

少人口と生産年齢人口の割合が多く、全国の構成と比べると年少人口の割合が多くなっています。

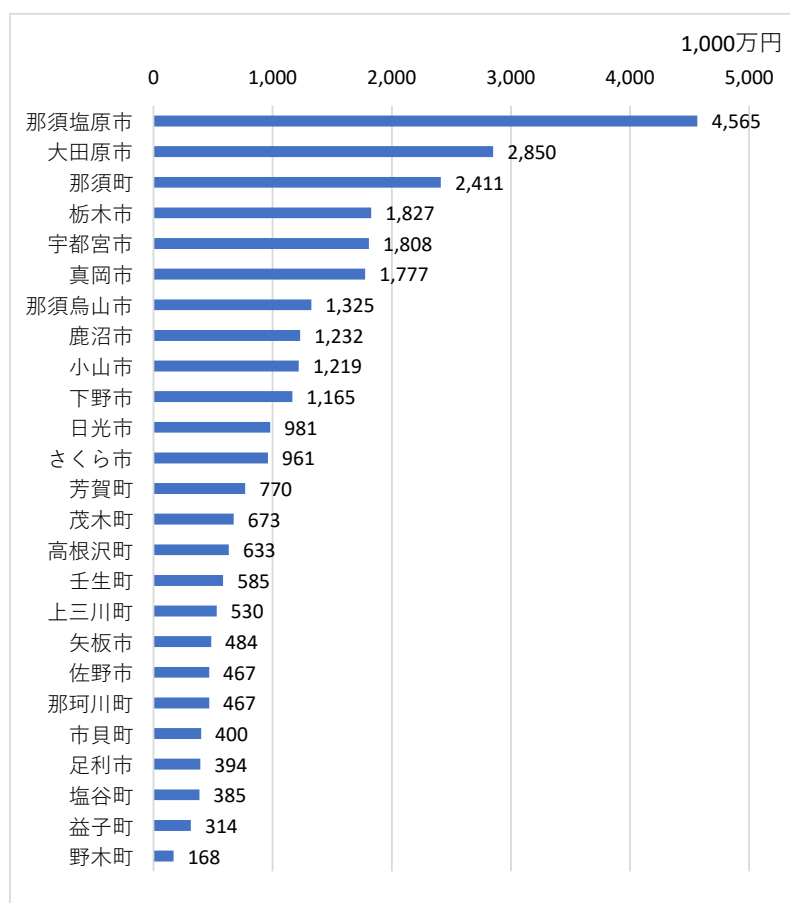
(2) 本市農業の現状

①農業生産

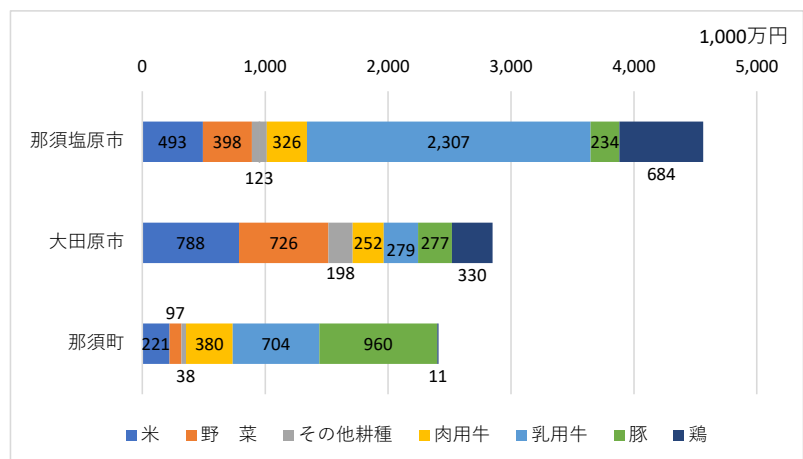
令和2(2020)年の県内市町村の農業産出額をみると、本市は県内で最も多く、約457億円となっています。第2位と第3位は隣接する大田原市と那須町となっています。

内訳をみると、「乳用牛」が約231億円であり本市農業産出額の50.5%を占めており、畜産全体では約355億円、77.8%を占めています。農業産出額は、令和2(2020)年で全国8位となっています。

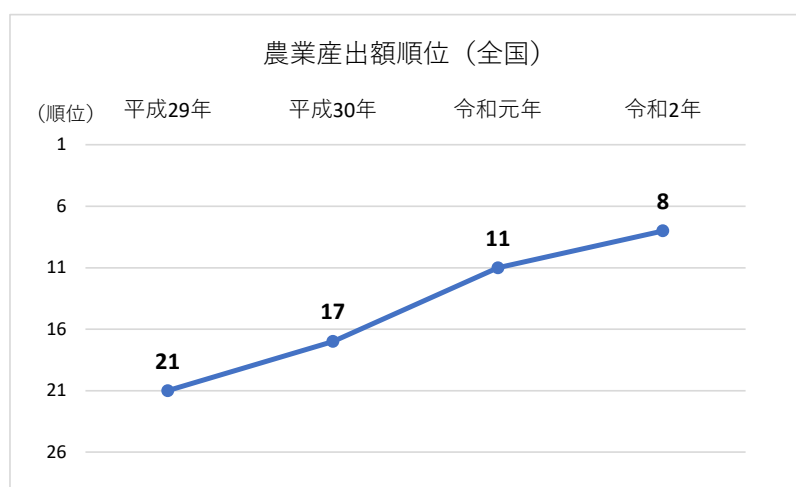
本市は「乳用牛」が、大田原市は「米」や「野菜」の耕種が、那須町は「豚」が多く、それぞれ特徴を有しています。



資料:「市町村別農業産出額(推計)」農林水産省(令和2(2020)年)



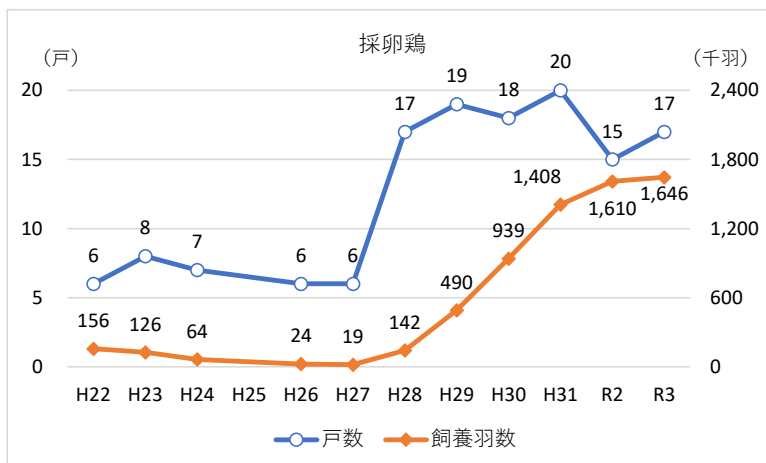
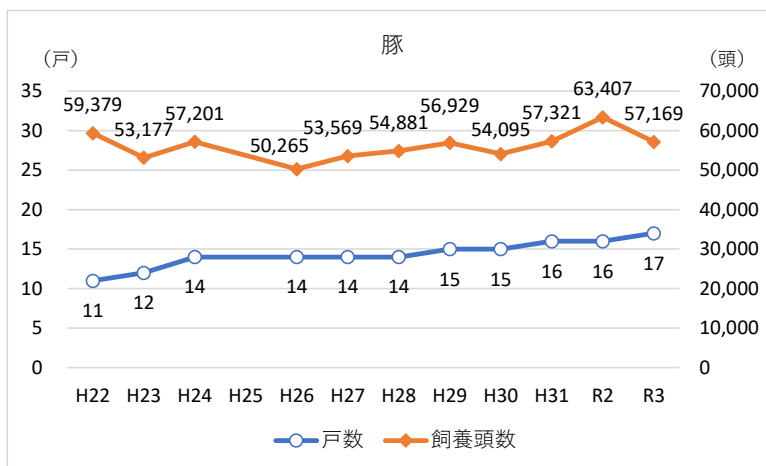
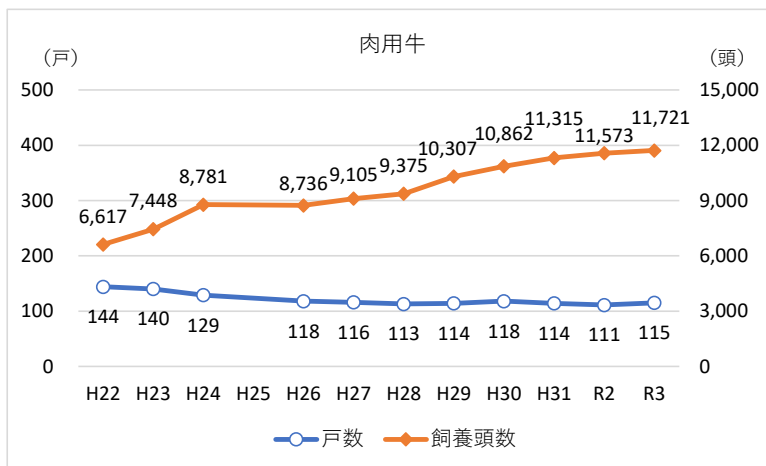
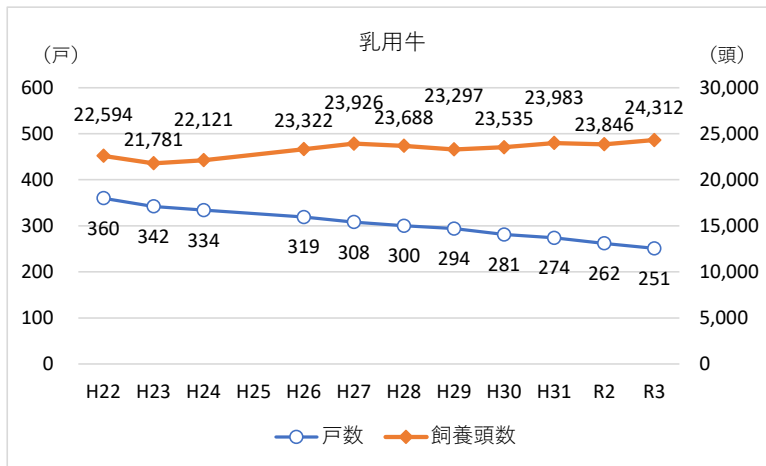
資料:「市町村別農業産出額(推計)」農林水産省(令和2(2020)年)



資料:「市町村別農業産出額(推計)」農林水産省

近年、輸入飼料価格や燃料費の高騰、また、貿易摩擦等の影響による不安などを背景に、離農する農家が増加し、乳用牛及び肉用牛生産の飼養戸数が減少傾向にあることから、市の基幹的産業である畜産業においても、厳しい環境となっています。

将来にわたり持続可能な畜産業としていくためには、地域の関係者が連携し、酪農の経営基盤を支える担い手の確保、生乳産出額全国2位を生かしたまちづくりの推進等により、地域全体で収益性を向上させる取組が求められています。



資料：家畜伝染病予防法に基づき定期報告(栃木県)

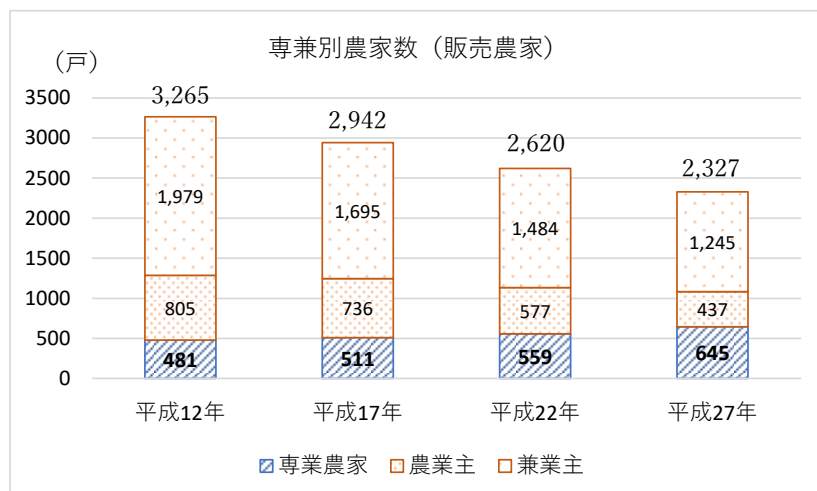
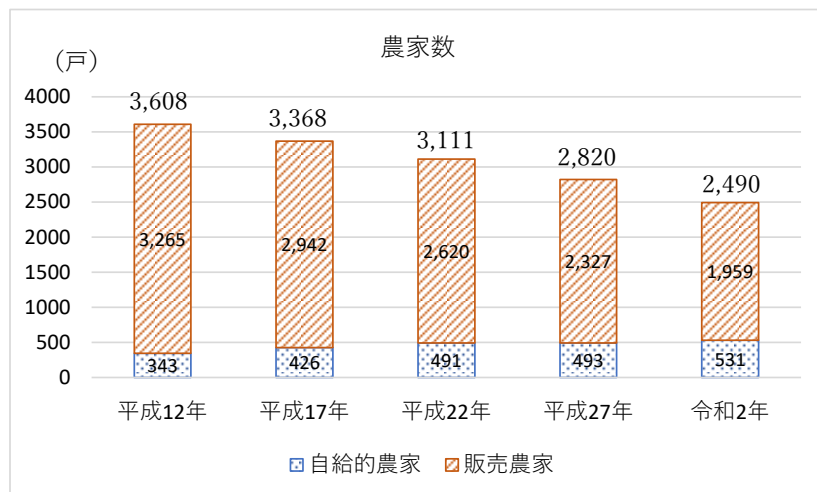
②担い手

農家数は、令和2(2020)年現在、2,490戸であり、販売農家が1,959戸、自給的農家が531戸であり、平成27(2015)年時点の販売農家のうち、専業農家が645戸、農業主が437戸、兼業主が1,245戸となっています。

総農家数及び販売農家数は減少傾向であり、自給的農家数は増加傾向となっています。販売農家のうち、専業農家は増加傾向に、“兼業農家”は減少傾向になっています。

農業従事者の高齢化や後継者不足のため、農業の担い手確保が喫緊の課題であり、また、農業従事者減少に伴う遊休農地の増加も問題視されています。加えて、農業のグローバル化に伴い、企業や大規模経営者にとってビジネスチャンスが広がる一方で、本市の大半を占める小規模経営者の置かれる環境は、さらに厳しさを増すことが懸念されています。

昨今の農業情勢を取り巻く環境に対応し、持続可能な農業経営を推進するためには、農業経営者(以下、農家)個々のレベルアップ・競争力アップが必要であることから、農家の経営基盤強化を支援するとともに、農地の確保・保全に努めていくことが求められています。



資料：農林業センサス

③農地及び農業生産基盤

令和2(2020)年の経営耕地面積は8,455haであり、減少傾向で推移しています。内訳をみると、田は5,758ha で減少傾向、畑は2,633haで増加傾向となっていますが、販売農家でみると、田及び畑とも減少傾向です。販売農家の1農家当たり耕地面積は平成27(2015)年で3.52haであり、増加傾向で推移しています。

農地転用をみると、件数は横ばい傾向ですが、面積は近年増加しています。

農業農村の有する国土の保全、水源の涵養(かんよう)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能が将来にわたって持続的に発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や生産効率の高い農地の確保を進め、意欲ある農家が農業を継続できる環境を整えることが急務となっています。

経営耕地面積

各年2月1日現在、単位:ha

	総農家				販売農家				
	総面積	田	畑	樹園地	総面積	田	畑	樹園地	1農家当たり耕地面積
平成12年	9,076	6,556	2,306	214	9,012	6,521	2,281	210	2.76
平成17年	8,931	6,455	2,415	61	8,707	6,453	2,196	58	2.96
平成22年	8,818	6,357	2,402	60	8,468	6,291	2,119	60	3.23
平成27年	8,648	6,099	2,454	95	8,191	6,027	2,073	90	3.52
令和2年	8,455	5,758	2,633	65	※ データ	未公表			

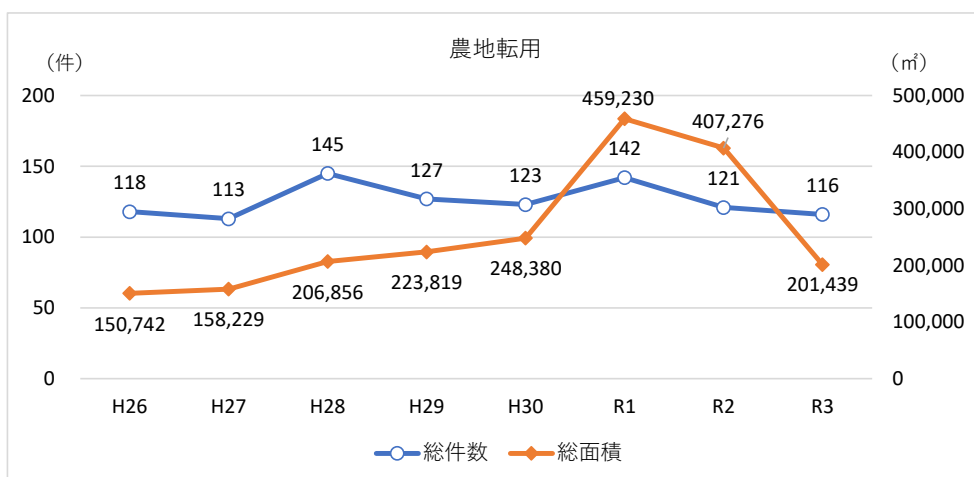
資料:農林業センサス

主要農作物作付面積・収穫量

各年1月～12月、単位:ha, t

作物名	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量
水稻	4,380	25,500	4,330	23,200	4,340	25,200	4,320	34,300	4,170	23,700	3,990	22,700
小麦	54	152	58	156	31	96	38	123	20	54	14	30
二条大麦	175	666	182	771	178	691	178	621	195	769	215	852
六条大麦	59	198	56	191	40	121	42	157	45	140	45	151
大豆	168	326	154	245	138	260	142	202	106	177	101	150

資料:作物統計調査(市統計書)



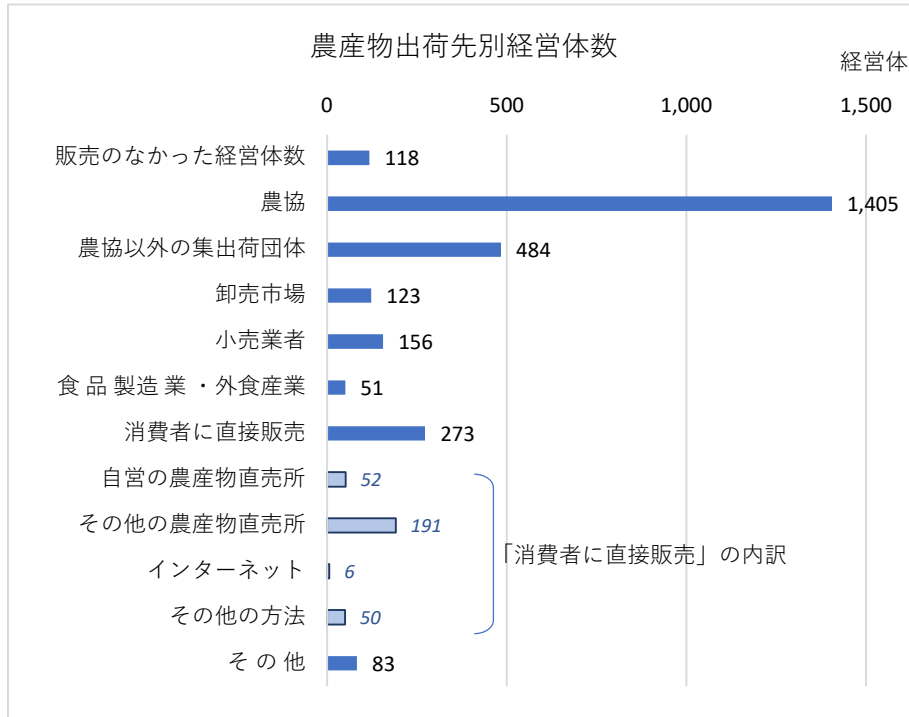
資料:農業委員会

④出荷先

出荷先は「農協」が1,405 経営体、「農協以外の集出荷団体」が484 経営体などとなっています。「消費者に直接販売」は 273 経営体であり、そのうち「自営の農産物直売所」が52 経営体、「その他の農産物直売所」が191 経営体などとなっています。

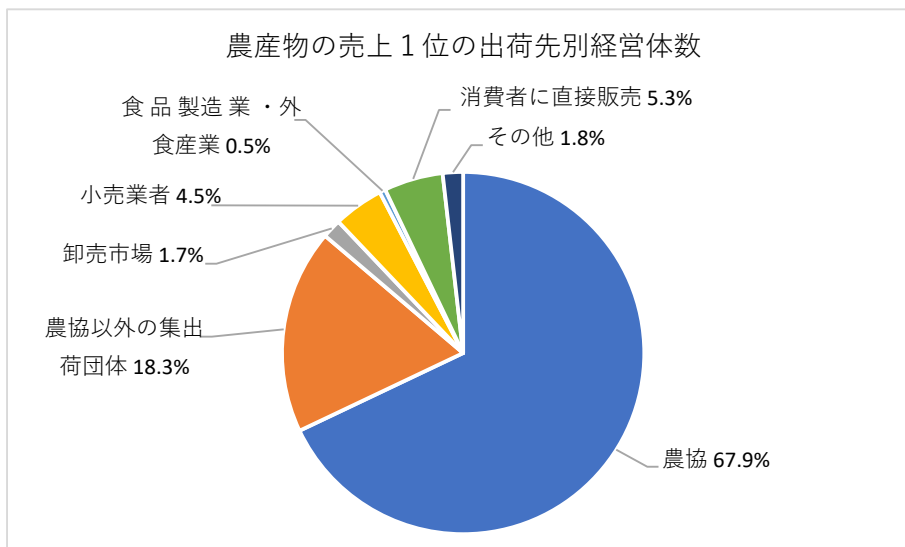
農産物の売上 1 位の出荷先は、販売のあった経営体のうち、「農協」が 67.9%を占め、次いで「農協以外の集出荷団体」が 18.3%、「消費者に直接販売」が 5.3%、「小売業者」が 4.5%などとなっています。

農産物出荷先別経営体



資料：農林業センサス

農産物の売上 1 位の出荷先経営体（販売のあった経営体＝1,878）



資料：農林業センサス

(3) 関連計画

①総合計画（前期基本計画）（平成29（2017）年3月、令和3（2021）年6月改定）

那須塩原市総合計画前期基本計画（目標：令和4（2022）年度）では、農業関連の主な施策として、「6-1 農林業を活性化させる」、「6-2 畜産業を活性化させる」が位置付けられています。なお、令和5年（2023）度を初年度とする後期基本計画（目標：令和9（2027）年度）の内容と整合を図る必要があります。

基本施策6 まちの活力を高めるために

6-1 農林業を活性化させる

目指すまちの姿

農家の経営基盤の強化や農地の集積により農業所得が向上し、魅力ある産業となることで、農業の担い手が確保され、持続可能な農業が行われています。

林業の生産性の向上と適正管理による品質の向上により、林業経営が強化されています。

6-2 畜産業を活性化させる

目指すまちの姿

畜産農家の経営基盤の強化により、農業所得が向上し、魅力ある産業となることで畜産業の担い手が確保され、持続可能な畜産業が行われています。

②まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27（2015）年3月、令和3（2021）年9月最終改定）

那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略（目標：令和4（2022）年度）における農業に関連する施策としては、雇用に関連して「（4）新規就農者・新規創業者への支援」及び「（5）スマート農業の推進」が位置付けられています。なお、令和5（2023）年度を初年度とする次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容と整合を図る必要があります。

第7節 重点施策

1. Koyou（雇用）【市内への企業立地促進・雇用の創出】

（4）新規就農者・新規創業者への支援

最長5年間の農業次世代人材投資資金のほか、本市の特色を生かした園芸作物栽培への補助など、新規就農者への支援を行います。また、関係団体等と連携し、農業の6次産業化を促進します。

新規創業者がチャレンジしやすい環境作りのため、市内商工会等と連携し、育成指導支援を行います。

（5）スマート農業の推進

本市の農業特性や生産環境、社会情勢などを踏まえつつ、農作業における効率化・省力化につながるスマート農業を調査研究し、最先端技術の導入を促すことで、誰もが働きやすい環境を整え、雇用の創出を推進します。

【令和4年度における重要業績評価指標（KPI）】

○ 新規就農者支援件数 105件※

※は計画期間における累計値

○ 新規創業者数 170件※

③那須塩原市観光マスタープラン（令和3（2021）年3月）

本市の観光は、農業振興を図るうえでも重要であり、観光マスタープラン(目標:令和9(2027)年度)を推進することで、合わせて農業振興に努めています。

第4章 具体的な施策の展開

2 施策の展開

基本方針1 持続的かつ競争力のある観光地域づくり

周遊・体験型商品・サービスの創出

日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」の推進

那須塩原ブランド認定品の普及と拡大

基本方針4 強靱な観光地経営基盤づくり

農観商工連携の推進

地産地消推進(地域応援)

ふるさと納税の拡充

④都市計画マスタープラン（平成21（2009）年3月）

那須塩原市都市計画マスタープラン(目標:令和7(2025)年)では、農業等に関する現状や課題の整理、農地に関する保全・活用等の方針を位置づけています。

全体構想

3. 分野別方針

(1) 土地利用の方針

2) 田園環境保全エリア

郊外の平野部においては、本市の特徴である田園景観の保全を図り、集約型都市構造の実現の観点からも、積極的な都市基盤の整備を行わず、宅地化については市街地エリアで行うよう、誘導を図ります。

1. 農地

本市の特徴・活力の一翼を担う酪農業や農業の発展に向けて、都市的土地利用の混在を防止し、農地の保全を図ります。既に宅地化の進む地域の農地については、都市計画と農業振興で十分に調整を行い、適正な土地利用を図っていきます。

(3) 緑と水、環境の整備・保全方針

1) 自然資源の保全と活用

3. 農地の保全と活用

- ・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業の振興
- ・農地法に基づく農地の保全
- ・開発行為に対する土地開発指図書による周辺環境との調和への誘導

⑤ミルクタウン戦略～ミルクでつなぐまちづくり～（令和4（2022）年9月素案）

生乳産出額全国2位の本市では、「ミルクタウン戦略」により、畜産の振興等を図っています。

酪農を主軸とする地域活性化の方向性

- ・魅力ある酪農のまちづくりを推進する
- ・持続可能な酪農の経営基盤を確保する

基本方針

1 基本的な考え方

- (1)魅力ある酪農のまちづくりを推進する
- (2)持続可能な酪農の経営基盤を確保する
- (3)地域ぐるみで取り組む

2 基本目標

基本目標1 仲間とつながる

- 戦略1 生乳を利用した仲間づくり支援
- 戦略2 「9月2日は牛乳の日」の普及促進

基本目標2 魅せるものをつくる

- 戦略3 生乳を活用したものづくり支援
- 戦略4 ものづくり人材の確保・育成
- 戦略5 オリジナル乳製品の研究開発

基本目標3 魅せる場をつくる

- 戦略6 新しい販路の開拓
- 戦略7 魅せる場の創出

基本目標4 安心して働ける場をつくる

- 戦略8 担い手確保への支援
- 戦略9 生産基盤整備への支援
- 戦略10 経営環境改善への支援

⑥那須塩原市酪農・肉用牛生産近代化計画書（令和4（2022）年3月）

那須塩原市酪農・肉用牛生産近代化計画では、酪農及び肉用牛生産の競争力の強化や飼料生産基盤の拡充、畜産衛生対策の充実・強化、消費者の信頼確保、消費者ニーズを踏まえた生産・供給、畜産環境対策など方針を位置づけているほか、令和12(2030)年度には飼養頭数26,000頭を目指しています。

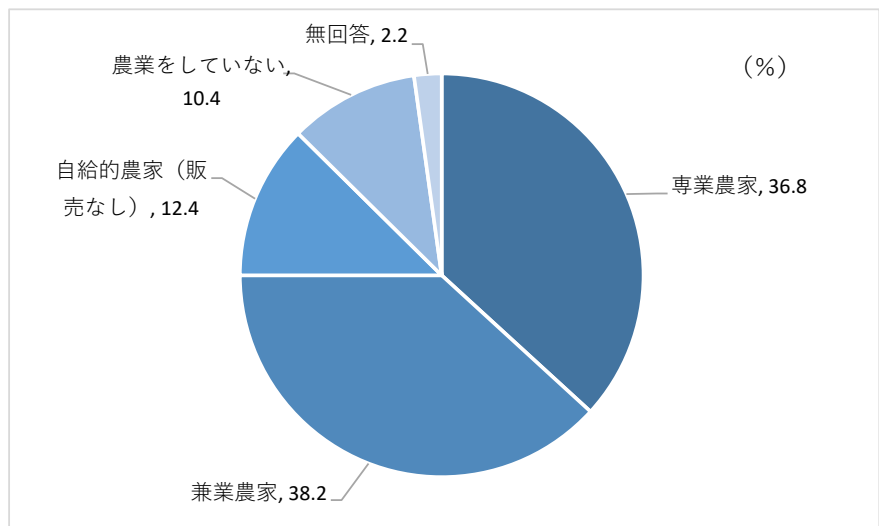
3 農家の意向等

(1) 農家アンケート

- ア 対象者数 2,490人
- イ 有効回収数 1,921人
- ウ 有効回収率 77.1%
- オ 調査方法 那須塩原市むらづくり推進員による配布・回収
- カ 調査期間 令和3(2021)年11月26日～令和3(2021)年12月17日

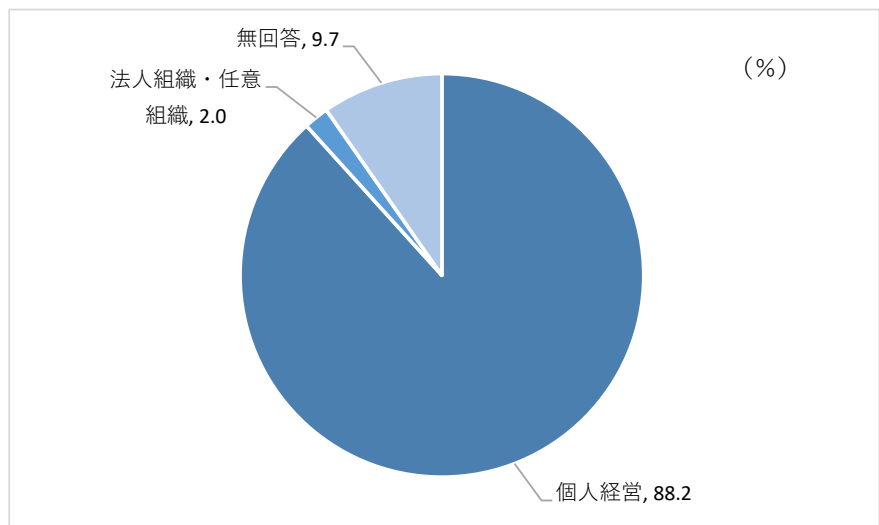
①農業経営の種類

農業経営の種類は、「専業農家」が36.8%、「兼業農家」が38.2%、「自給的農家(販売なし)」が12.4%、「農業をしていない」が10.4%となっています。



②農業経営の形態

農業経営の形態は、「個人経営」が88.2%、「法人経営・任意組織」が2.0%、「法人組織・任意組織」が2.0%となっています。

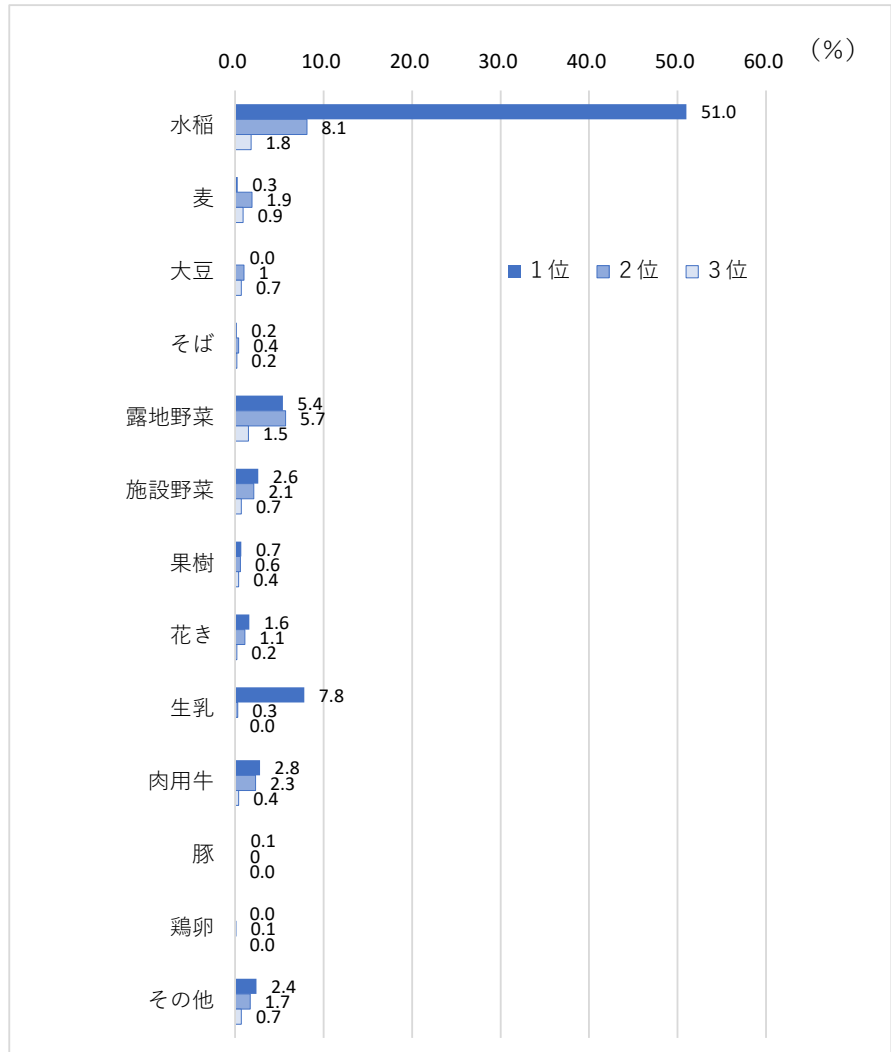


③販売金額

販売金額 1 位は、「水稲」が51.0%、「露地野菜」と「施設野菜」の“野菜”が8.0%、「生乳」が7.8%、「肉用牛」が2.8%などとなっています。

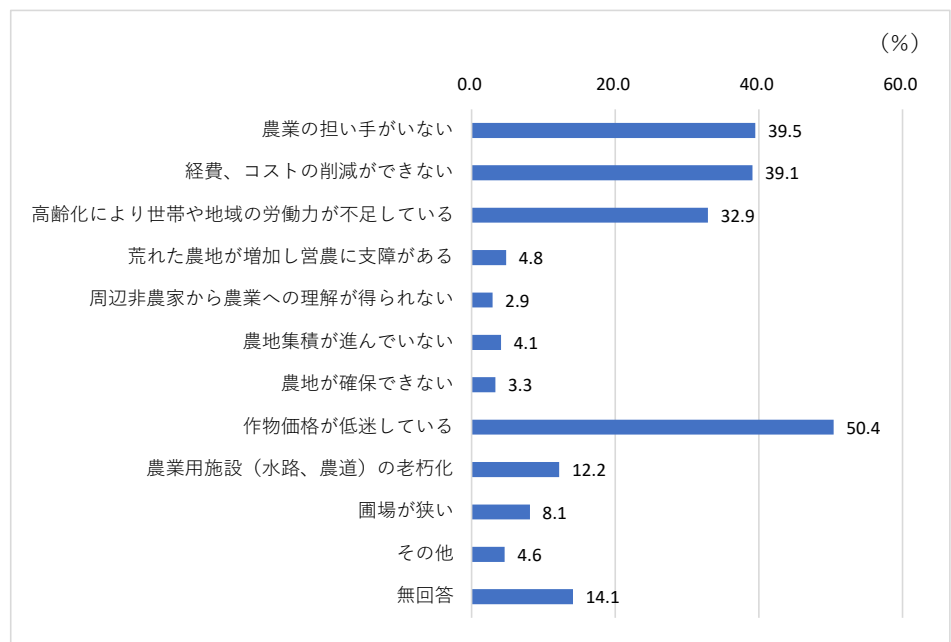
また、販売金額 2 位は、「水稲」が8.1%、「露地野菜」と「施設野菜」の“野菜”が7.8%「肉用牛」が2.3%などとなっています。

農業産出額では「生乳」が多くなっていますが、約半分の農家(51.0%)は「水稲」が第1位です。



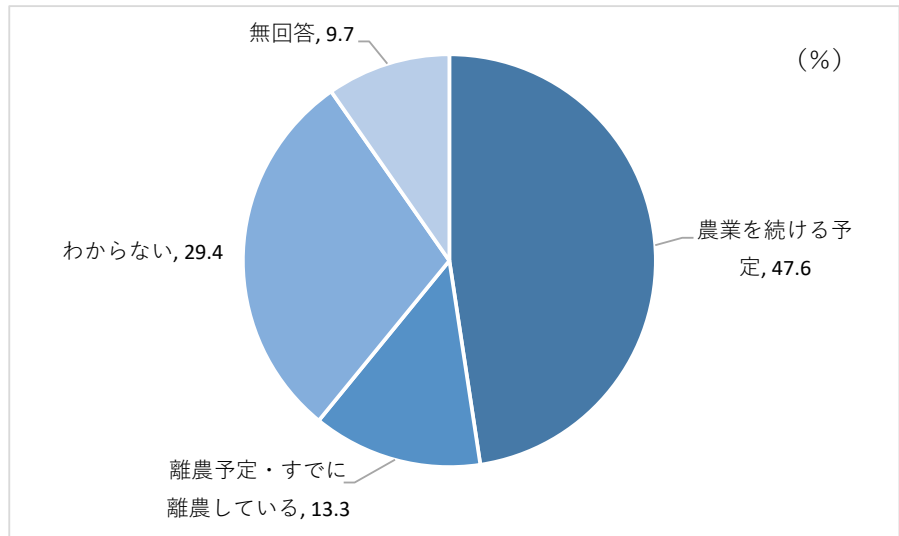
④不安や問題点

農業を続けていく上での不安や問題点は、「作物価格が低迷している」が50.4%、「農業の担い手がない」が39.5%、「経費、コストの削減ができない」が39.1%などとなっています。



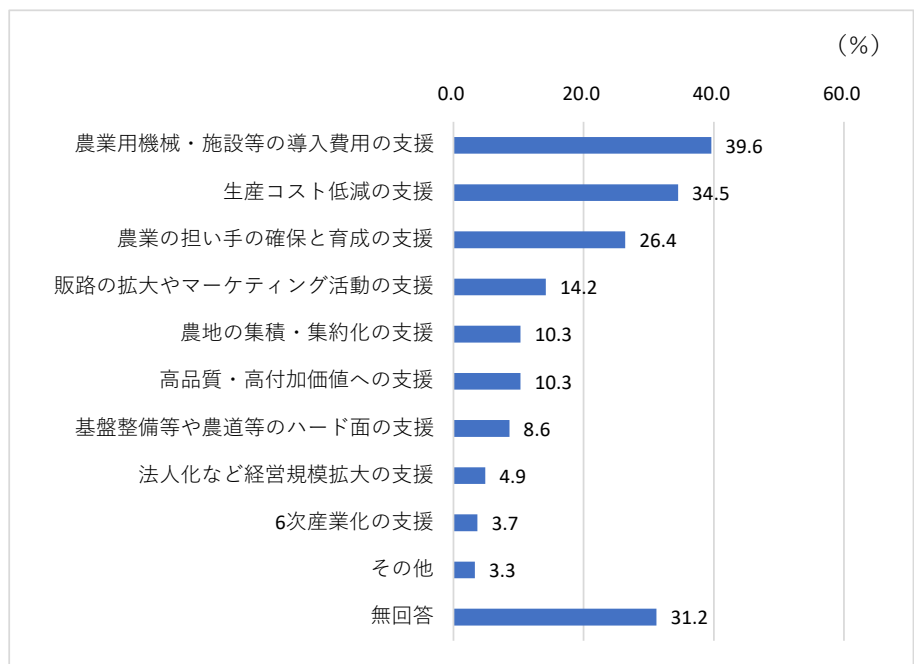
⑤5年後の農業経営

5年後の農業経営については、「農業を続ける予定」が47.6%、「離農予定・すでに離農している」が13.3%、「わからない」が29.4%となっています。



⑥必要な行政等の支援

農業経営の持続に必要な行政や農協等の支援は、「農業用機械・施設等の導入費用の支援」が39.6%、「生産コスト低減の支援」が34.5%、「農業の担い手の確保と育成の支援」が26.4%などとなっています。



(2) 関連団体調査

農業関連団体に対し、アンケート調査(記述式)を行い、回答のあった14団体の意見等を整理しました。

1) 地域の農業の問題点、課題について

①新型コロナウイルス感染症により、どのような影響がありましたか？

- ・生産者や従業員の感染により生産量の落ち込み
- ・米の消費の大幅減と米価低迷、過剰在庫
- ・宅配などのセット野菜に切り替える消費者が増え、市場流通だけでは販売困難
- ・首都圏からの顧客が減少し、直売所等の売上も減少
- ・生産組織や女性会活動等の活動自粛による情報交換、コミュニケーション機会の減
- ・海外からの技能実習生の入国制限。人材不足の慢性化

②輸入飼料・肥料、原材料等の高騰により、どのような影響が生じていますか？

- ・農産物生産に必要な不可欠な材料を確保するため、経費の支出増(肥料、飼料、種子、輸送、人件費、農薬、薬品、設備費、燃料、電気料金等)
- ・自給飼料への転換を図っているが、ほ場確保が困難、機械等設備の不備などが課題
- ・生産費の高騰により、農家の生産意欲低下、作付面積減少が懸念(畜産農家も)
- ・酪農家にとって、給与する餌の量は変えられず頭数減などの対応
- ・飼料の高騰によりスモール子牛の価格の暴落
- ・生産者の収入減、生産費の増分を価格に転嫁しにくい。
- ・農業共済の掛け金を見直す動きが増加(事故時に十分な補償額が得られない)

③その他、地域農業の問題点、課題について

- ・新規就農者にとって、農地確保、初期投資、販路開拓、技術習得などハードルが高い。
- ・令和3(2021)年の米価の安さから離農者が発生
- ・農地バンクの利便性向上
- ・高齢化に伴い、耕作委託者の増
- ・中山間地域を多く抱え、鳥獣被害も多い。
- ・耕作放棄地の発生、耕作放棄地の病虫害の発生源となる懸念
- ・畜産農家は新規者確保が困難、高齢化による減少
- ・持続可能な農業経営のためにも脱炭素化の取組が必要
- ・カバークロープの普及により、酪農家は藁が入手困難
- ・中小規模農家の経営維持、支援

2) 問題点や課題を解決するための取り組むべき方向について

- ・持続して人材、後継者の育成。小さいころからの食農教育
- ・体験農業を通じて新たな担い手の確保

- ・地域でやる気のある人を中心に持続可能な体制づくりと支援
- ・家族経営存続のための支援
- ・ブロックローテーション可能な農地の利用再編
- ・機械化、スマート農業の推進
- ・農産物の価格安定化、安定収入の確保
- ・肥料、飼料の高騰に対応するため、耕畜連携の取組に関して更なる深掘り
- ・飼料作付けを増やすため、稲作から畑作への転換促進。WCS の利用促進
- ・農業施策の財源として、農産物で得たふるさと納税やクラウドファンディングを活用
- ・耕作受託者と地域耕作者の協議が必要(水の問題、共同草刈り等)
- ・地域ぐるみでの鳥獣被害対策の取組

3) 農業者が行うべきこと、地域が行うべきこと、行政や農協・酪農協等が行うべきこと

【農業者】

- ・農地の保全管理、水路の適正管理
- ・国産飼料の使用
- ・耕畜連携、自給飼料の生産・活用

【地域】

- ・地域農業の担い手の育成
- ・農道、水路の適正管理
- ・永続的に農業ができるよう、個人ではなく団体で様々な問題解決

【行政、農協、酪農協】

- ・農地の貸借に優先順位を(地域内居住者、定住希望者など)
- ・営農オフシーズンの働く場所づくり
- ・肥料等の共同購入による安価な仕入れ
- ・農業者の所得増大に資する施策(農作物の販売促進、新規顧客の開拓など販路拡大)
- ・JAと酪農協、行政の連携による耕畜連携の取組強化
- ・園芸作物を主体とする新規就農者等の技術習得支援
- ・鳥獣被害対策への支援

4) その他 ～那須塩原市農業が目指す方向について～

- ・恵まれた農地を有効利用するなど地域特性を伸ばす。
- ・生乳生産額本州1位の特色を活かし、五感で味わえる形の農業
- ・多様な品目の生産振興(園芸品目、高原野菜から通常の野菜)
- ・未来のための人材(新規就農者等)確保、受け皿の確保、整備
- ・家族経営専業農家、中小規模の農業経営体、農業法人などバランスの良い担い手育成
- ・儲かる農業の実現
- ・農業、観光業、商業など様々な業種の連携
- ・地産地消の推進

4 農業振興の課題

①地域農業を支える人材の確保と育成が必要です

地域農業を支えていく人材を確保し、育成していくことが求められます。

農業の担い手が高齢化している中、新たに新規就農者を確保・育成するための仕組みづくりを検討するとともに、既存の農業者を含め、農業経営の体質強化のための支援により、経営体質の改善・強化を促進する必要があります。

合わせて、女性農業者への支援を進め、女性の新規就農、安定した農業経営を実現していく必要があります。

②本市の特性を活かし安定した生産活動の実現が求められます

本市の農業は、農地の多くが水田として利用されていることから、優良農地の保全という観点からも、稲作を中心とする安定した農業経営が求められます。また、野菜については、本市の環境を活かした生産活動が行われており、多様な品目の生産が求められます。これら生産活動の効率化の取組も、合わせて必要となっています。

本市農業の特色である畜産については、畜産経営体の育成、畜産のまちづくりを推進していく必要があります。

③安全対策の強化と消費の拡大による稼げる農業が求められます

農業を生業としていくためには、稼げる農業を実現する必要があります。このためには、農産物のブランド化とともに、安全性の確保が求められます。

また、地場産農産物の利用拡大のため、食育や地産地消などへの取組も必要です。

安全でおいしい農産物を、安定して供給していく産地づくりが求められます。

④農業生産環境を保全し向上させる取組が必要です

農地の確保・保全のため、生産基盤整備を進める必要があります。スマート農業への取組を含め、新たな農業生産を進めていくためには、それに適した生産基盤の整備も必要となります。

また、多様な人材が参画可能な営農環境とともに、地域資源を保全・活用する地域農業を構築していく必要があります。

近年、自然災害が頻発していることから、農村地域の防災力の向上への取組も急務となっています。

⑤農業振興を支える農村の振興も不可欠です

地域農業を振興していくためには地域社会を維持していく取組が課題であり、人口が減少する中で、関係人口の創出・拡大への取組も必要となっています。新たな所得機会を創出していくことが求められます。

農業・農村の社会的価値について普及・啓発を図るとともに、価値の維持と向上のための取組も必要になっています。

安心して農業や生活ができる農村環境づくりを進めていく必要があります。

第2章 本市が目指す農業の方向性

1 将来像

本市の農業は、豊かな自然環境の中で活力ある営みが長年にわたって行われてきていますが、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、持続可能な農業を確立していく必要があります。このため、農家の経営基盤の強化や農地の集積などにより農業所得が向上し、魅力ある産業となることで、農業の担い手が確保され、持続可能で元気な農業を実現します。

魅力と活力にあふれる 持続可能な農業のまち・那須塩原

2 基本方針

本市の農業振興のため、基本方針を以下のように設定します。

①人材の確保・育成

現在農業を営んでいる農業者をはじめ、新規就農等による農業参加者を確保するとともに、農業経営への相談体制の充実などにより経営の体質強化を図ります。また、女性農業者への支援の充実を図ります。

②生産力の向上

農業生産の向上のため、農地の集約化やスマート農業への取組など、農業の効率化の推進を図ります。畜産経営体については、その育成を図るとともに、畜産のまちづくりを推進します。

③消費拡大・安全対策の強化

農業生産においてはGAPや有機農業への取組など、農産物等の安全性の確保やブランド化、安定した食料供給の実現を図ります。また、地場産農産物の利用拡大のため、食育や地産地消の取組を推進するとともに、食品ロスの削減を目指します。

④農業生産環境の向上

多様な生産活動に対応した生産基盤の整備を進めるなど、農地の確保・保全を図ります。また、多様な人材が参画可能な営農環境の構築、地域資源の保全と活用に努めるとともに、農村地域の防災力の向上を図ります。

⑤農村の振興

地域社会の維持、活性化を図るため、観光などと連携した関係人口の創出・拡大に努めます。また、生産性や環境配慮による付加価値向上などによる新たな所得機会の創出を図るとともに、農業・農村の社会的価値の向上に努めるなど、安心して農業や生活ができる農村環境づくりを推進します。

3 施策体系図

基本方針	基本施策	具体的な施策
1 人材の確保・育成	(1)新規就農者等の確保・育成	①就農相談の充実 ②研修制度の充実 ③サポート体制の充実
	(2)農業経営の体質強化	①経営相談の充実 ②認定農業者の確保・育成 ③多様な担い手・労働力の確保 ④女性人材の確保・育成
2 生産力の向上	(1)生産力の向上	①スマート農業の推進 ②農地の集積・集約化 ③気候変動への適応 ④需要に応じた生産の振興 ⑤耕畜連携の推進
	(2)畜産経営体の育成	①ミルクタウン戦略、那須塩原市酪農・肉用牛生産近代化計画の推進 ②地域一体での収益性向上・地域活性化 ③自給飼料の拡大 ④生産基盤の安定化 ⑤畜産におけるスマート農業の推進 ⑥家畜衛生対策の推進
3 消費拡大・安全対策の強化	(1)農産物のブランド化	①ブランド力の向上とイメージアップ ②食品事業者等との連携 ③市内農産物の飲食店・宿泊施設での利用促進
	(2)農産物等の安全性の確保	①安全な農産物等の生産 ②東日本大震災に伴う影響緩和対策
	(3)地場産農産物の利用拡大	①食文化の魅力発信 ②地産地消の推進 ③食育の推進
	(4)食料の安定供給	①農業版BCPの普及 ②労働力の安定確保 ③水田の汎用化

基本方針	基本施策	具体的な施策
4 農業生産 環境の向上	(1)生産基盤の整備	①優良農地の確保 ②人・農地プラン(地域計画)の推進 ③水田大規模化と基盤整備の促進 ④条件不利地域における農地の活用 ⑤遊休農地の発生抑制
	(2)地域資源の保全と活用	①環境保全型農業の促進 ②環境負荷の軽減 ③鳥獣被害対策 ④地域資源を保全・活用する地域共同活動
	(3)農村地域の防災力の向上	①防災・減災対策 ②地籍調査の推進
5 農村の振 興	(1)関係人口の創出・拡大	①都市住民受入体制強化 ②都市住民の活躍の場の提供 ③多様な人材の定住促進
	(2)新たな所得機会の創出	①新たな所得機会の創出 ②デジタルを活用した魅力発信 ③グリーンツーリズムの促進 ④再生可能エネルギーの創出、地域資源循環
	(3)農業・農村の社会的価値の向上	①郷土食・伝統文化の保全・活用 ②人材の発掘・育成 ③ユニバーサル農業の取組
	(4)安心して農業や生活ができる農 村環境づくり	①地域営農ビジョンの推進 ②農村環境の総合的な整備 ③農産物直売所等の多機能化 ④多面的機能支払交付金の活用

第3章 具体的な取組

基本方針1 人材の確保・育成

目標とする指標

指標名	現状値	目標値(R9)	備考(考え方など)
新規就農者数	11人/年 (R3)	15人/年	親元就農、Uターン・Iターンにより確保する。
女性の認定農業者数	40人(R3)	45人	

(1) 新規就農者等の確保・育成

本市の農業の担い手の高齢化及び担い手不足は深刻な問題となっており、長期的には地域農業が崩壊し、持続可能な農業ができなくなるのではと危惧されています。このため、今まで以上に新規就農者の確保、新規就農希望者へのきめ細やかな相談等により、持続可能な農業が営まれるような施策展開が求められています。令和3(2021)年度には研修制度を見直し、農業体験型から本格的な就農を目指すコースまで多岐にわたる研修コースを設けました。

相談の内容は多岐にわたり、例えば、農作物の栽培技術に関する相談や経理に関する事など、専門的な知識が求められる場合もあることから、市のみならず、県や農業公社、農業委員会、農業協同組合、酪農業協同組合等の農業関係機関とも連携を図り、新規就農者の確保・育成していく必要があります。

また、新規就農を含めた農業への参入者が連携し、地域農業の担い手として高め合っていけるよう支援に努めるとともに、「なすしおぼらワイン特区」を活かすなど多様な取組を進めながら、「農業やるなら那須塩原」と考える就農者・参入者を確保していく必要があります。



チャレンジファーマー(新規就農者研修)

①就農相談の充実

新規就農・参入者を確保するため、新規就農・参入を希望する方へのきめの細かい情報提供、相談支援を行います。就農までのプロセスは、就農への発意に始まり、情報収集、技術習得、自己資金の確保、農地の取得、施設・機械の取得、経営など、詳細に渡ることから、伴走型の支援に努めます。

②研修制度の充実

農業体験型から本格的な就農を目指すコースまで多岐にわたる研修コースにより、就農相談者の希望や目的に合った研修コースの受講を促進します。就農意欲の醸成や技術・知識の取得に向けた取組を推進するとともに、当該研修を機に農業者とのマッチングや農業経営開始に向けた支援を継続的に実施します。

③サポート体制の充実

新規就農相談者に対しては、県、県農業振興公社、農業協同組合、酪農業協同組合、市農業公社及び農業委員会等の関係機関と連携・協力の上、サポート体制を構築し、新規就農に向けた技術・知識の取得や生計が成り立つ実現可能な計画の作成、安定した農業経営の実現等といった支援の確立を図ります。

また、新規就農・参入者が相互に交流し、情報交換ができるような場づくりに努めるとともに、本市農業、集落営農の担い手として育成を図ります。

(2) 農業経営の体質強化

本市の農業の担い手不足を解決するために、若い農業者の確保を目的として、新規就農者や後継者確保に取り組んでいますが、本市の農業を活性化させるためには、農業者や関係団体、市だけでなく、全市民が一体となって取り組む必要があります。

地域農業を活性化させるためには、各地域でリーダー的な役割を果たす認定農業者の役割が重要であることから、地域農業を活性化させるために、認定農業者の確保・育成に取り組んでいます。認定農業者になるためには、国の農業経営基盤強化促進法及び本市の農業経営基盤の強化に関する基本的な構想により、農業所得500万円以上を目指すことが必要であり、市では、認定農業者を目指す農業者に対し、この指標を達成できるように支援・助言を行っています。

男女共同参画社会基本法(平成11(1999)年6月23日法律第78号)第2条では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。農業の分野において男女共同参画を進めるため、女性の農業への就業や農業経営への参画を支援していく必要があります。



いちご農家



ぶどう農家

①経営相談の充実

財務・労務管理等に関する研修会の開催や中小企業診断士等の専門家派遣など、県事業等の活用を図るなどして、経営の規模拡大や法人化、農業の働き方改革の実践など、さまざまな場面における相談支援の充実を図ります。

②認定農業者の確保・育成

地域農業を活性化させるため、認定農業者の確保・育成に引き続き取り組みます。令和3(2021)年12月に改訂した「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」に基づき、各関係機関と連携を図りながら、目標達成できるよう支援を行います。

このため、認定農業者の会への支援を充実するなど、認定を受ける環境整備に努めます。

③多様な担い手・労働力の確保

県等の関係機関と連携を図り、食品関連企業をはじめとした企業の農業参入促進などによる多様な担い手の確保に努めます。また、合わせて安定した労働力の確保に努めます。

また、女性や若者を含めた多様な人材を確保・活用するなど、地域の雇用の確保と所得の向上に努めます。

④女性人材の確保・育成

積極的な農業経営への参画を促進するため、家族経営協定の普及と締結促進に努めます。家族経営協定を締結した際には、経営改善計画認定のための共同申請を促進するなどして女性認定農業者の増加に努めます。

また、関係機関と連携を図りながら、研修会の実施等女性農業者の確保・育成に向けた取組を推進します。



認定農業者研修

基本方針２ 生産力の向上

目標とする指標

指標名	現状値	目標値(R9)	備考（考え方など）
法人の認定農業者数	34 法人 (R3)	40 法人	農業生産基盤の強化のために法人化を進める。
生乳生産量	167,626t (R2)	185,337t	那須塩原市酪農・肉用牛生産近代化計画の生乳生産量の目標を参考に設定
乳牛の飼養頭数	24,312 頭 (R3)	24,878 頭	那須塩原市酪農・肉用牛生産近代化計画に準じる。
和牛の飼養頭数	11,721 頭 (R3)	13,502 頭	那須塩原市酪農・肉用牛生産近代化計画に準じる。
飼料作物の作付面積	1,683ha (R3)	1,800ha	飼料作物の基幹作及び二毛作の作付面積

(1) 生産力の向上

今日、米価をはじめとして農作物の販売価格の低迷が続いていることに加え、貿易摩擦等の影響に伴い、国外はもとより、国内の他の産地との競争が厳しくなっています。

本市農業の活力を維持するため、中小規模の専業農家は自らの農業経営安定に取り組み、本市の農業の基礎を「守り・固めて」、大規模農業者は更なる経営規模拡大等を図り、諸外国や国内の他の産地に対抗する「攻め」の役割を担うことが重要と考えられます。

本市では、多くが中小規模の兼業農家であり、また、農業所得200万円未満の割合も多くなっています。安定した農業所得を求めるには、水稻からの経営転換や、用途別の米生産と合わせた収益性の高い農作物の生産が必要であることから、水稻に替わる又は水稻を補完するために新たな農作物の生産を推奨し、比較的少ない農地面積で取り組み、かつ、高単価が期待できる園芸作物の生産を振興してきました。さらに、本市は農地の約7割が水田であり、水田に近接して畜産農家も多いことから、耕種農家と畜産農家の連携強化や、水田活用の直接支払交付金等の有効活用による農業経営の安定化及び飼料用米の安定確保への取組を支援していく必要があります。

また、家畜排せつ物については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」及び「栃木県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づき、市内で発生する家畜排せつ物の適正管理と堆肥等の適正利用を推進しています。堆肥については、自給飼料生産に活用するとともに、耕畜連携を強化し、米麦だけでなく露地野菜などの園芸作物への利用拡大を図っています。

①スマート農業の推進

AIやIoT等の先端技術を活用したリアルタイムでの環境制御などにより生産性を高め、収益性の向上を図るスマート農業への取組を支援します。

ドローンによる施肥・農薬散布、水田の自動・遠隔水管理、自動野菜収穫ロボット、施設園芸の統合環境制御システム等の情報提供を進めます。

②農地の集積・集約化

農業者の減少や高齢化に伴い、意欲ある担い手へ農地を集積・集約するため、農地中間管理機構の周知を図り、利用を促進します。

③気候変動への適応

地球温暖化や夏季の高温発生など、気候変動に対する影響の軽減対策(適応策)を進め、安定した農業生産の確保に努めます。

④需要に応じた生産の振興

本市の土地利用型農業における担い手不足は深刻であり、収益性の高い園芸作物の導入などにより持続的な農業を促進するため、一定の要件を満たす農業者に対して、園芸作物の生産に係る農業用機械及び施設の整備を支援します。

⑤耕畜連携の推進

畜産が盛んな本市の特性を活かし、耕種農家が水田に稲WCSや飼料用米を作付し畜産農家へ供給、畜産農家は耕種農家(米・野菜等)に堆肥を還元する等の耕畜連携を推進します。



資料：農水省 HP より

(2) 畜産経営体の育成

那須塩原市は全国でも有数の生乳生産地であり、また、生乳から生産される牛乳及び乳製品は魅力ある産品として地域の知名度向上に貢献しています。

酪農については、飼養戸数が減少傾向にあるものの、乳牛の改良や飼養管理技術の向上により、一頭当たり生乳生産量や飼養規模が拡大し、地域全体の生乳生産量は維持されています。このような恵まれた地域資源を生かし、平成27(2015)年4月には、更なる地域の活性化を図ることを目的に、「那須塩原市牛乳等による地域活性化推進条例」を制定し、市民、生産者、事業者、そして市が協働し、酪農を主軸に、地域活性化を推進していくことを決めました。また、平成29(2017)年3月に「ミルクタウン戦略～ミルクでつなぐまちづくり～」を策定し、魅力ある酪農のまちづくり、持続可能な酪農の経営基盤の確保を目指した取組を推進しています。今後は、全国有数の生乳生産地である地域資源を生かした取組を実施する必要があります。

肉用牛については、高齢化などの影響に加え、東日本大震災の影響から全国同様、本市においても小規模繁殖農家の離農が続いており、肥育素牛の生産基盤が弱体化し、肥育農家にとって大きな課題となっています。

酪農及び肉用牛生産については、ウクライナ危機や円安の影響により飼料・肥料・燃料等の生産資材の高騰や新型コロナウイルスによるインバウンド需要及び家庭内消費の減退等で、乳価及び肉用牛価格の低迷等、厳しい情勢下において経営を圧迫しています。「那須塩原市酪農・肉用牛近代化計画」に基づく持続可能な経営基盤の強化が必要です。

輸入飼料価格の高止まりなど国際的な環境の変化や、担い手の高齢化、後継者不足などが続いている中、国においては、畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化するため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大等、地域一体となって行う取組を支援しています。本市においても、畜産クラスターの仕組みを利用し、地域ぐるみによる高収益型の畜産を実現するための体制づくりが課題です。

また、コントラクター、TMR センター、キャトルセンター(CS)、公共牧場等の外部支援組織を活用した作業の外部化・分業化を推進し、不足する労働力を確保するとともに、外国産飼料の動向に左右されない自給飼料生産基盤の確立を図る必要があります。

家畜の伝染性疾病は、発生状況によっては畜産経営に甚大な被害を及ぼします。また、幼齢期の下痢や呼吸器病、乳房炎や異常産等は、家畜の生産性低下による収益低下の大きな原因となります。そのため、飼養衛生管理基準順守の徹底により農場の衛生レベルの向上に努め、伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の強化を図るとともに、牛疾病防疫事業や家畜伝染性疫病の予防のためのワクチン接種事業等を推進する必要があります。

酪農



①ミルクタウン戦略、那須塩原市酪農・肉用牛生産近代化計画の推進

「那須塩原市牛乳等による地域活性化推進条例」をさらに推し進めるために策定したミルクタウン戦略(令和5(2023)年3月改定予定)により、引き続き市民・生産者・事業者、そして市が協働し、全国有数の生乳生産地である地域資源を生かした取組を実施します。

また、那須塩原市酪農・肉用牛生産近代化計画に基づき、キャトルセンター、公共牧場等を活用した生産基盤強化、コントラクターやTMRセンター等の作業の外部化・分業化を推進することにより、酪農及び肉用牛農家の健全な発展と経営の安定を図ります。

②地域一体での収益性向上・地域活性化

畜産クラスター事業により、県、市、関係団体、関係企業、農家がそれぞれの役割を明確にし、連携・協力しながら取組を進めていくことで、地域の畜産の収益性を向上させるにとどまらず、地域雇用の創出、地域資源の有効活用などによる地域の活性化を図ります。

③自給飼料の拡大

畜産担い手育成総合整備事業により、耕作放棄地や雑木林、水田を飼料畑に整備することや、既存の飼料畑が使いやすくなるよう再整備することで、飼料自給率の向上と畜産経営の効率化を図ります。また、飼料畑の造成・整備に見合った施設の整備や施設に付帯した機械の導入費用を支援し、経営規模の拡大を促進します。

④生産基盤の安定化

酪農及び和牛繁殖農家の安定した経営を確保するため、酪農においては、牛群検定組合による個体能力の把握、生乳検査を支援し、飼養管理の改善を促進し、安定的な乳量と乳質の確保を図ります。

また、和牛繁殖農家においては、家畜市場で肥育素牛の商品価値を高めるため、市場出荷牛への削蹄を支援することで、経営の安定化及び和牛繁殖業の基盤強化を図ります。

⑤畜産におけるスマート農業の推進

AIやIoT等の先端技術を活用して生産性と収益性の向上を図るスマート農業への取組を支援します。

牛の健康管理、飼養データ管理システム、スマート畜舎(低ストレス牛舎システム)等の情報提供を進めます。

⑥家畜衛生対策の推進

豚熱(CSF)や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜防疫の強化を図るため、生産者による異常家畜の早期通報や飼養衛生管理基準の順守の徹底を図ります。

家畜自衛防疫会議を開催し、獣医師、家畜保健衛生所及び関係機関とともにワクチンの種類や補助の必要性等を随時検討し、牛疾病防疫事業や自衛防疫助成金について適切に事業を実施します。

また、万が一の備えた防疫演習や地域の実情に即した自衛防疫活動の推進を図ります。

基本方針3 消費拡大・安全対策の強化

目標とする指標

指標名	現状値	目標値(R9)	備考（考え方など）
那須塩原ブランド認定品数	25 品目 (R3)	36 品目	
学校農園設置校数	20 校 (R3)	27 校	

(1) 農産物のブランド化

本市は、自然や魅力ある観光地、さらには歴史や文化、産業などの様々な地域資源に恵まれています。これらを活かして本市ブランド力を向上させることにより、更なる観光誘客や企業誘致、市産品の販売など、すべての分野で選ばれる那須塩原を創り上げることが期待できます。

市では、本市で生産される特産品等の付加価値を高めるため、「那須塩原らしさ」「独自性」「信頼性」「安定性」などの基準に基づいて認定する那須塩原が誇るプレミアムな地域ブランド「那須塩原ブランド」を創設し、その普及を図っています。

11万人が暮らすまちと那須連山に代表される自然のバランスや、東北新幹線や東北自動車道などにより東京からアクセスの良さ、さらには食、歴史文化、温泉など様々な魅力を活かし、ブランド力の向上を図る中で、農業の分野においても、農産物のブランド化を進め、その普及を図っていく必要があります。



那須塩原ブランドブックより(左:乳製品、右:お弁当)

①ブランド力の向上とイメージアップ

那須塩原ブランドとして認定されている農産物について、那須塩原ブランドブック等を活用してその普及を図ります。

また、新たなブランド品の開発・認定を促進するとともに、市内産農産物の魅力向上や周知を図ります。

②食品事業者等との連携

食品事業者との連携等により、中食・外食用の業務向けをはじめ、健康志向の高い消費者、高齢者向けなど今後成長が見込める市場への販路拡大を促進します。

また、農業者(1次産業)と地域内外の食品製造業者(2次産業)、食品流通業者・飲食店(3次産業)や異業種などの各主体が連携して、マーケット・インの発想による消費者ニーズの把握や、地域の特色ある農産物等を活用した新商品を開発、販売する取組を検討します。

③市内農産物の飲食店・宿泊施設での利用促進

市内における飲食店、宿泊施設などで市内産農産物のさらなる利用を進めるため、生産者と飲食関係事業者等との連携を促進するとともに、消費者ニーズに対応した地域の特性を活かしたメニュー開発などの取組を支援します。



那須塩原ブランドブック

(2) 農産物等の安全性の確保

農業生産においては、農産物の安全とともに、環境の保全、作業者の安全を確保するだけでなく、農産物の品質向上や競争力強化、農業経営の改善や効率化、さらには、消費者の信頼を確保するため、GAP(農業生産工程管理)を実践することが、今後、これまで以上に重要になってくると考えられます。県では、「栃木県GAP推進方針【3期】」を策定し、令和3(2021)年度からの5年間の取組を明らかにしており、市としてもGAPへの取組を推進していく必要があります。市内では、那須拓陽高校大山農場がGLOBALG.A.Pの認証を受けています。

東日本大震災による放射性物質拡散は、本市の農業にも大きな影響を及ぼしました。市では、風評被害の払拭等に取り組み、東日本大震災以前よりも販売・流通されるように取り組んでいます。関連事業の実施と消費者の理解促進により風評被害は払しょくされたものと考えられますが、放射性物質による土壌の汚染は解消されておらず、一部作物では継続して出荷前に放射性物質吸収状況の測定等の対策が必要となっています。

①安全な農産物等の生産

安全な農産物、農産加工品等の生産のため、GAP(農業生産工程管理)やHACCP等への取組を促進します。

GAPでは、食品安全、環境保全及び労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組を進め、安全で品質の良い農産物を生産し、持続可能な本市農業を目指します。

②東日本大震災に伴う影響緩和対策

国の放射性物質吸収抑制対策の対象となっている作物については、効果検証のためのほ場から収穫した作物の放射性物質の吸収状況を確認しながら、適切に吸収抑制が図れるように塩化加里等の施肥の必要がなくなるまで事業実施主体との調整を行います。



那須塩原ブランド(温泉梅酒)

(3) 地場産農産物の利用拡大

本市を含む那須地域は、全国でも有数の良質米の産地です。一方、米の消費量が全国的に落ち込んでいる中、特に若い世代での米離れが顕著であることから、本市産米の良さを内外に広め、本市産米が消費者に選ばれることにより、消費の拡大につながる取組が必要です。若い世代に対し、本市産米の良さを再認識していただき、米の消費が拡大することを期待し、これまでに乳児の離乳食への活用をターゲットにした「はじめてのふるさとごはん事業」、新成人のUターンを期待した「思い出のふるさとごはん事業」を実施してきました。

農業者の所得が向上するためには、農作物が多く販売・流通し「消費」されることが重要です。一方、農作物の売上げだけを目指すのであれば、この「消費」は、消費者の口に入るか、食品ロスとなってしまうかは問われません。残念ながら、現在の日本は飽食の時代と言われており、自然の恵みに対する感謝や農業者の苦労を重視することが見過ごされています。このようなことから、市は、農業者の所得向上を図り、市全体の農業が活性化するための取組を行いつつ、加えて農業者の不断の努力により生産された農作物が、無駄なく消費されることにも取り組んでいく必要があります。

このためには、幼少期からの「食」に対する教育が重要であり、普段何気なく食べている食べ物について、どのような過程で生産され、また、生産の過程の中で、農業者の方がいかに苦労して生産しているかを知ることが重要であることから、食育の推進が求められます。



学校給食

(市内産小麦100%使用したコッペパンの提供)



小学校における食育

(市内産パン用小麦生産者への
インタビュー動画放映時の様子)

①食文化の魅力発信

米の消費拡大のため、農林水産省をはじめとして国や県等においても取り組みがなされており、これを活用しながら、米の消費拡大に取り組むとともに、市産米の良さの発信に努めます。

また、地域に伝わる伝統的な食文化を発掘・継承するなど、地域活動団体等との連携により地域の魅力の再発見と普及に努めます。

②地産地消の推進

「那須塩原市食育・地産地消推進計画」に基づき、総合的かつ計画的に各事業を実施し、食育・地産地消の推進を図ります。

食料生産に関わる農家等の活動や地域の食材、食文化などについて、その魅力や重要性を発信するとともに、食べ物が限りある資源であることへの理解を図り、生産者と消費者の交流や地産地消への取組を推進します。

③食育の推進

「那須塩原市食育・地産地消推進計画」に基づき、総合的かつ計画的に各事業を実施し、食育・地産地消の推進を図ります。

子どもたちの関心の高いスポーツに関連づけてスポーツをするための身体づくりと食を結び付けた食育や、学校給食での食育、企業との連携などによる食育などの推進により、市産農産物の利用拡大を図ります。

さらに、食品ロスの削減に向けた消費生活の促進を図ります。



伝統料理教室

(4) 食料の安定供給

BCP(事業継続計画)は、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、主な事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手法などをあらかじめ取り決めておく計画のことであり、「農業版BCP」は、インフラや経営資源等について、被害を事前に想定し、被災後の早期復旧・事業再開に向けた計画を指します。近年、自然災害(台風・大雪)等が多発しており、農林水産関係の被害額も増加傾向にあることから、農業分野においても自然災害等への備えに取り組んでいく必要があります。

また、労働力の確保や農業生産の基盤整備などについても、危機管理を強めていく必要があります。

①農業版BCPの普及

大規模な自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症など新たな感染症の発生、気候変動に伴う生産の減少、家畜疾病・病害虫の発生などの不測の事態に備えた取組を推進します。このため、農業分野におけるBCP(事業継続計画)の普及など災害に備えた農業経営の構築を図ります。

②労働力の安定確保

不測の事態が発生した際にも食料を安定供給できるよう、労働力を確保するための取組を検討します。

学校教育における農業体験をはじめとして、担い手確保の契機となる取組を推進するなどして農業関係人口の拡大に努めます。

③水田の汎用化

食料の安定供給に備え、麦・大豆等の生産拡大を可能にする排水路や暗渠排水(地下水位を調整するための地中に埋めた有効パイプ)の整備などによる水田の汎用化を検討し、水田の汎用性によって地域の自然条件や構想のもと、ニーズに応じた生産が選択的に行える条件整備を図ります。



市ホームページ・トップページより(令和4(2022)年10月ころ)

基本方針4 農業生産環境の向上

目標とする指標

指標名	現状値	目標値(R9)	備考(考え方など)
農振農用地面積	8,546.8ha (R3)	8,517ha	開発等により除外となる農用地面積について、年5ha程度を許容範囲とする。
担い手への農地集積率	58.7% (R3)	60%	第2次那須塩原市総合計画後期基本計画と整合
人・農地プランの推進 (地域計画)	40地区 実質化	40地区 地域計画策定	
中山間地域農地保全対象 農地	14.7ha (R3)	14.7ha	対象農用地の維持
環境保全型農業取組面積	11.1ha (R3)	12ha	有機農業等対象活動の取組面積
野生鳥獣による農作物被害金額	54.8百万円 (R3)	46.6百万円	那須塩原市鳥獣被害防止計画では4年で10%の軽減目標を設定していることから1年当たり2.5%の目標とする。

(1) 生産基盤の整備

本市には東北新幹線の駅や高速道路のインターチェンジがあり、さらに国道4号及び400号が通っているなど、交通の要衝であることから、県内の他の地域と比較して、住宅や店舗等の開発需要が高い地域です。開発に伴い、面的広がりのある一体的な農地の分断や、優良農地が損なわれないように、本市の「農業振興地域整備計画」及び「国土利用計画那須塩原市計画」との調整を図りながら、優良農地の確保・保全に努めてきました。優良農地の確保・保全のため、開発などにより除外する農用地の面積を、毎年5ha以下に抑えることを目標としています。

農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。このため、市では、それぞれの集落・地域において話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」を、平成24(2012)年10月に策定しました。その後も、毎年2回のプランの見直しを行い、また、地域での話し合いを進める過程で、人と農地の問題を解し、良好な地域農業が営まれるよう取組を進めています。

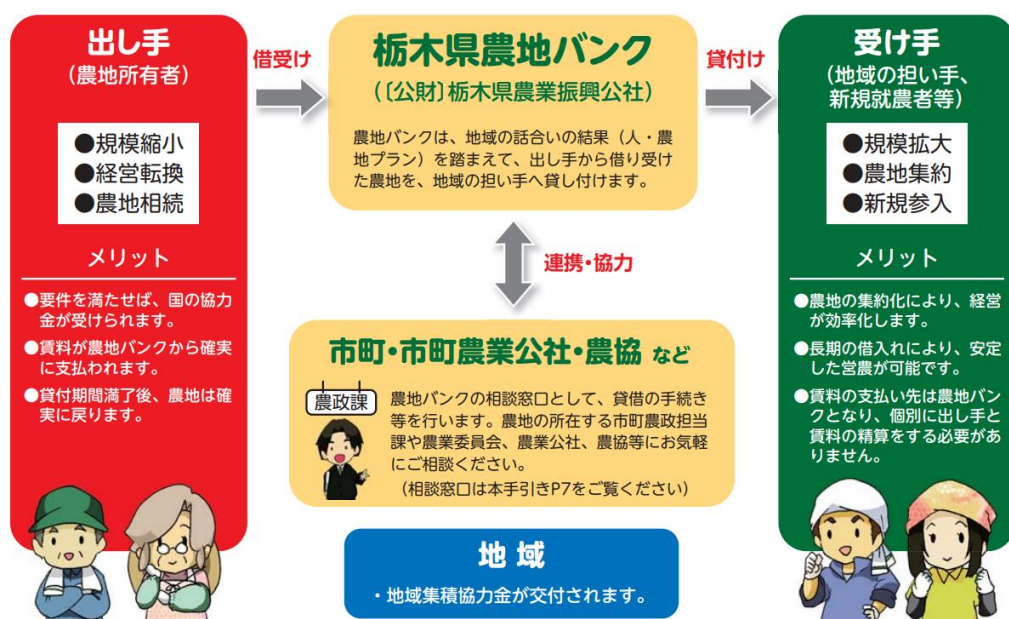
農業者各自が取り組むべき方法は、営農形態や農種により様々考えられますが、効率

的な経営をするためには、特に中小規模農業者や兼業農家個人では取組に限界があると考えられます。地域の農業者が集まり、集落営農組織や農地所有適格法人等の組織を立ち上げ、組織として同じ目標に向けて取り組んでいくことも、経営の効率化への1つの選択肢となります。このため、効率的で強い農業経営基盤の確立のために、集落営農の組織化や法人化の支援を行ってきました。

また、農地の有効活用のためには、地域の中心となる農業経営体に農地の集積・集約が必要なことから、これらの役割を果たす栃木県農地バンク(農地中間管理機構)が公益財団法人栃木県農業振興公社内に設置されています。農地の貸し借りについては、相対での貸し借りの方法もありますが、後に権利関係や地代の支払などについて双方の意見が食い違ってくるなど、トラブルの発生も少なくありません。栃木県農地バンクを経由する農地の貸し借りは、あらかじめ契約年数や地代の支払などを正式に定め契約するため、後のトラブルの発生を抑制する仕組みとなっていることから、安心して農地を貸したり、農地を借りて耕作したりすることができます。このようなことから、優良農地を担い手間で好循環させるために、市は、栃木県農地バンクによる農地の貸し借りを推進しています。

中山間地域においては、高齢化や人口減少が著しく、農業や集落の維持が懸念されていることから、国は、中山間地域等直接支払制度により、農業生産の維持を通じて多面的機能の確保や地域の活性化を支援しています。市ではこの制度を活用し、中山間地域の農地の確保・保全を図っています。

農業の担い手不足により、遊休農地が増加することが見込まれ、面的な広がりのある農地が損なわれ、農作業の効率の低下を招いたり、病害虫が発生したり、農作物を荒らす野生生物の住処になることが懸念されています。遊休農地化を未然に防ぐ対策としては、使われなくなりそうな農地の情報を収集し、これを地域の担い手が有効に活用できる取組が必要です。また、既に遊休農地となってしまう農地については、農地利用最適化推進員による巡回指導のほか国・県の遊休農地再生のための補助制度を活用し、農地の再生に取り組む必要があります。



資料: 栃木県農地バンク活用の手引きより

①優良農地の確保

那須塩原農業振興地域整備計画に基づき、無秩序な開発行為を抑止し、農業の基盤となる優良農地の確保に努めます。

②人・農地プラン（地域計画）の推進

農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があることから、市内40の集落・地域において話し合いを行い、令和2(2020)年度に、人・農地プランの実質化を行いました。今後は、地区の将来像について話し合い、目標地図を含めた地域計画の策定を進めます。

また、人・農地プランにより担い手への農地の集積・集約化を促進するため、とちぎ広域営農システムを活用するなど県等の関係機関と連携を図り、地域の条件に応じた集落営農組織や法人の設立等に向けた支援を行います。

③水田大規模化と基盤整備の促進

担い手への水田の集約や集落営農を促進するとともに、汎用化を図るため、水田の大規模化を検討します。地域農業の担い手として経営改善や生産効率化等に取り組む農業経営体に対し、必要な農業用機械・施設等の導入を支援します。

④条件不利地域における農地の活用

農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、農用地の管理・維持に努めます。集落を単位とする協定を締結(維持)し、農業生産活動を継続するとともに具体的な対策を明らかにする集落戦略作成を促進します。このため、集落協定の将来像や課題、対策についての話し合いを毎年実施します。

⑤遊休農地の発生抑制

遊休農地、耕作放棄地共に増加傾向にあることから、引き続き使われなくなりそうな農地の情報を収集し、これを地域の担い手が有効に活用できるように取組を進めます。また、既に遊休農地化した農地については、農地利用最適化推進委員による巡回指導のほか、国・県の遊休農地再生のための補助制度を活用するなどして、農地の再生に取り組めます。



人・農地プラン会合

(2) 地域資源の保全と活用

環境保全型農業とは、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的農業」(農林水産省)のことであり、環境問題に対する関心が高まる中、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全などに取り組むことが重要となっています。このため、主作物について、化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから5割以上低減する取組に支援を行っており、原則、複数の農業者によって構成される団体毎に申請し、団体の構成員は「みどりのチェックシート」の取組を実施しています。また、「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」も進められています。

国において「みどりの食料システム戦略」(令和3(2021)年5月)が推進されており、令和4(2022)年7月には「みどりの食料システム法」が施行されました。今後、「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」の作成に向け、県や近隣自治体、関係団体等と連携して検討するとともに、農業による環境負荷の低減に向けた具体的な取組を推進する必要があります。

全国的に鳥獣被害が広がる中で、鳥獣被害防止特別措置法により市町村への特別交付税の拡充による財政支援や、狩猟者(猟友会)の捕獲意欲の向上を図るため、狩銃所持許可の更新時における技能講習の免除、有害捕獲従事者への狩猟税の軽減など様々な措置が講じられています。近年は鳥獣被害対策実施隊の設置促進や、捕獲から流通・販売までの関係者等の連携・需要拡大や、ジビエの推進などに力を入れています。また、「鳥獣保護管理法」による管理計画に基づいた積極的な捕獲を推進しています。栃木県では、シカ・イノシシの生息頭数を10年後までに半減させることを目標にシカ・イノシシ捕獲強化事業費補助金の拡充や、「箱罠」「くくり罠」等の市町への貸与など捕獲推進を目的とした支援を行っており、本市でもサル、シカ、イノシシ、クマ等の野生生物による農作物被害対策に取り組んでいます。



令和3(2021)年度楽しく作る有機野菜教室(黒磯公民館)

①環境保全型農業の促進

環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業を促進するため、「みどりのチェックシート」などを活用し、引き続き環境保全型農業を実践する農業者の取組を支援します。

また、気候変動やSDGsなど環境の変化や時代のニーズに対応できる農業を目指し、IPM(総合的病害虫・雑草管理)技術、堆肥による土づくり、有機農業などを促進します。

②環境負荷の軽減

病害虫の発生しにくい栽培環境づくり、化学肥料や農薬の使用低減、有機農業、稲わら・家畜排せつ物など地域資源による堆肥の使用、作物残さ・食品残さの飼料等への利用など、環境負荷の軽減に努めます。

特に、農業用廃プラスチックの適正処理や生分解性マルチフィルム等の普及を通じて、廃棄物の排出削減や再生利用を進め、農業分野における環境負荷軽減を図ります。

③鳥獣被害対策

鳥獣被害は、農業者の営農意欲を低下させ、耕作放棄地の増加の一因ともなっており、耕作放棄地の増加が更なる鳥獣被害を招くという悪循環が懸念されます。このため、農業者が安心して営農活動に取り組めるように、捕獲や防護柵設置を連携して行うことにより効率的な防除を行うとともに、学習会や対策指導を通じて獣害を受けにくい環境づくりに努めます。

④地域資源を保全・活用する地域共同活動

環境への配慮や農村景観、生物多様性等に配慮した農地及び農業用施設の整備とともに、植栽による景観形成や生態系保全活動など、農村の地域資源を保全・活用する地域共同活動を促進します。



田植え体験(広報なすしおぼら令和4(2022)年7月号)

(3) 農村地域の防災力の向上

近年、地震や台風、局地的豪雨、竜巻、火山噴火等の自然災害による被害が全国で発生しており、本市においても平成10(1998)年の那須水害、平成23(2011)年の東日本大震災、平成27(2015)年9月の関東・東北豪雨、令和元(2019)年東日本台風により被害を受けています。

本市では、これらの被害から得られた教訓を踏まえ、今後、気候変動に伴う水災害の頻発化・激甚化や、30年以内に70%程度の確立でマグニチュード7クラスの地震が発生すると推定されている首都直下地震等の大規模自然災害の発生に対応するため、事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施し取り組むとともに、共に支え合い、本市の財産である美しく豊かな自然や観光資源の保全を図り、次代に受け継いでいくこととしています。

農業の分野では、自然災害等に伴って懸念される鳥獣被害の拡大、食料の安定供給の途絶、農地の荒廃、農業の担い手の不足等への対策を推進することが求められます。

総合的な防災・減災対策の推進とともに、経営を維持するための保険制度への加入促進、農地の復旧・復興を迅速に行うための地籍調査の実施など、継続的に取り組んでいく必要があります。



平成10(1998)年8月末
北関東・南東北豪雨災害(那須水害)



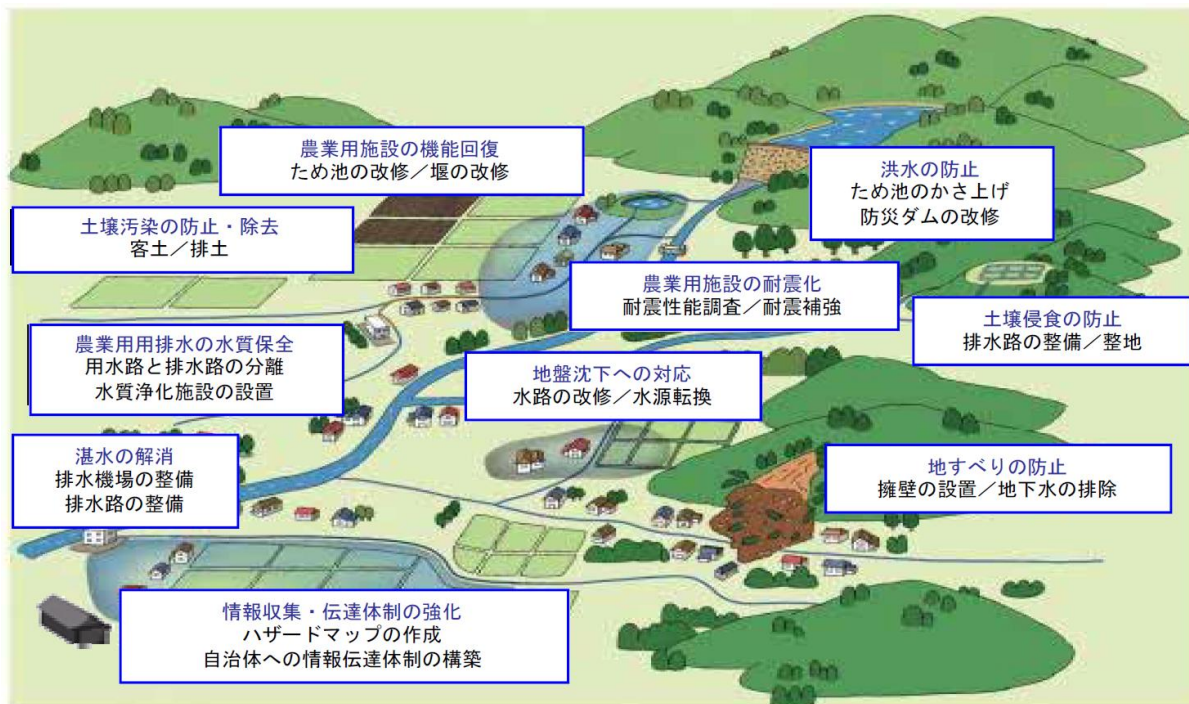
市ハザードマップ

①防災・減災対策

農村地域の強靱化に向け、ICTの活用等による農業水利施設の更新やため池のハザードマップの周知徹底など、国土強靱化地域計画と連携しながらハード・ソフト両面での防災・減災対策を推進します。

また、災害発生に備え、農業共済や収入保険等の農業保険制度への加入を促進します。

図 農業農村を災害から守るための対策



資料：農林水産省「安全・安心で活力ある農村づくり」より

②地籍調査の推進

防災対策や災害発生後の復旧・復興の迅速化につながる、所有者や境界、面積等の明確化を図る地籍調査を推進します。



ため池

基本方針5 農村の振興

目標とする指標

指標名	現状値	目標値(R9)	備考（考え方など）
直売所の販売額	1,212 百万円 (R3)	1,246 百万円	
農地の多面的機能の保全・発揮	35.1% (R3)	35.2%	多面的機能支払交付金事業で活動団体が活動する農地面積の、市内農用地における割合

(1) 関係人口の創出・拡大

「那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」によると、本市は平成22(2010)年の国勢調査までは人口増加傾向にありましたが、近い将来には人口減少社会に転じると推測されています。平成17(2005)年に年少人口を老年人口が逆転してから、その差はますます開いており、今後何も手を打たなければ、令和22(2040)年には65歳以上の高齢者1人を生産年齢人口1.54人で支えることになると見込まれます。本市の人口減少は日本全体から比べるとやや緩やかではありますが、人口減少に歯止めをかけるには長い期間を要することから、少しでも早く効果的な施策を打つことが求められます。

「選ばれるまち」づくりを進めるため、本市が置かれている状況を十分に把握し、状況に合った独自の施策を展開すること、そして本市が持つ個性を明確にすることが不可欠であり、これにより人口減少を克服していく必要があります。

※関係人口とは

「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。

①都市住民受入体制強化

市内の資源を連携させるだけでなく、那須地域としての連携を検討し、都市住民が四季を通じて農村に繰り返し来訪できるよう、地域組織の受入体制の強化を図ります。

那須塩原市への移住を検討している方に向け「那須塩原市移住ガイドブック」を作成し、本市における「買う」「食べる」「遊ぶ」事情や、子育て・教育、医療体制、生活費・補助金といったお金にまつわる話題など、暮らしの気になる情報を幅広く提供し、引き続き農業だけでなく生活全般をサポートする取組を推進します。

②都市住民の活躍の場の提供

地域住民等による継続的な活動への支援や、都市住民の地域活動への参画促進等により、農村地域と深く関わる都市住民が、地域で活躍できる仕組みを検討します。

③多様な人材の定住促進

地域で活躍する都市住民等を受け入れる取組の充実などにより、多様な人材の定住促進を図ります。

定住者限定イベント

「那須連山とぶどう畑でワインのつどい」

(令和4(2022)年度)

令和4年度移住定住交流会

那須連山とぶどう畑で ワインのつどい

お石井ぶどうを食べながら
みんなで楽しい会話ができそう♪
あ、Itamurogneワインも
あるわ〜ん♪

参加費
無料だ
わん♪

日時：10/15（土）10:00～12:00
集合場所：移住促進センター
9：30集合
会場：石井さんちのぶどう畑

※雨天決行、畑に入れる服装で来てね♪
マスクも忘れなでね♪

お問合せ先：那須塩原市移住促進センター（市民活動センター内）
住所：329-3157 那須塩原市大原町西1-11-10
電話：0287-73-5742 FAX：0287-73-5743
E-mail：ijusokushin@city.nasushiobara.lg.jp

那須塩原市空き家バンク制度



(2) 新たな所得機会の創出

持続可能な農業を維持するためには、生産と販売を確立していくことが不可欠です。

これまで、稲作や畜産だけでなく、中小規模農業者の経営支援として園芸作物の生産などを支援してきました。引き続き多様な生産活動を支援するとともに、流通、消費へのルートを確認していく必要があります。

このため、農業協同組合等の系統出荷へ販路を求めて行くことに加えて、独自出荷を支援することにより、農業者の更なる農業所得向上を図る必要があります。農作物の販売力強化のため、中小規模農業者の販売拠点として直売所の整備充実を支援し、今まで以上に農作物が販売・流通されるための取組が求められます。特に、中小規模農業者にとっては、独自の販売ルートを確認することが課題となっています。

また、豊かな自然や田園の環境を活かした農泊への取組を促進するとともに、AIやICTなどの活用、さらには地球温暖化対策にもつながる再生可能エネルギー創出への取組など、社会経済の変化に的確に対応した農業の確立を検討していく必要があります。



道の駅「明治の森・黒磯」



道の駅「湯の香しおばら」

①新たな所得機会の創出

生産物を安定して出荷できるよう、多様な販売ルートの確保に努めます。このため道の駅の充実を図るとともに、新たに特産品の生産や6次産業化による付加価値の創出、交流ビジネスの拡大等を支援します。

これらの取組を促進し、地域としての稼ぐ力を醸成、新たな所得機会の創出を図ります。

特に、規格外品や余剰品の活用、また高付加価値化による経営向上などが見込める6次産業化への取組を支援します。

②デジタルを活用した魅力発信

地域の食や農村景観、イベント等といった農村の魅力をインターネットを通じて発信し、都市住民の誘客を促進するとともに、ふるさと納税等による農業振興の財源確保を図ります。

③グリーンツーリズムの促進

農業体験や農泊等を組み合わせたグリーンツーリズムなどにより、都市と農村の交流を促進します。

利用者がイメージする「グリーンツーリズム」を実践できる取組を推進し、特に農林水産資源を有効に活用した宿泊、食事、体験の提供を進めます。

④再生可能エネルギーの創出、地域資源循環

地域資源(自然資源等)を活かした小水力、太陽光やバイオマス等の未利用資源を再生可能エネルギーとして活用する地域資源循環の取組を推進します。

温泉熱(排湯の活用)、木質バイオマス発電、メタン発酵ガス発電、小水力発電など、導入可能性や支援のあり方について検討を進めます。



小水力発電(那須野ヶ原土地改良区連合HP)

(3) 農業・農村の社会的価値の向上

「和食;日本人の伝統的な食文化」が平成25(2013)年12月にユネスコ無形文化遺産に登録されました。南北に長く、四季が明確な日本には多様で豊かな自然があり、そこで生まれた食文化もまた、これに寄り添うように育まれてきており、このような、「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた「食」に関する「習わし」を、「和食;日本人の伝統的な食文化」と題して登録されたものです。地域に伝わる和食をはじめとした伝統文化などを、継承・発展させていく必要があります。

このような地域に伝わる文化をはじめとして、地域農業や農村を担っていく人材の確保・育成も不可欠であり、農業者だけでなく、農業を支えるボランティアなど多面的なサポーターの存在も含め、幅広く確保・育成を図っていく必要があります。

また、農業は、安全で安心な食料を安定して供給するとともに、植物、動物、土に触れる事で癒される心理的効用、農作業で体を動かすことで得られる身体的効用、植物が育っていく過程を理解するといった教育的効用など、多彩な効用を有しており、栃木県が進めているユニバーサル農業(農福連携)は、子どもや高齢者、障害者など、誰もが「農」に親しみ、多彩な効用を享受することを通じて、農業・農村の理解促進と社会的価値の向上を図るものであることから、その普及を図る必要があります。



資料: 栃木県ユニバーサル農業

①郷土食・伝統文化の保全・活用

地域の魅力を高めるため、地域活動団体と連携し、地域の多様な生態系や美しい農村景観、古くから地域に伝わる郷土食や祭りの伝統文化の保全・活用を図ります。

平成25(2017)年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「和食;日本人の伝統的な食文化」を、観光客等が本市でも体験できるよう関係者とともに検討を進めます。

②人材の発掘・育成

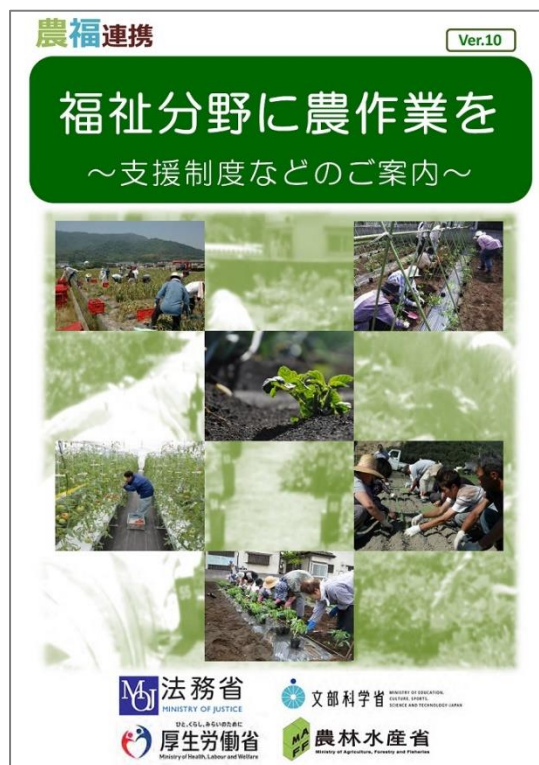
地域活動の核となる人材の発掘・育成や活動の組織化を支援します。

また、地域コミュニティの担い手や、商工業を含む地域産業、地域経済の担い手も不可欠であり、農業の担い手だけでなく多様な人材の確保・育成に努めます。

③ユニバーサル農業の取組

教育機関や障害者施設との連携や、高齢者等を対象とした農作業実践の場の提供など、農福連携、ユニバーサル農業の取組を推進します。

図 農福連携パンフレット



資料:農水省 HP より

(4) 安心して農業や生活ができる農村環境づくり

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は多くの方が享受しています。しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。このような背景から、国は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するとしています。

市としても、「那須塩原市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」に基づき、国の制度を活用し、本市の農業者が農地の多面的機能の保全を図る取組を後押ししています。活動組織については、計画が制定された平成26(2014)年度には49組織が令和4(2022)年度現在40組織となりました。活動範囲は市内全域となっており、市内の農用地の約35%で活動しています。

農業者の高齢化や担い手の不足の問題は、多面的機能支払交付金の活動でも顕著になってきており、草刈りや事務作業などの作業負担が大きいことから、現在の活動の継続と、地域資源の保全管理の取組が、課題となっています。



下大貫地区(上空からの写真)

①地域営農ビジョンの推進

畦畔や水路等の維持・保全及び将来の農地利用を具体化した「地域営農ビジョン」に基づく農業者と地域が協力した実践活動や、中山間地域の農業生産活動等を支援し、持続可能な農業の環境づくりを進めます。

②農村環境の総合的な整備

国の制度を活用しながら、本市の農業者が農地の多面的機能の保全を図る取組を引き続き後押しします。また、農業生産基盤と合わせた生活インフラや地域活動拠点等の整備など、農村環境の総合的な整備を推進します。

③農産物直売所等の多機能化

農村地域の活性化に向け、農産物直売所の多機能化を促進し、地域の利便性や快適性の向上に努めます。

④多面的機能支払交付金の活用

多面的機能支払交付金により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保管理を推進します。

図 農業・農村の多面的機能



資料：農林水産省 HP より

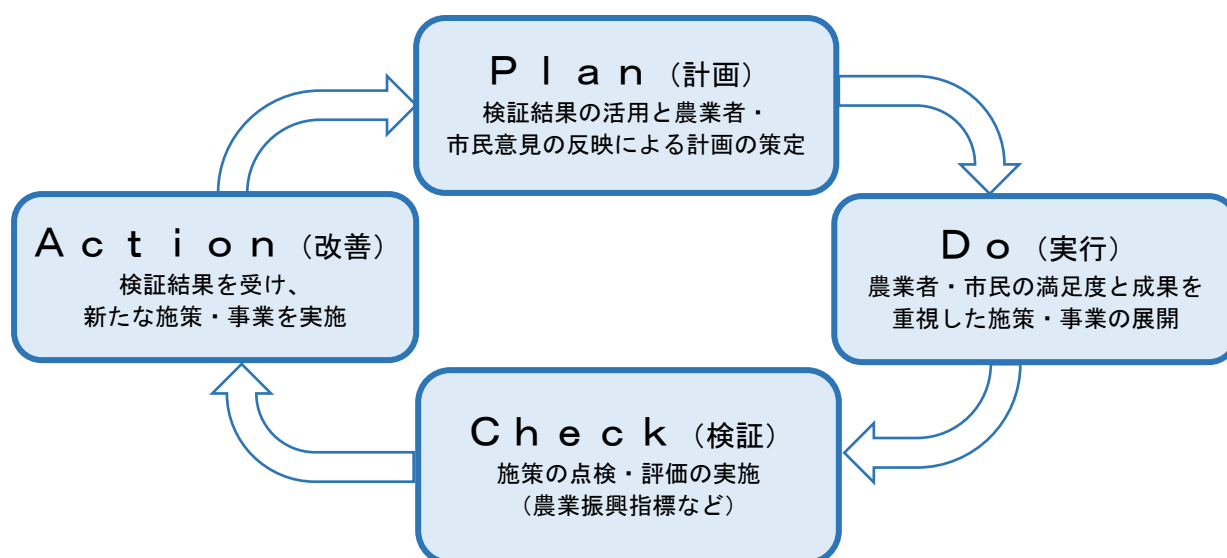
第4章 計画の推進

(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、農業者、関係団体、関連事業者等と行政機関がそれぞれの役割を活かしつつ、一体となって農業の振興に取り組みます。

(2) 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、各年度における事業の実施状況、指標の達成状況、今後の実施方針等を定期的に整理・検討します。このため、本計画の進捗状況の点検・評価を行う等、PDCAサイクルによるマネジメントを実施し、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。



1 策定経過

年月日	内 容
令和3(2021)年 11月26日～ 12月17日	農業経営に関するアンケート調査 配布数 2,490票、有効回収数 1,921票、有効回収率 77.1%
令和4(2022)年 7月	現行計画の点検・評価 ・取組状況、課題、今後の方向について
9月 8日	第1回那須塩原市農業振興計画「元気アップアグリプラン」庁内検討会議 ・那須塩原市農業振興計画「元気アップアグリプラン」の策定について
9月21日	第1回那須塩原市農業振興計画「元気アップアグリプラン」策定懇談会 ・那須塩原市農業振興計画「元気アップアグリプラン」の策定について
10月17日	第2回那須塩原市農業振興計画「元気アップアグリプラン」庁内検討会議 ・那須塩原市農業振興計画「元気アップアグリプラン」の策定について
10月26日	第2回那須塩原市農業振興計画「元気アップアグリプラン」策定懇談会 ・那須塩原市農業振興計画「元気アップアグリプラン」の策定について
12月 9日～ 令和5(2023)年 1月11日	パブリックコメントの実施
令和5(2023)年 3月	那須塩原市農業振興計画「元気アップアグリプラン」の策定

2 農家アンケート・関係団体アンケート

(1) 農家アンケート

①調査の概要

1) 調査の目的

農業者の高齢化や農村人口の減少、大規模災害、鳥獣被害、家畜疾病など、農業の現場に深刻な影響を及ぼしている。一方、ロボットや AI などの技術革新やSDGsへの取組など、新たな成長の可能性が期待されている。

このような中、本アンケートは、農業の実態、農業の現状に対する意識や意向を把握し、市の施策立案の基礎資料とするため実施した。

2) 調査の方法

ア 調査地域 那須塩原市全域

イ 調査対象 農業経営者

ウ 対象者数 2,490 人

エ 調査方法 那須塩原市むらづくり推進員による配布・回収

オ 調査期間 令和 3(2021)年 11 月 26 日～令和 3(2021)年 12 月 17 日

3) 調査結果

ア 対象者数 2,490 人

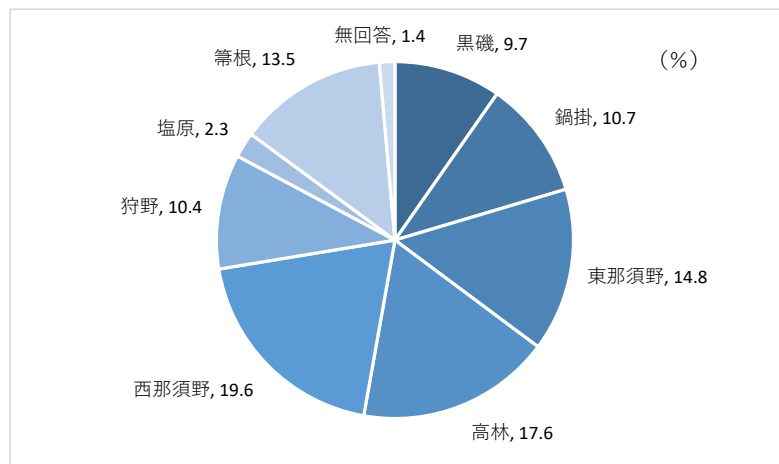
イ 有効回収数 1,921 人

ウ 有効回収率 77.1%

<回答者の属性>

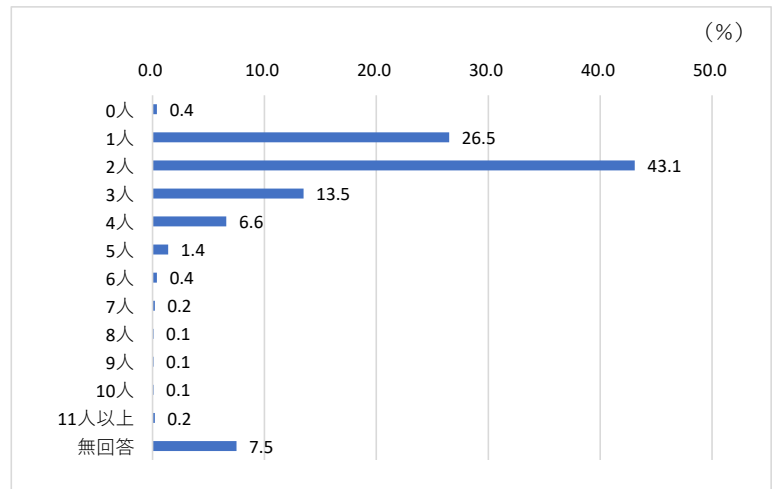
1 地区

農業経営者の居住地区は、黒磯が 9.7%、鍋掛が 10.7%、東那須野が 14.8%、高林が 17.6%、西那須野が 19.6%、狩野が 10.4%、塩原が 2.3%、箒根が 13.5%となっている。



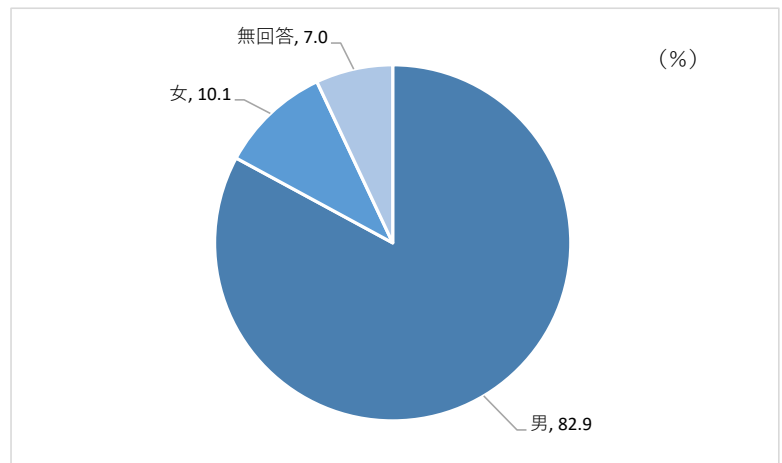
2 農業経営人数

農業経営人数は、「2人」が最も多く43.1%であり、「1人」が26.5%、「3人」が13.5%などとなっており、合わせて73.1%である。



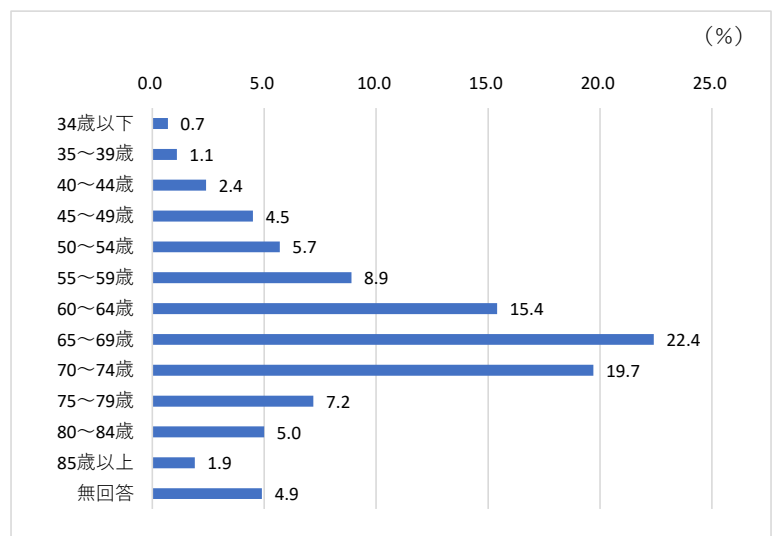
3 農業経営主の性別

農業経営主の性別は、「男」が82.9%、「女」が10.1%である。



4 農業経営主の年齢

農業経営主の年齢は「65～69歳」が22.4%、「70～74歳」が19.7%、「60～64歳」が15.4%と多くなっている。

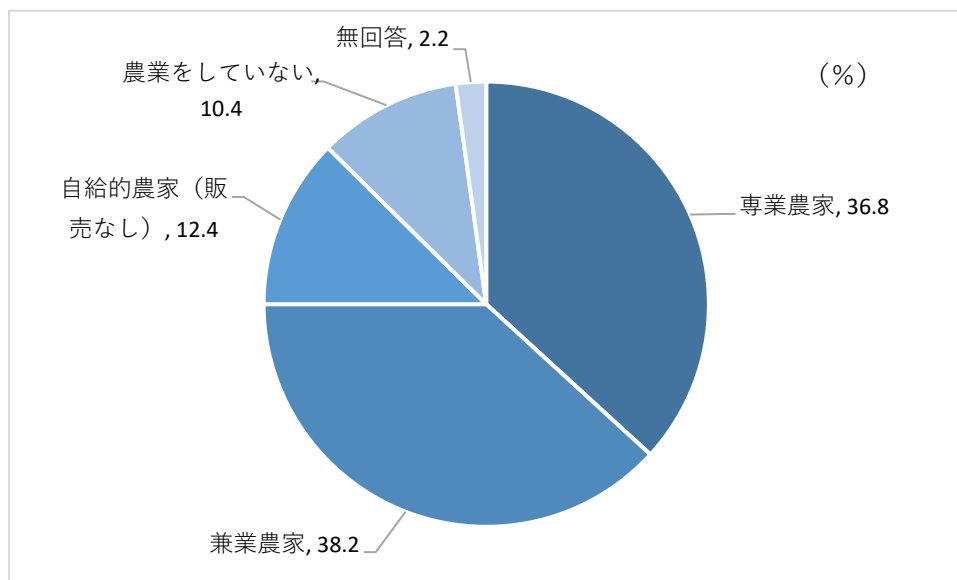


②調査結果

1. 農業経営について

(1) 農業経営の種類

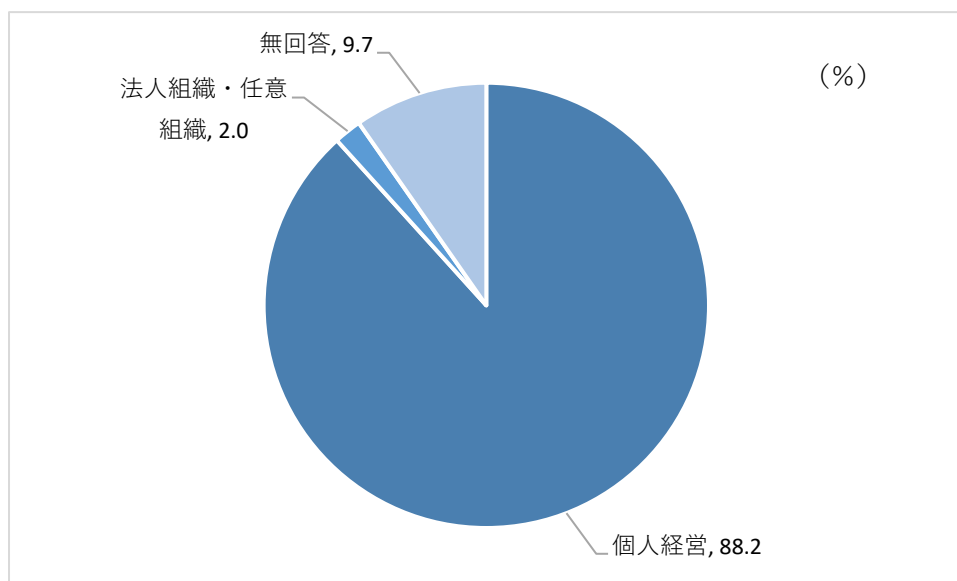
5 農業経営の種類はどちらですか。



農業経営の種類は、「専業農家」が36.8%、「兼業農家」が38.2%、「自給的農家」が12.4%、「農業をしていない」が10.4%となっている。

(2) 農業経営の形態

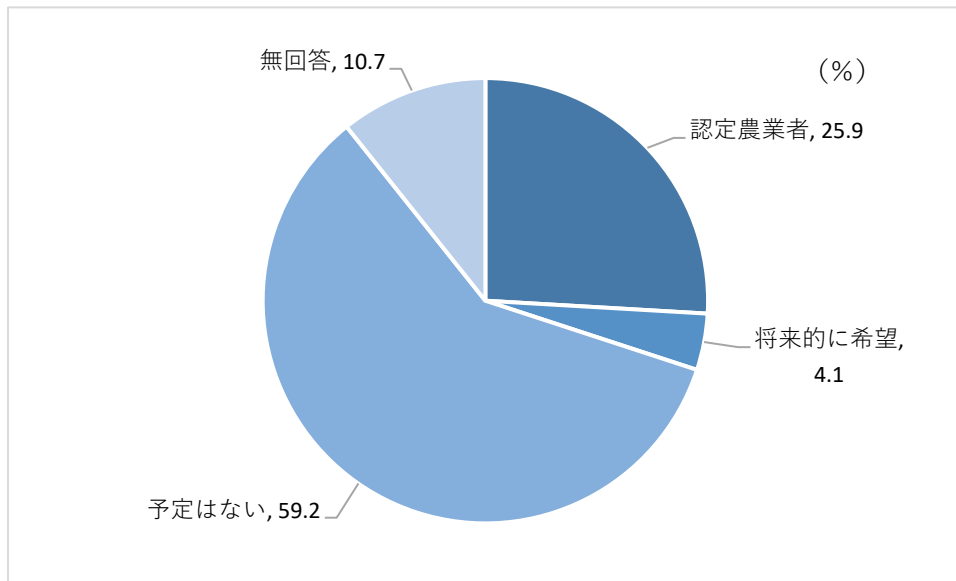
6 農業経営の形態はどちらですか。



農業経営の形態は、「個人経営」が88.2%、「法人経営・任意組織」が2.0%となっている。

(3) 認定農業者

7 認定農業者について教えてください。



※認定農業者：現在、認定農業者である

将来的に希望：現在は認定農業者ではないが、将来的に認定農業者を希望している

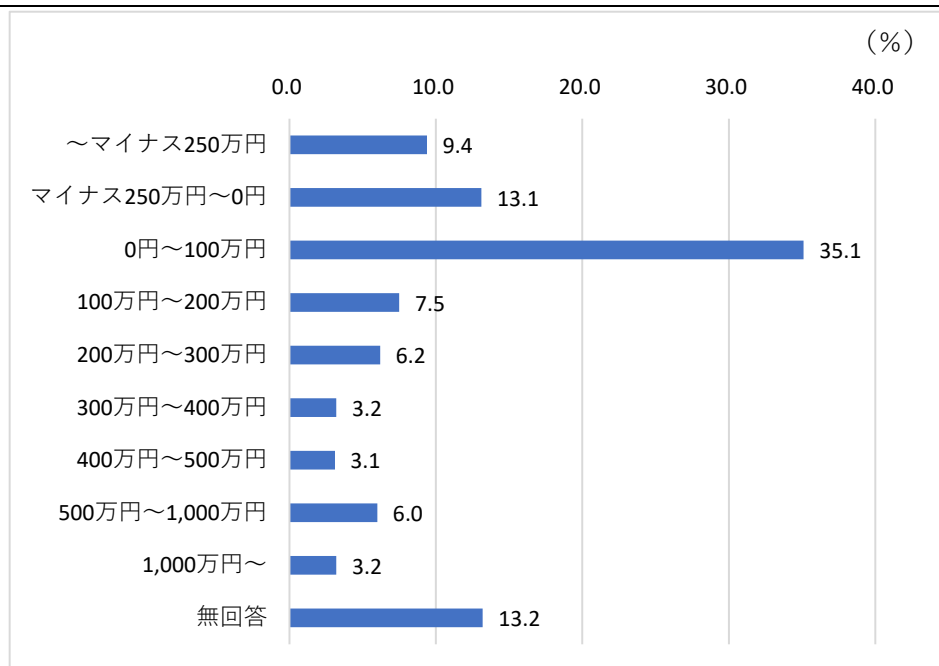
予定はない：現在は認定農業者でなく、今後も認定農業者になる予定はない

認定農業者については、「認定農業者」が 25.9%、「将来的に希望」が 4.1%、「予定はない」が 59.2%となっている。

2. 農業所得・販売金額について

(1) 農業所得

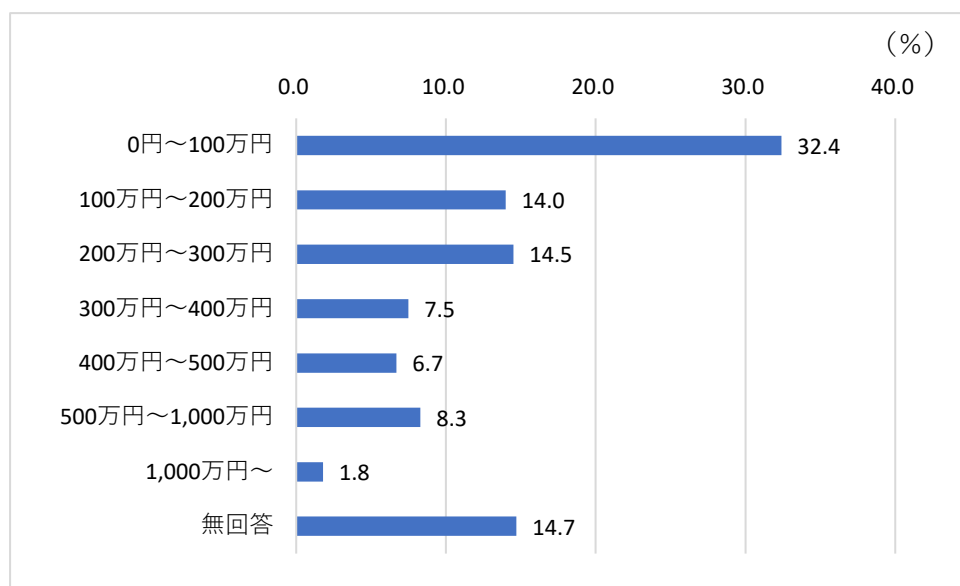
8 世帯（組織）の農業所得（農業収入－経費）はどれくらいか教えてください。



農業収入から経費を引いた「農業所得」は、「～マイナス 250 万円」が 9.4%、「マイナス 250 万円～0 円」が 13.1%であり、“マイナスと回答した者の合計”は 22.5%である。また、「0 円～100 万円」が 35.1%、「1,000 万円～」は 3.2%となっている。

(2) 農業以外の所得

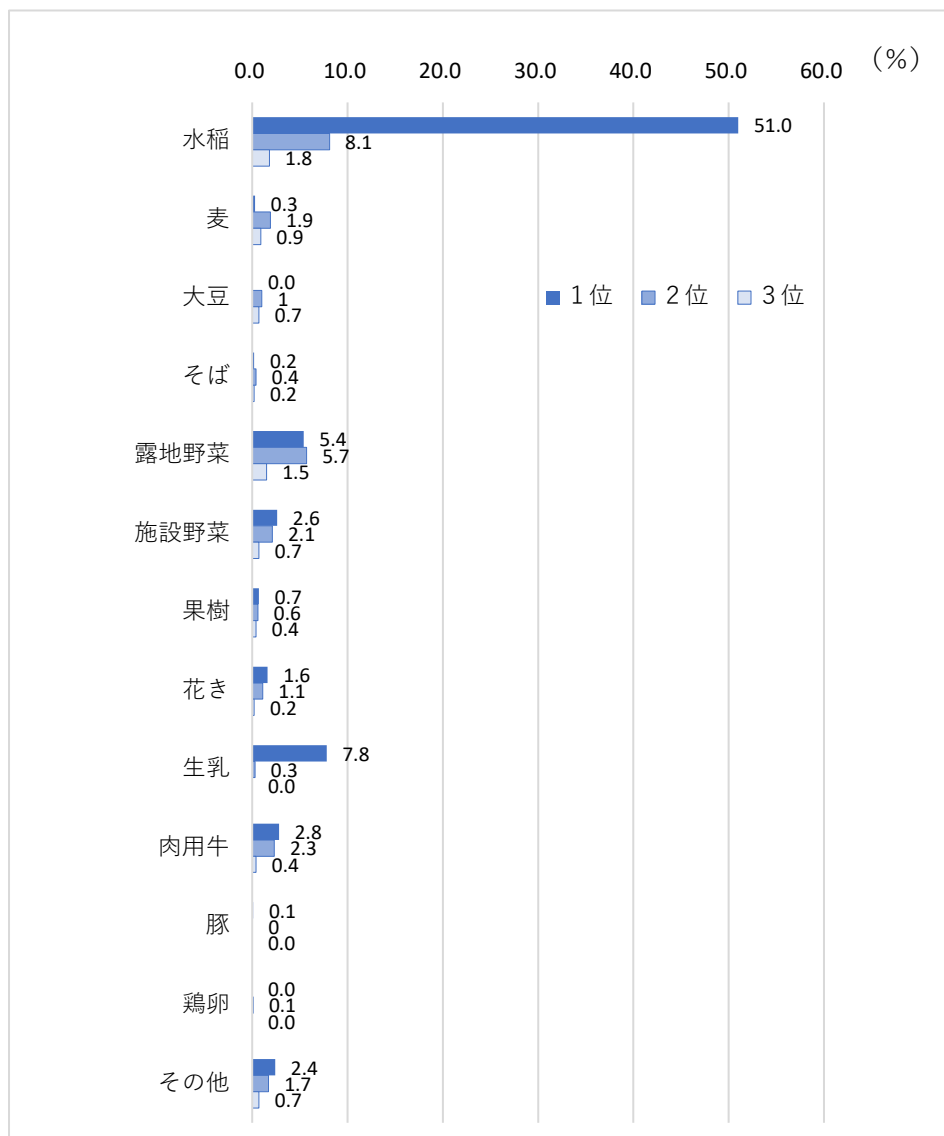
9 世帯の農業所得以外の所得はどれくらいか教えてください。



農業所得以外の所得は、「0 円～100 万円」が 32.4%、「100 万円～200 万円」が 14.0%、「200 万円～300 万円」が 14.5%などとなっている。

(3) 販売金額

10 販売金額の多い作物順に、面積（頭数）と金額を記入してください。
作物は一覧から選び、番号を記入してください。



販売金額 1 位は、「水稻」が 51.0%、「露地野菜」と「施設野菜」の“野菜”が 8.0%、「生乳」が 7.8%、「肉用牛」が 2.8%などとなっている。

販売金額 2 位は、「水稻」が 8.1%、「露地野菜」と「施設野菜」の“野菜”が 7.8%「肉用牛」が 2.3%などとなっている。

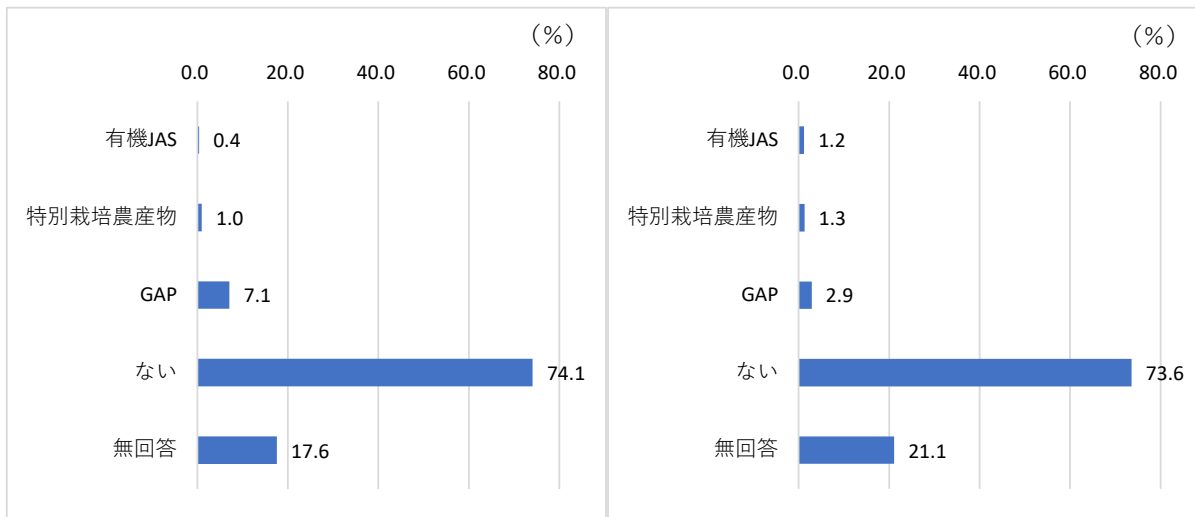
3. 多様な取組について

(1) クリーン農業

1 1 クリーン農業について教えてください。

①現在、認定や認証を受けているものがありますか。

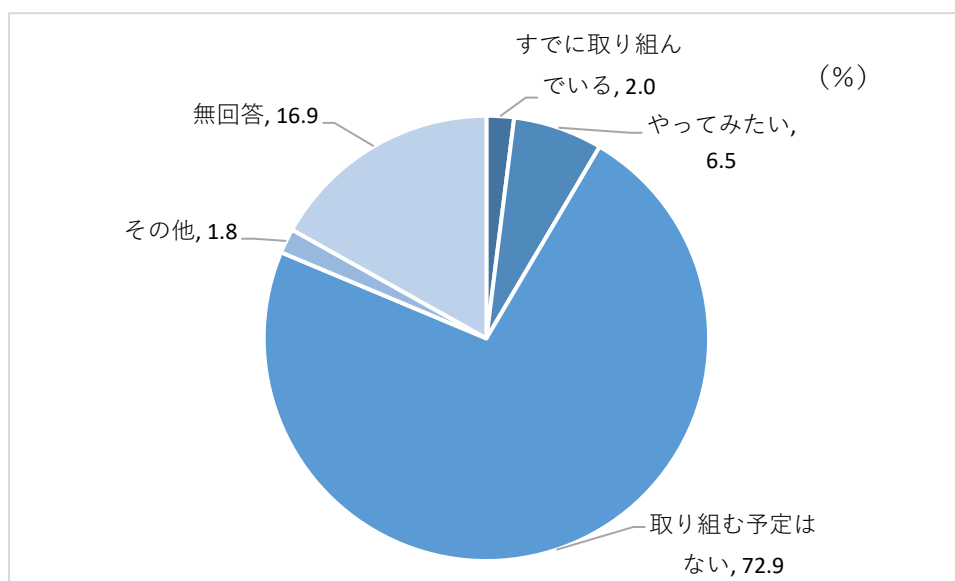
②今後、認定や認証を受けたいものがありますか。



クリーン農業について、現在認定や認証を受けておらず、今後も受けるつもりのないが、ともに7割を超えている。現在、受けているのは、「有機 JAS」が0.4%、「特別栽培農産物」が1.0%、「GAP」が7.1%であり、今後、受けたいのは、「有機 JAS」が1.2%、「特別栽培農産物」が1.3%、「GAP」が2.9%となっている。

(2) 6次産業化

1 2 6次産業化について教えてください。

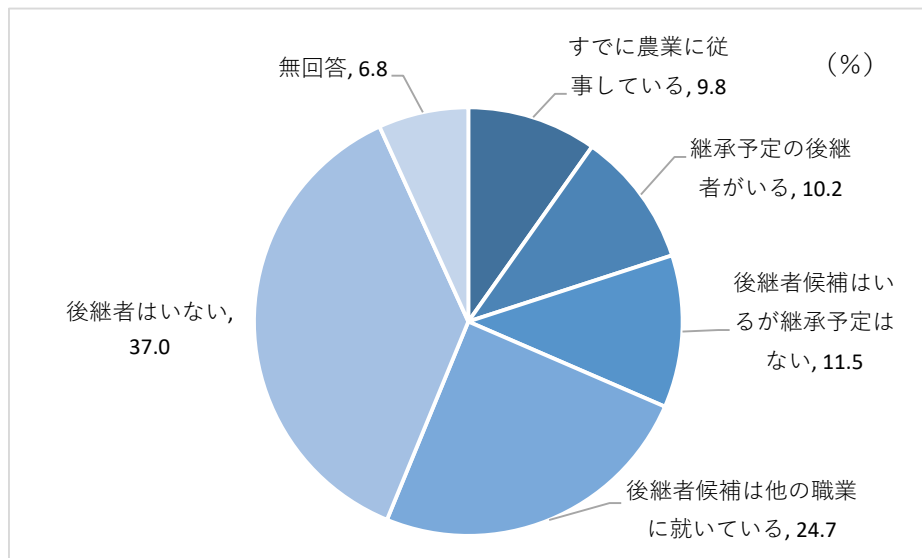


6次産業化については、「すでに取り組んでいる」が2.0%、「やってみたい」が6.5%であり、合わせて8.5%である。「取り組む予定はない」は72.9%である。

4. 今後について

(1) 後継者

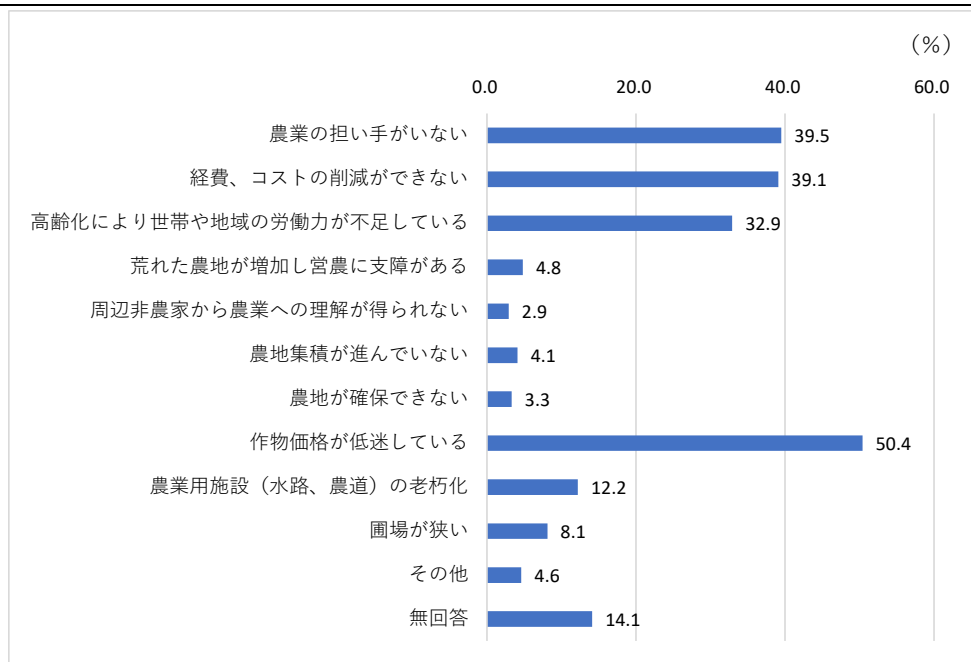
13 後継者について教えてください。



後継者については、「すでに農業に従事している」が9.8%、「継承予定の後継者がいる」が10.2%であり、合わせて“後継者がいる”が20.0%、「後継者候補がいるが継承予定はない」が11.5%、「後継者候補は他の職業に就いている」が24.7%、「後継者はいない」が37.0%となっている。

(2) 不安や問題点

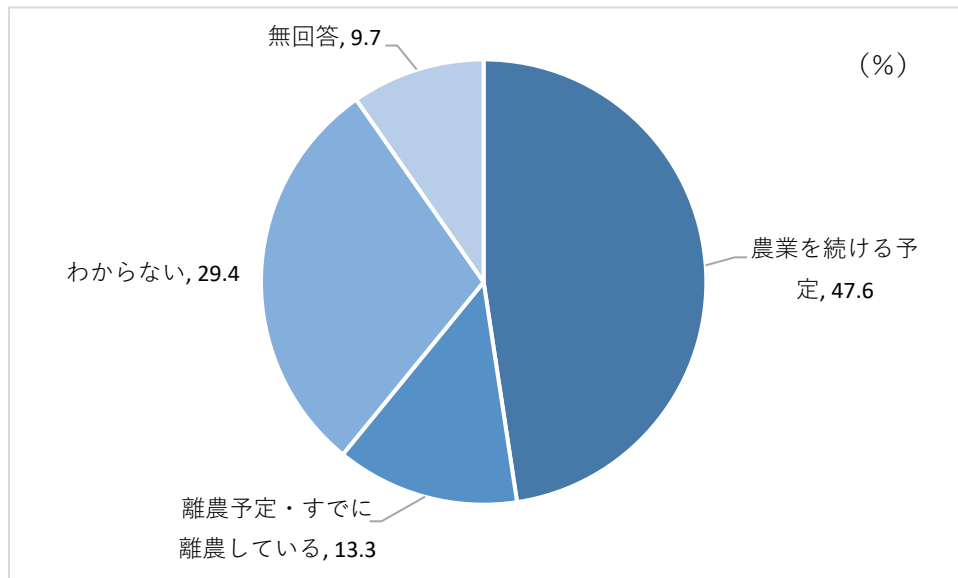
14 農業を続けていく上での不安や問題点を3つ以内で選んでください。



農業を続けていく上での不安や問題点は、「作物価格が低迷している」が50.4%、「農業の担い手がない」が39.5%、「経費、コストの削減ができない」が39.1%などとなっている。

(3) 5年後の農業経営

15 5年後の農業経営についてどのようにお考えですか。

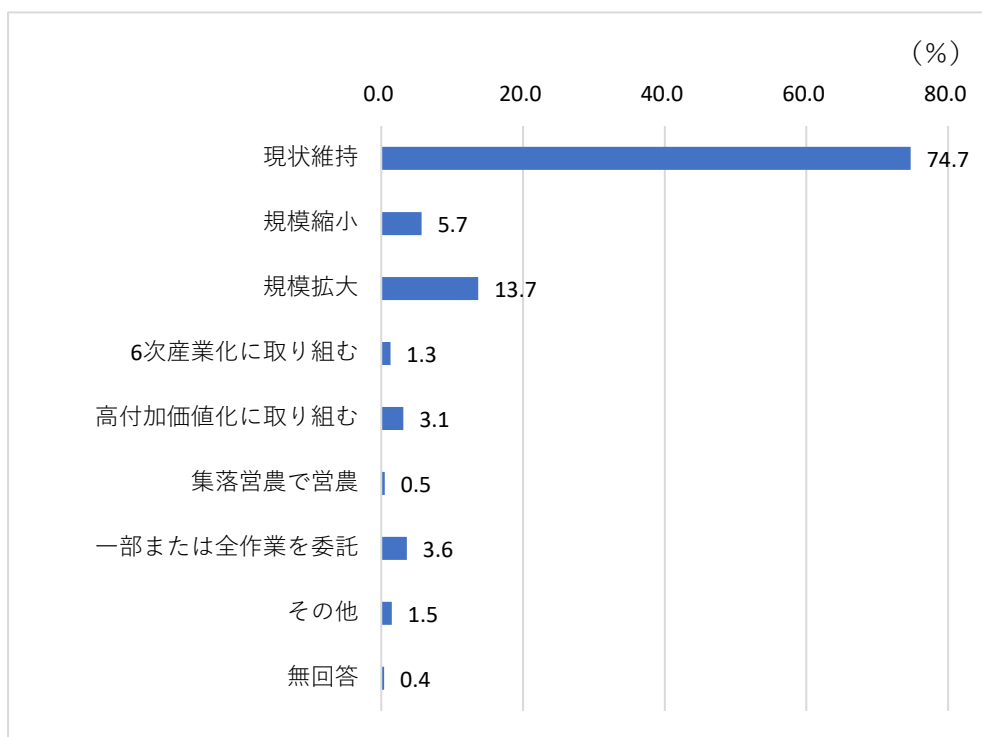


5年後の農業経営については、「農業を続ける予定」が47.6%、「離農予定・すでに離農している」が13.3%、「わからない」が29.4%となっている。

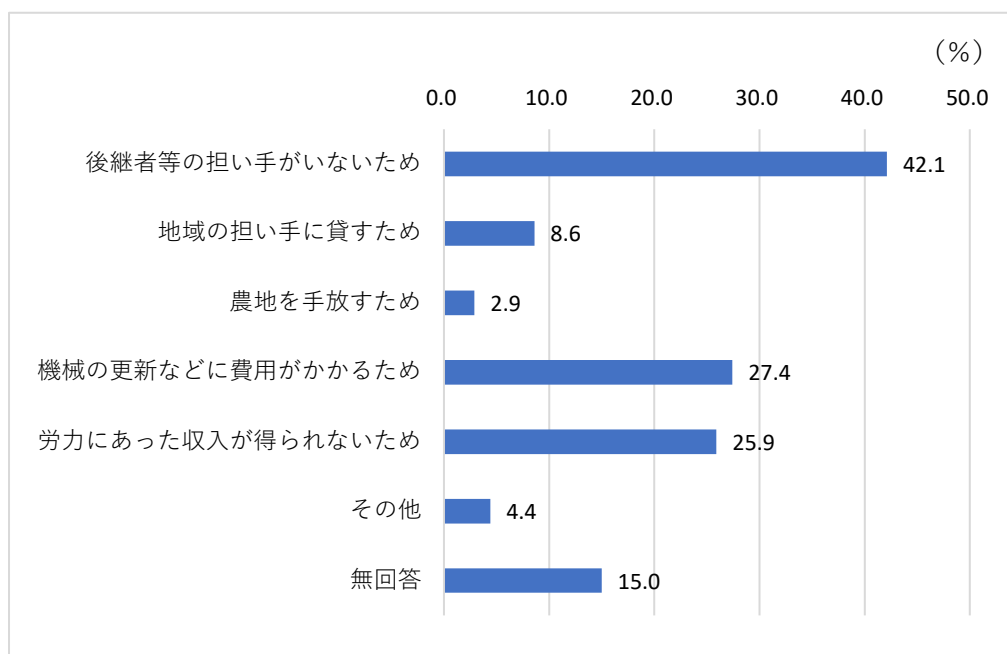
農業を続ける理由は、「現状維持」が74.7%で多くなっている。

「離農予定・すでに利用している」及び「わからない」を選択した理由は、「後継者等の担い手がないため」が42.1%、「機械の更新などに費用がかかるため」が27.4%、「労力にあった収入が得られないため」が25.9%などとなっている。

続ける理由

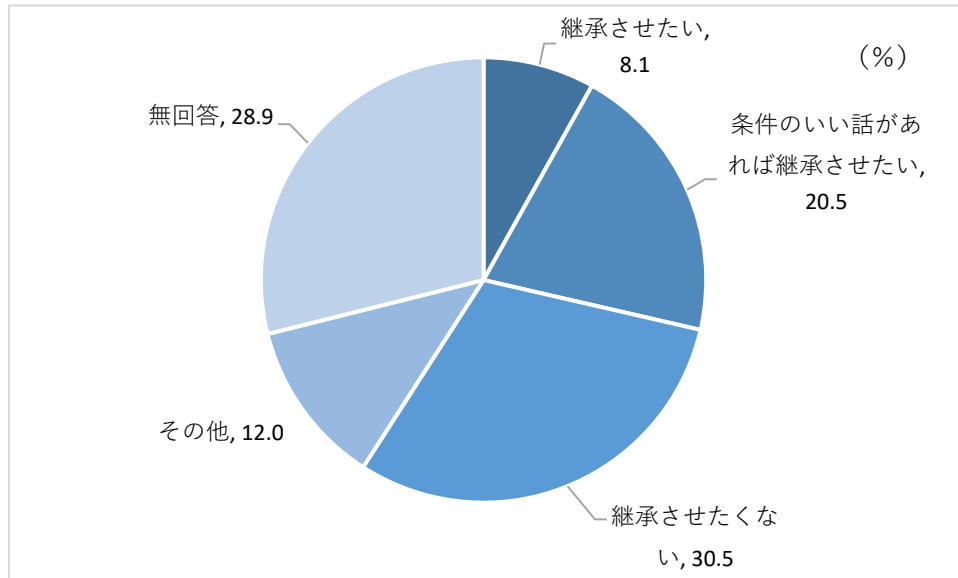


離農の理由（離農予定・すでに離農している、わからない）



(4) 第3者への継承意向

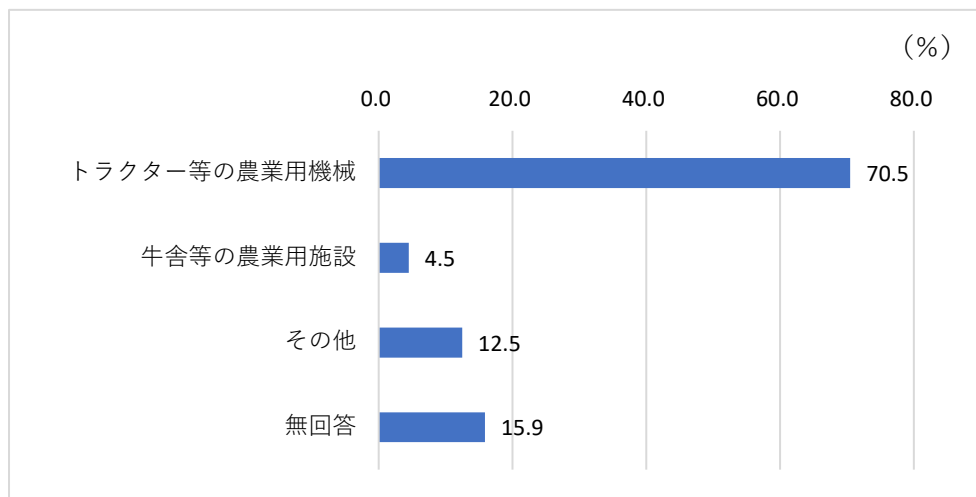
16 15で、①イ（規模縮小）・②（離農予定・すでに離農している）と答えた方
規模縮小または離農したら、所有している農業用施設等（牛舎やトラクターなど）を、第3者に継承させるつもりはありますか。



第3者への継承意向は、「継承させたい」が8.1%、「条件のいい話があれば継承させたい」が20.5%、「継承させたくない」が30.5%などとなっている。

(5) 継承する施設

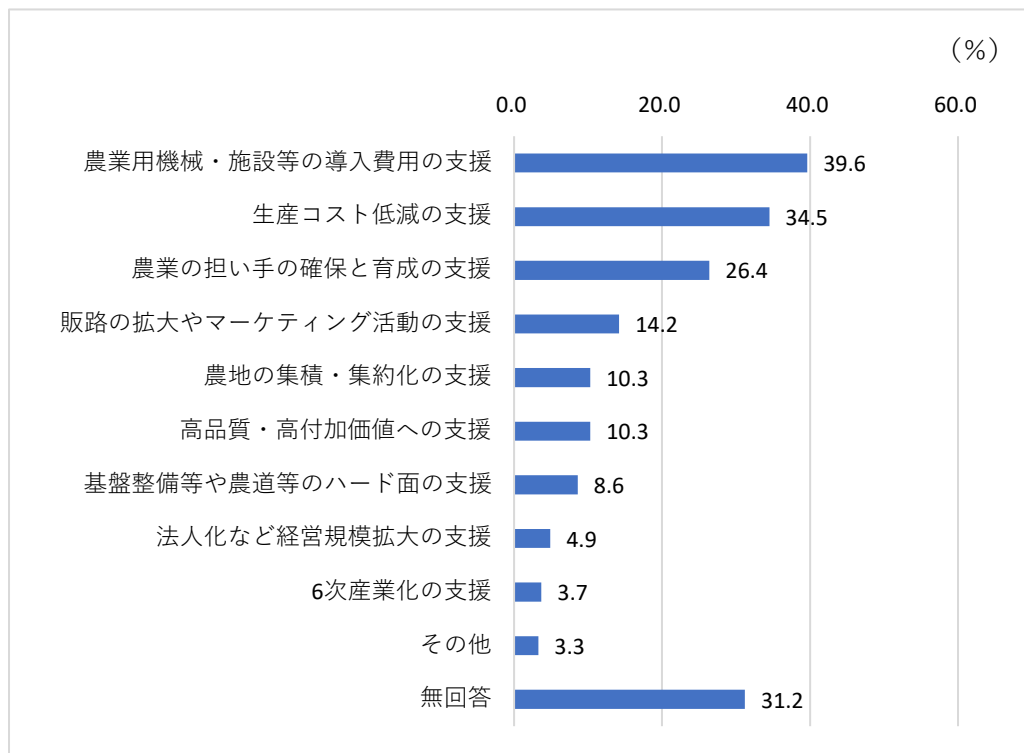
17 16で、①（継承させたい）・②（条件のいい話があれば継承させたい）と答えた方
継承させてもいいと思う農業用施設を教えてください。



継承させてもいいと思う農業用施設は、「トラクター等の農業用機械」が70.5%、「牛舎等の農業用施設」が4.5%となっている。

(6) 必要な行政等の支援

18 農業経営の持続に必要な行政（国・県・市）や農協等の支援は何だと思えますか。
3つ以内で選んでください。

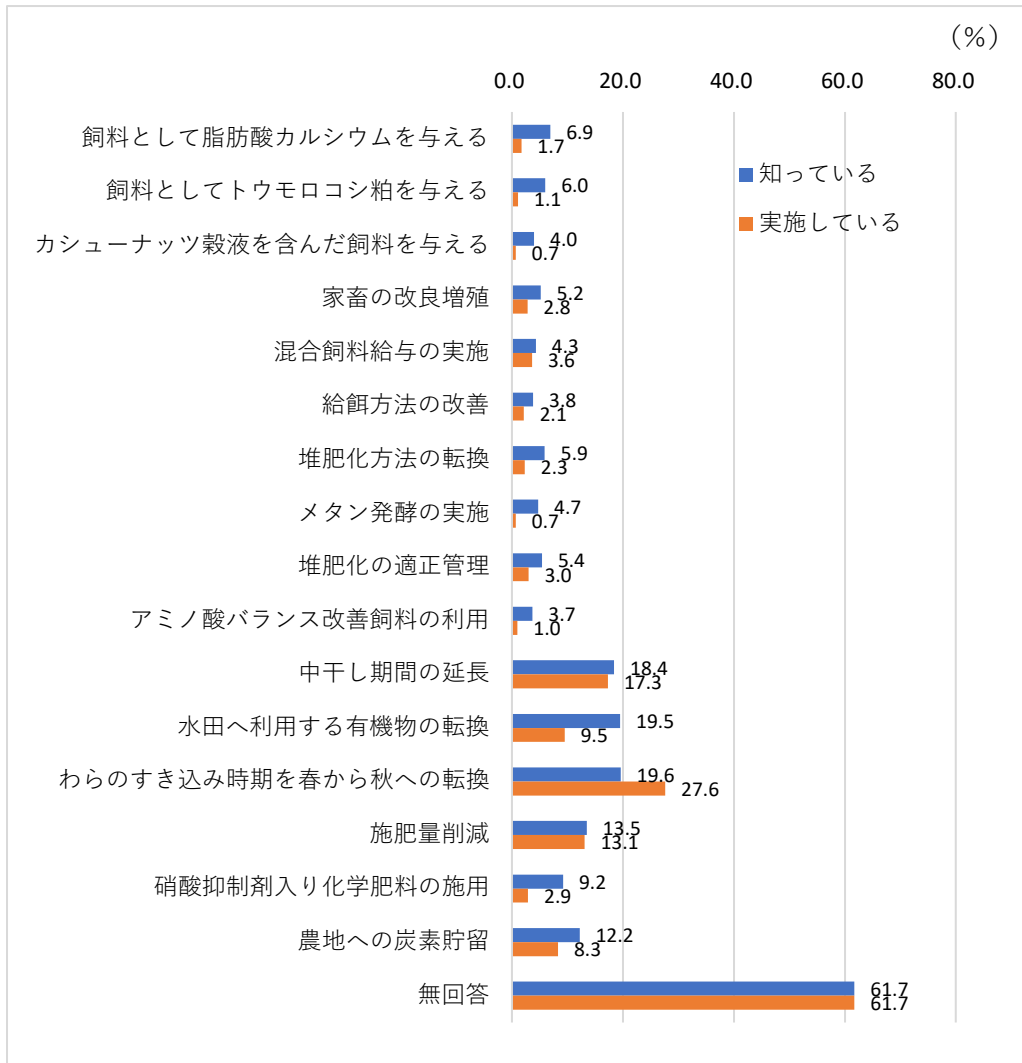


農業経営の持続に必要な行政や農協等の支援は、「農業用機械・施設等の導入費用の支援」が39.6%、「生産コスト低減の支援」が34.5%、「農業の担い手の確保と育成の支援」が26.4%などとなっている。

5. 地球温暖化対策

(1) 地球温暖化対策

20 農業における地球温暖化対策について、「知っている」・「実施している」ものに「○」をつけてください。



農業における地球温暖化対策について、「知っている」、「実施している」とも、「無回答」が6割を超えているほか、耕種農家が多いことから、稲作関係の回答が比較的多くなっている。

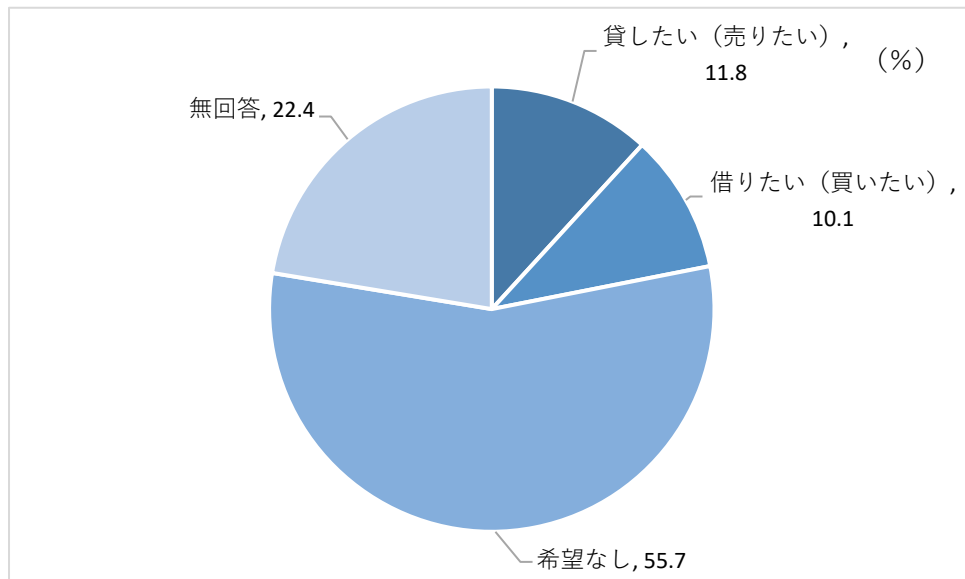
「知っている」ことは、「わらのすき込み時期を春から秋への転換」、「水田へ利用する有機物の転換」、「中干し期間の延長」が多くなっている。

「実施している」ことは、「わらのすき込み時期を春から秋への転換」、「中干し期間の延長」、「施肥量削減」が多くなっている。

6. 農地の貸借

(1) 農地の貸借希望

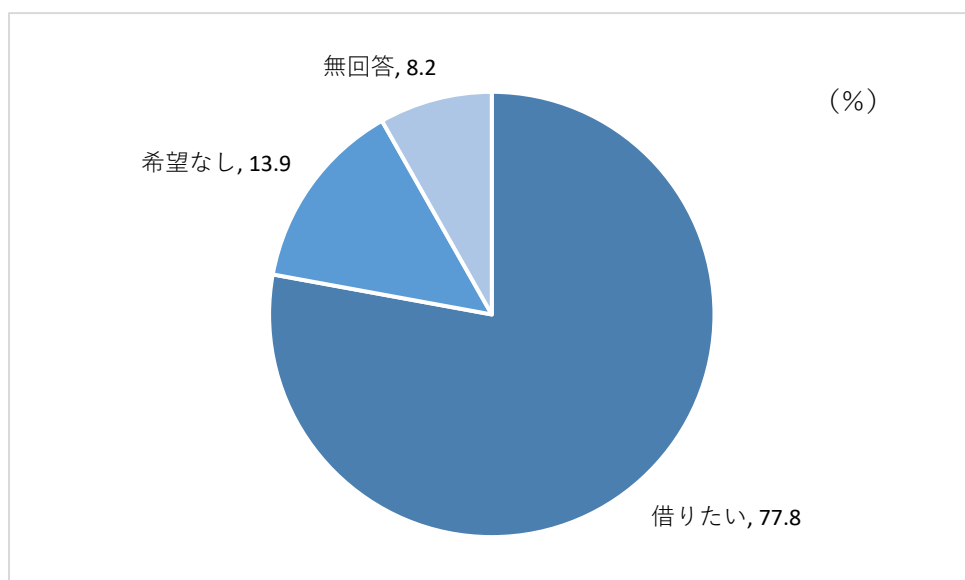
21 農地を貸したい又は借りたいという希望はありますか。



農地の貸借希望については、「貸したい(売りたい)」が11.8%、「借りたい(買いたい)」が10.1%となっている。「希望なし」は55.7%である。

(2) 農地中間管理機構からの借り入れ希望

22 21で、②借りたい(買いたい)と答えた方
農地中間管理機構から農地を借りたいという希望はありますか。



農地を「借りたい(買いたい)」人の中で、農地中間管理機構から「借りたい」が77.8%、「希望なし」が13.9%となっている。

7. 記述意見

記述のあった意見を以下に紹介します（抜粋）。

19 農業の魅力や、やりがいを感じることを教えてください。

- ・思いもつかないような作物ができたこと
- ・自己生産した美味しい米が食べられることと、手間をかければ生産量がそれなりにあがること。
- ・自分の土地でできた作物を食べられること。収穫時の喜び。
- ・経営力に応じた収入、すべての努力が自分に返ってくる。仕事場が家。時間を自分で自由に作ることができる。
- ・これから先、諸外国からの輸入ができなくなったときに自分の作ったもので生活することができる。今の日本の自給率では、将来、今のような食生活を送ることは困難である。そのためにも、自給自足できるような農業をしたい。
- ・今はまだ何もなく、将来的にやってよかったと思いたいです。
- ・目標の収穫ができた時
- ・うちの野菜を食べてリピートしてくれる。友人に教えることまでしてくれる。消費者の喜びの声！
- ・自分の努力次第で結果がついてくる可能性が高い。
- ・生産したものが安定した価格で販売できること
- ・稲作ではあまり感じられないが、野菜作りにはその効果が短期間で現れるため、子育てと同じようでもうまくできた時は近所の人にも分け合い、コミュニケーションならぬ”アグリケーション”で絆ができ、地域社会の交流の一助になっている。
- ・農業収入が増えることが一番うれしい。自分が作った作物を自分で食べること。
- ・自然と触れ合い、自信の生活リズムで経営していける。手をかけ、良い作物ができた時の達成感がある。
- ・兼業でやっているがストレスになるときもあれば、ストレス発散になるときもあり、総合的にはやってよかったと思える。
- ・食を通しての生産者と消費者の WIN-WIN 関係
- ・定年退職がない。
- ・日々の充実
- ・自分自身で食べることができるものを作ることができる。生命を直に感じるができること。
- ・野菜など新鮮なものが食べられる。無農薬で身体に良い。
- ・作った米を消費者から「おいしい」と喜んでもらった時、やりがいを感じる。
- ・国土を守ることの意味。食を支える重大な仕事。自然相手だからこそ大変さと感動、成果物。
- ・農業は定年がないため、本人のやる気次第で楽しく農作物を作ることができる。
- ・自分の手で作物を育てながら、一つ一つ味わい皆によるこんでもらうこと
- ・秀品率を高くして収入が多くなったとき

23 農地について、気になることがありましたらご記入下さい。

- ・農地の貸借には優先順位をつけるべき。①地域(自治会ぐらいのなるべく最小地)内に住む人、②地域内に住み、将来は農業をしたいと考えている人、③将来地域に住む人。現在は会社員だが農地があれば農業をしたいと考える地域住民もいる。農業は単なる産業ではなく、地域社会づくりの一翼を担っている。
- ・国、県単事業に該当したい。1~2ha程度の小規模基盤整備(個人または数人)は補助制度がないので、膨大な費用がかかるためできない。このような耕作不利農地は将来耕作放棄地や荒廃農地にしかならないのでは・・・
- ・山間部にあるため、猿、猪、熊の被害が毎年ある。電柵をまわし、防いでいるが、猿の被害は防げない。
- ・①未耕作地増により雑草繁殖、害虫の発生等があり、苦情が多い。②農地所有者が市外等のため、維持管理がされず①の状況である。行政指導等を強化してほしい。
- ・あと20~30年すると周りの農家の後継者がいないので荒れてしまうのではと心配。景観の美の保全にも力を注ぐべきだ。
- ・利用しづらい狭小な農地を何とかしてほしい。畑として利用するには耕土が浅いので客土したいが費用が相当かかると思われる。補助金が出るのだろうか？
- ・作付しない荒れた農地の管理、草刈りの手間など
- ・高額な水利権が農業集積の障害となっていると感じる。
- ・耕作放棄地をみると心が沈む。
- ・後継者がいない。よって農地以外で売りたい。農振除外、転用をスムーズに(簡略化)してほしい
- ・農地でも太陽光に利用できれば良いと思う
- ・水稻栽培をすることで地球温暖化を抑えられるなら農地は活用すべき！
- ・散乱する休耕地の集約より高効率化を図る。
- ・農振法、農地法等の規制(制約)が厳しすぎる。※除外、転用(許可要件)
- ・後継者がいないためと、高齢のため、維持が難しい状況となる。
- ・近隣の農地があればお借りしたい考えでおります。
- ・農地一筆が狭く、一農家の農地が点在している。農道が曲がって狭いことが、貸し借りが進まない一つの要因と思う。
- ・石が多いので何とかする方法を知りたい。
- ・耕作放棄地が多くなってきているように思います。
- ・農業の知識や経験がなく相続した人や、農業を続けてくれる後継者がいない農地の所有者の多くは、農地利用の知識が乏しいので、農地利用の有益な助成事業などの情報を分かりやすく発信してほしい。区画整理、用排水施設、農道等の整備など。
- ・農地を処分したい。農地の各種手続きを1箇所にしてほしい。
- ・後継者に農業をやってもらうためには、スマート農業やその他の魅力ある事にしたい。そのために基盤整備が必要である。
- ・区画整理がされていないので、作業効率が悪い。作業時間が倍かかっている。区画整理したい。

24 その他、市の農業振興についてご意見がありましたらお聞かせください。

- ・これから農地を守るには、基盤整備は必要になってくる。機械が大型化して今の耕地、道では危険。排水対策のある農地でないと、園芸作物に適さない。借地人に地代＋工事代を持ってもらう。農地を集積して新規参入者に借り渡す。園芸作物を推進するには労力の確保が必要(外国人の労力が必要)。労力の均質化が難しい。JAの人材派遣があればいい。
- ・米の価格安い。その他の化学肥料等が高い。毎年の収入が少ないためマイナス、継続できなくなっている。
- ・那須塩原市、再生協議会、共済、JAのネットワーク構築及び会議等の報告、情報が少ない。
- ・若手に魅力ある農業、未来希望の持てる農業を望む。
- ・石・礫撤去・花木除去に係る経費への補助事業の創設。
- ・鳥獣害対策の強化(獣害対策資材等の補助等)
- ・週休2日制で働けるような環境で労働ができ、一日8時間労働でそれに見合った生活ができればと思います。
- ・5年後はともかく、20～30年後を考えるととても不安である。やる気のある若手に農地を集中して託したい。
- ・婚活が大事。後継者がいない。
- ・小規模農家でも農業経営ができるのが理想
- ・昨今の米価低迷は農家に大きなダメージを与えている。このままの米価が続くと、米農家の所得確保は難しい。
- ・1. すべての土地の農地転用の簡素化。2. 農地にしか使えない土地の自由化(自分の土地なのに自由にならない)(農振地区を無くす)
- ・米やその他の農産物の高品質化を図り、ブランド化を進めるとともに、市場に対してアピールすること。
- ・農業については近傍住宅地への季節風による畑からの砂塵。畜産業については家畜及びふん尿散布の悪臭。これらの準公害への対策が農業振興には必須で行政とのコラボレーションが必要。
- ・市道わきの草刈りに対する助成(金)
- ・農業＝長時間労働、作業がきつく収入が低く所得が天候に左右され安定しない。長期間(数年)の生活設計を描くことができない。経営努力すればするほど窮地に追い込まれ借金が増える。
- ・水稻価格が収穫時期に後出しじゃんけん的に決定することが辛い。農地を荒らさないために稲作しているが、今年のような希望のない価格が続けば離農せざるを得ない。
- ・鳥獣害対策をさらに強化願う。
- ・本気で取り組んでほしい
- ・地球温暖化対策で混合飼料、強制発酵等、高エネルギーで対策をして、温暖化対策になるのか疑問です。
- ・水田活用の直接支払交付金見直しで、過去5年間一度も水張が行われていない水田を除外するとありますが、これが進むと耕作放棄地が増える可能性がある。
- ・飼料米やWCS等販路を見つけていただければ幸い。
- ・農業振興地域は農業のためでサラリーマンの住宅のためではないことを強くアピールすること。
- ・那須塩原の作物の良さを大きくアピールしてください。市内には良いものが沢山あるので・・・

- ・担い手の確保。放棄地の行政を含む具体的取組、方針を明確にするなど、考える進める機会があればよいと思う。
- ・基盤整備事業の必要性のPR。儲かる農業のモデルのピーアール。
- ・農業機械の支援事業のポイントのハードルが高すぎ、受けにくいのももう少しハードルを下げてほしい。
- ・農業機械更新ができない現状に対する支援(リース等)。大規模経営者、営農集団等に作業委託するのではなく、適期収穫時期に自分で行いたい。並びに後継者、マシーンオペレーターの育成。
- ・市と農協、市と県、市と国の情報共有、交換や意思疎通、共通化を進めてほしい。スピード感がない。
- ・食糧自給率が37%に落ち込んでいる昨今、わが国の食糧安保の観点から極めて危惧される事態にあります。飽食の時代に生きている私たちには飢餓の苦しみは想像もつきませんが、飢餓は人の心まで簡単に変えてしまいます。今もこれからも農地の備蓄の必要性を心に刻み、今何が一番大切か、そのために何をすべきか行政に考えていただきたい。
- ・山間地において台風大雨で土砂が流出、農道に側溝をつけてほしい
- ・私は和牛農家です。那須塩原には温泉地等観光地もたくさんある地域です。「とちぎ和牛」は全国でも通用する素晴らしいブランドです。ぜひ那須塩原全体で「とちぎ和牛」のブランド推奨の拡大をお願いします。私たちも頑張ります。

(2) 関係団体アンケート

農業関連団体に対し、アンケート調査(記述式)を行い、回答のあった14団体の意見等を整理しました。(要旨を変えない範囲で文章整理をしています。また、重複意見はまとめている場合があります。)

1) 地域の農業の問題点、課題について

①新型コロナウイルス感染症により、どのような影響がありましたか？

- ・生産者や従業員の感染により生産量の落ち込み
- ・量販店への来客減少により販売減。外食が大幅に減少し、消費量に大きな影響
- ・外食産業の低迷により、米などの契約栽培の出荷が激減
- ・米の消費の大幅減と米価低迷、過剰在庫
- ・宅配などのセット野菜に切り替える消費者が増え、これまでの市場流通だけでは販売困難
- ・観光客の減少、外食機会の減少、学校給食牛乳の休止などにより、牛乳の需要減とバターへの消費
- ・首都圏からの顧客が減少し、直売所等の売上も減少
- ・夏休みの子どもたちとの交流事業の制限
- ・生産組織や女性会活動等の活動自粛による情報交換、コミュニケーション機会の減。意識共有の困難化
- ・実需者との情報交換、商談が困難となり、農産物の販売促進やブランド化に影響
- ・海外からの技能実習生の入国制限。人材不足の慢性化
- ・農畜産物の価格下落により、農業経営継続の意欲低下、離農の懸念

②輸入飼料・肥料、原材料等の高騰により、どのような影響が生じていますか？

- ・農産物生産に必要不可欠な材料を確保するため、経費の支出増(肥料、飼料、種子、輸送、人件費、農薬、薬品、設備費、燃料、電気料金等)
- ・自給飼料への転換を図っているが、ほ場確保が困難、機械等設備の不備などが課題
- ・生産費の高騰により、農家の生産意欲低下、作付面積減少が懸念(畜産農家も)
- ・酪農家にとって、乳牛の栄養面や生乳の量の面から給与する餌の量は変えられず、頭数減などの対応
- ・飼料の高騰によりスモールの価格の暴落
- ・生産者の収入減、生産費の増分を価格に転嫁しにくい。
- ・離農者が増えることにより、野菜価格上昇等消費者への影響が懸念される。
- ・新規就農者の初期投資が増大し、新規就農者減が懸念される。
- ・出荷包装資材等は必要不可欠であるが、飼料や肥料のように国の高騰支援対策がない。
- ・肥料や農薬の使用量を削減したため、株の減少、除草労力増
- ・生産費を抑えるため飼料の質を下げることを検討
- ・農業共済の掛け金を見直す動きが増加(事故時に十分な補償額が得られない)

③その他、地域農業の問題点、課題について

- ・地域の後継者や担い手の不足。求人への応募無し。他地域からの受入が必要
- ・新規就農者にとって、農地確保、初期投資、農作物の販路、技術習得などのハードルが高い。
- ・県北地域では米の食味がすぐれている。一方で、米価の低迷
- ・令和3(2021)年の米価の安さから離農者が発生
- ・飼料、肥料、原材料等の高騰
- ・飼料、原料の高騰、後継者不足などにより、離農する酪農家の発生
- ・農地バンクの利便性向上
- ・高齢化に伴い、耕作委託者の増
- ・中山間地域を多く抱え、鳥獣被害も多い。
- ・条件不利農地の改善、遊休農地の再生
- ・農業者の高齢化をはじめとした現在の農業情勢等により、耕作放棄地の一步手前の地域も
- ・耕作放棄地の発生、耕作放棄地の病虫害の発生源となる懸念
- ・園芸作物は、新規栽培者が少しずつ増加する一方、高齢化によりやめる農家もあり
- ・畜産農家は新規者確保が困難、高齢化による減少
- ・排水による地下水への影響が懸念
- ・持続可能な農業経営のためにも脱炭素化の取組が必要
- ・カバークロップの普及により、酪農家は糞が入手困難
- ・中小規模農家の経営維持、支援

2) 問題点や課題を解決するための取り組むべき方向について

- ・持続して人材、後継者の育成。小さいころからの食農教育
- ・UIJターンによる人材確保
- ・体験農業を通じて新たな担い手の確保
- ・地域でやる気のある人を中心に持続可能な体制づくりと支援
- ・担い手への農地の集約化
- ・家族経営存続のための支援
- ・ブロックローテーション可能な農地の利用再編
- ・園芸を目指す新規就農者に対し、行政の枠組みを超えた支援体制
- ・機械化、スマート農業の推進
- ・農産物の価格安定化、安定収入の確保
- ・米の消費を伸ばす工夫。米のブランド化、米粉の利用促進、学校給食でごはんの日を増やす。
- ・肥料、飼料の高騰に対応するため、耕畜連携の取組に関して更なる深掘り
- ・飼料、原料の高騰化対策
- ・飼料作付けを増やすため、稲作から畑作への転換促進。WCS の利用促進
- ・食糧安保への対策強化

- ・地域課題にピンポイントで対応できるのは市であり、市独自の取組を推進
- ・市と農業者の意見交換による課題の掘り起こしと施策の推進
- ・農業施策の財源として、農産物で得たふるさと納税やクラウドファンディングを活用
- ・販路の拡大と生産力の向上
- ・農業保険、収入保険への加入促進
- ・耕作受託者と地域耕作者の協議が必要(水の問題、共同草刈り等)
- ・離農者の農地の売買に農業公社の関与
- ・農業振興地域を虫食い状態にしない。
- ・地域ぐるみでの鳥獣被害対策の取組

3) 農業者が行うべきこと、地域が行うべきこと、行政や農協・酪農協等が行うべきこと

- ・コロナも緩和傾向にあるので、農業者、JA、行政等の話し合いの場の設定

【農業者】

- ・農業者は持続経営のための学習
- ・農地の保全管理、水路の適正管理
- ・子牛の繁殖農家は、官職管理を徹底し、分娩間隔の適正化
- ・国産飼料の使用
- ・耕畜連携、自給飼料の生産・活用

【地域】

- ・地域農業の担い手の育成
- ・農道、水路の適正管理
- ・永続的に農業ができるよう、個人ではなく団体で様々な問題解決を図る。

【行政、農協、酪農協】

- ・農業の大切さ、必要性を国民共通の認識とする(教育)
- ・農地の貸借に優先順位を(地域内居住者、定住希望者など)
- ・営農オフシーズンの働く場所づくり
- ・行政や農協、酪農協は、農家個人や地域グループだけでは難しい問題への協力、バックアップ
- ・生産コスト抑制のための支援
- ・肥料等の共同購入による安価な仕入れ
- ・農産物の価格安定化。付加価値を高める取組
- ・麦、大豆、WCS、飼料用稲への助成
- ・農業者の所得増大(確保)に資する施策、農作物の販売促進、販路拡大(新規顧客の開拓)
- ・JAと酪農協との連携による耕畜連携の取組強化
- ・行政による耕畜連携の推進
- ・カバークロップ制度を廃止し、藁と堆肥交換による耕畜連携への助成
- ・人材確保の仕組みづくり

- ・園芸作物を主体とする新規就農者等の技術習得支援
- ・鳥獣被害対策への支援

4) その他 ～那須塩原市農業が目指す方向について～

- ・地域の特性を伸ばす。恵まれた農地を有効利用
- ・生乳生産額本州1位の特色を活かし、五感で味わえる形の農業
- ・巨大消費地首都圏から150km圏に位置し、流通の便も良好
- ・地域性を活かした農畜産物のブランド化と情報発信
- ・多様な品目の生産振興(園芸品目、高原野菜から通常の野菜)
- ・耕地面積の8割が水田であり、収益性の高い園芸作物への転換促進
- ・園芸団地の整備(宅地を含めた基盤整備)
- ・未来のための人材(新規就農者等)確保、受け皿の確保、整備
- ・後継者の少ない地域への新規就農者の受け入れ
- ・家族経営専業農家の育成
- ・中小規模の農業経営体への支援
- ・やる気のある農業者、農業法人の育成
- ・周辺自治体に比べて農業士、指導士が少ない。
- ・魅力ある加工品の開発
- ・儲かる農業の実現
- ・農業、観光業、商業など様々な業種の連携
- ・地産地消の推進
- ・小家族用野菜販売、冷凍、レトルト野菜加工など、時代に合った農業の取組
- ・農業者が生産、販売に全力投球できる支援体制の確立

3 策定懇談会・庁内会議

(1) 那須塩原市農業振興計画「元気アップアグリプラン」策定懇談会

関係団体等の参加する懇談会を設置し、農業振興のための意見交換を行いました。参加者名簿(敬称略)は以下のとおりです。

氏名	所属等
君島 良一	那須塩原市農業委員会 会長
藤田 輝夫	(公財)那須塩原市農業公社 事務局長
吉田 和弘	那須野農業協同組合 営業部長
相馬 信高	酪農とちぎ農業協同組合 那須高原支所 業務推進課長
石塚 政隆	那須塩原市栃木県農業士会 会長
藤田 健一	那須塩原市農業指導士会 会長
永森 啓太	那須塩原市青少年クラブ協議会 会長
大島 章子	那須塩原市農村生活研究グループ 会長
高野 孝夫	栃木県那須農業振興事務所 次長兼企画振興部長

(2) 那須塩原市農業振興計画「元気アップアグリプラン」庁内検討会議

本市における農業振興の取組状況を踏まえ、計画案を作成する組織として、庁内検討会議を設置しました。

氏名	職名等
会長 松本 仁一	参事兼農務畜産課長
委員 青木 洋人	農務畜産課農業振興係長
同 平山 隆美	農務畜産課農業振興係副主幹 (農業再生協議会)
同 田中 幸子	農務畜産課担い手支援係長
同 室井 敬弘	農務畜産課畜産振興係長
同 大野 昭博	農林整備課長補佐兼農村整備係長
同 和田 博史	農林整備課林務係長
同 戸山みどり	農業委員会事務局長補佐兼農政係長
同 佐藤 博之	農業委員会事務局農地係長

4 用語解説

あ行

●IoT

Internet of Thingsの略で、モノのインターネットのこと。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

●ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のこと。コンピュータやデータ通信に関する技術をまとめた呼び方。

●アグリテック

IoCやビッグデータ、ドローンを用いるなど、農業者と連携してデジタル技術の実証や普及に取り組む企業のこと。

●アニマルウェルフェア

家畜を快適な環境下で飼育することにより、家畜のストレスや疾病を減らす取組のこと。国際獣疫事務局(OIE)では、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状態」と定義している。

●アフリカ豚熱(ASF)

豚、イノシシの伝染病であり、国内では未発生。2007年以降、欧州、アジア地域等で継続的に発生が確認されている。有効な治療法やワクチンはないが、ヒトへは感染しない。家畜伝染病予防法に基づき、感染した家畜を発見次第、直ちに通報することや殺処分すること等を義務付けられている。豚熱(CAF)とは全く別の病気。

●稲発酵粗飼料(稲WCS)

稲の出穂後、実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料。稲ホールクロップ・サイレージ(稲WCS)とも呼ばれる。水田の有効活用と飼料自給率の向上に資する飼料作物として利用されている。

●AI

Artificial Intelligenceの略で、人工知能のこと。学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピュータシステムのこと。

●SDGs(持続可能な開発目標)

SDGsはSustainable Development Goalsの略で、持続可能な開発目標のこと。平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和12(2030)年を期限とする国際社会全体の開発目標。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な17の目標を設定。法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた自主的な対応が求められる。

か行

●家族経営協定

家族で行っている農業経営において、経営計画や各世帯員の役割、就業条件等の相互間のルールを文書化して取り決めたもの。家族経営協定により、女性や後継者等の農業に従事する世帯員の個人の地位や役割が明確化され、経営のパートナーとして位置付けられるよう関係の認識醸成が図られる。

●環境負荷

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。農業分野では、肥料・農薬の過剰な投入や家畜排せつ物の不適切な管理、家畜の消化管内発酵由来のメタンガス等の温室効果ガスの排出等が環境負荷の主な発生要因となっている。

●環境保全型農業

地域の慣行(地域で従来から行われている方法)に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らすため堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業のこと。

●基幹的農業従事者

自営農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事(農業)」である者(農林業センサスによる定義)

●GAP

Good Agricultural Practiceの略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。農業者が取り入れることで、農業経営の改善や効率化に資するとともに消費者の信頼が確保される。

●牛群検定

農家が飼養している乳用牛の状況を客観的に数字で把握し、飼養管理改善や牛群改良に役立てるシステムのこと。具体的には、乳量、乳成分、体細胞数等のデータを個体毎に記録し、これらを集計・分析することにより、能力の高い雌牛の選抜を推進するもの。農家の牛群は乳用牛改良の基盤であり、収集されたデータは「検定成績表」として農家にフィードバックされ、能力に応じた雌牛の選抜的利用、飼料給与の改善、搾乳衛生管理、繁殖管理、遺伝的改良といった経営改善に役立っている。

●経営耕地

農家が経営している田、畑、樹園地

●兼業農家

世帯員のうち何人かが農業以外の仕事から収入を得ている農家で、業所得を主とする兼業農家(農業収入>他収入)を「第1種兼業農家」、農業所得を従とする兼業農家(農業収入<他収入)を「第2種兼業農家」という。

●耕作放棄地

過去1年以上作付がなされず、今後数年の間に再び耕作される明確な見込みのない農地。

さ行

●作目

農耕地又は、草地・林地などで栽培される作物の種類。また、飼養される家畜の種類や農畜産物加工の種類。

●JA

ジェイエー、Japan Agricultural Cooperativesの略。農業協同組合(農協)のこと。

●自給的農家

経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

●資源循環型農業

地域で発生する有機性資源(家畜ふん尿や食物残渣など)の堆肥などへの循環利用、農業用資材の循環利用を行うことにより、化学肥料や農薬の使用量を低減し、環境への負荷低減を図る農業。

●食育

生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎となるもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することが

できる人間を育てること。

●食料・農業・農村基本法

食料、農業及び農村に関する施策を総合的・計画的に推進し、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、平成11(1999)年に施行された法律。食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮等について新たな方向性が示された。

●飼料用稲

稲発酵粗飼料や飼料用米の形で、飼料用に利用される稲。国産飼料の確保や水田有効活用の耕畜双方にメリットがある。→稲発酵粗飼料(稲WCS)、飼料用米

●飼料用米

家畜の飼料として利用される米。稲発酵粗飼料とは異なり、茎葉は利用せず、実の部分を活用する飼料。国産の濃厚飼料原料として、また、水田の有効活用と飼料自給率の向上に資する飼料作物として利用されている。

●スマート農業

ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化や精密化、高品質生産の実現を推進する新たな農業の取組。スマート農業を推進することにより、農作業における省力・軽労化をさらに進めるとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承などが期待される。

●スモール子牛

概ね6ヶ月未満の牛のこと。

●専業農家

世帯員の中に兼業従事者(1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者)が1人もいない農家をいう。

●総農家数

販売農家と自給的農家を加えたもの(土地持ち非農家は含まない)。経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または農産物販売額が15万円以上ある世帯。

た行

●第1種兼業農家

農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家。

●第2種兼業農家

兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家。

●WCS

ホールクロップサイレージ(Whole Crop Silage)の

略。実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料。

●多面的機能

農業・農村の有する多面的機能とは、「国土の保全、水源の涵養(かんよう)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」のこと。

農地の多面的機能は、農地が農産物の生産以外に果たしている様々な役割や機能のこと。さらに都市においては、緑地環境を保全し、生活に潤いをあたえる場としての機能を持っている。

●畜産クラスター

畜産農家と地域の畜産関係者(コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等)がクラスター(ぶどうの房)のように、一体的に結集し、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組。

この取組を推進するために必要な施設整備、機械導入等を支援する事業が畜産クラスター事業。

●地産地消

「新鮮で安全な地元産の食材を、地元で消費する」こと。消費者にとっては、生産者の顔が見える安全で安心な、しかも新鮮な食材が提供され、生産者にとっては、流通コストがかからず小規模な生産者でも対応しやすいメリットがある。

●土地利用型農業

面積当たりの収益は低いが、大型機械等の活用により一人当たりが管理できる面積を広くすることで所得安定を図る農業生産の方式。主な作目は米や麦等の穀類、加工原料用作物など。

●鳥インフルエンザ

鳥の伝染病。「高病原性鳥インフルエンザ」及び「低病原性鳥インフルエンザ」は家畜伝染病予防法に基づき、感染した家畜を発見次第、直ちに通報することや殺処分すること等を義務付けられている。日本では渡り鳥が飛来する冬季を中心に発生する。

我が国の現状において、家禽肉や家禽卵を食べることにより、ヒトに感染することはないと考えられている。

な行

●認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に示された農業経営の目標に向けて、農業者が自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、市からその計画の認定を受けた農業者のこと。

●農業委員会

農業委員会は、農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進など、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置される。

●農業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、(1)経営耕地面積が30a以上、(2)農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数等、一定の基準以上の規模(露地野菜作付面積 15a、視察野菜栽培面積350㎡、果樹栽培面積10a、搾乳牛1頭等)、(3)農作業の受託の実施、のいずれかに該当するもの。

●農業産出額

農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格(出荷時価格)を乗じて得た額を合計したもの。2014年産以降、農林水産省が推計した都道府県別農業産出額を、農林業センサス及び作物統計を用いて市町村別に按分し、市町村別農業産出額(推計)を作成している。

●農業次世代育成人材投資事業(旧青年就農給付金)
次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金(準備型:2年以内)、及び就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型:5年以内)のこと。

●農業就業人口

15歳以上の農家世帯人員のうち、1年間に農業のみに従事した人又は農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い人。

●農業従事者

15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者。

●農業所得

農業収入から専従者給与以外の必要経費を除いたもの。

●農地中間管理事業

「農地中間管理事業の推進に関する法律（農地バンク法）」に基づき、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進め、担い手への農地集積・集約化を推進するため、「農地中間管理機構」（都道府県ごとに設置）が農地所有者と担い手との間を介在し、農地の借受・貸付を促進する事業。→農地バンク事業

●農地の集積・集約化

農地の「集積」とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することをいう。農地の「集約化」とは、農地の利用権を交換すること等により、農作業を連続的に支障なく行えるようにすることをいう。

●農地バンク

栃木県では、公益財団法人栃木県農業振興公社内に栃木県農業中間管理機構を設置し、この機構が農地バンク事業（農地中間管理事業）を実施している。

●農地利用集積

賃貸借や売買等により農地の利用権や所有権を移動し、経営規模の拡大を望む認定農業者等への農地を集積すること。これにより、農地の有効利用や遊休農地の解消を図ることができる。

●農福連携

農業は、障がいの特性に応じた作業が可能であること、一般就労に向けた体力・精神面での訓練が可能であること、地域とのつながりがうまれるといったメリットがあることから、障害者の就労訓練・雇用の場として、農作業を取り入れる福祉施設が増加している。また、農村地域の過疎化や農業従事者の高齢化が進む中、農業分野において、障害者の就労や雇用の促進を図ることは、重要な課題である。このような取組を農福連携という。

●農林業センサス

農林水産省が、農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造

の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に5年ごとに行う調査。

農業センサス：1965、1975、1985、1995年

農林業センサス：2005、2015、2020年

世界農林業センサス：1960、1970、1980、1990、2000、2010年

は行

●バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。例えば、家畜排せつ物や食品廃棄物はこれに含まれる。

●HACCP

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法のこと。

この手法は 国連の国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同機関である食品規格（コーデックス）委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたもの。

●半農半X

農業を営みながら他の仕事にも携わり、双方で生活に必要な所得を確保する取組のこと。

●販売農家

経営耕地面積が30a以上又は農林業センサス調査期日（調査年の2月1日）前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

●PDCA

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（見直し）という政策サイクルのこと。

●人・農地プラン

農家の高齢化や農業の担い手不足が深刻化する中、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。アンケート調査や話し合いを通じて地図による現況把握を行った上で、中心経営体へ

の農地の集約化に関する将来方針を作成する取組（人・農地プランの実質化）が進められている。

●豚熱

豚、イノシシの伝染病であり、日本国内では、平成30（2018）年に26年ぶりに発生し、令和2（2020）年9月に清浄国ステータスを消失した。野生イノシシへの感染も確認され、発生予防には、ワクチンがあるが飼養衛生管理基準の徹底が重要である。ヒトへは感染しない。家畜伝染病予防法に基づき、感染した家畜を発見次第、直ちに通報することや殺処分すること等が義務付けられている。

●ブランド化

商品の品質、デザイン、イメージ、信頼感など、他の商品と差別化し、価値を見出すこと。

や行

●有機農業

2006年12月に制定された「有機農業の推進に関する法律」第2条において、有機農業は「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え

技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義している。

●遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

ら行

●6次産業化

農林漁業者（1次産業）が、農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得（収入）を向上していくこと。生産物の価値を上げるため、農林漁業者が、農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするもの。

「6次産業」という言葉の6は、農林漁業本来の1次産業だけでなく、2次産業（工業・製造業）・3次産業（販売業・サービス業）を取り込むことから、1次産業の1×2次産業の2×3次産業の3のかけ算の6を意味している。

那須塩原市農業振興計画

元気アップアグリプラン

令和5(2023)年3月

発行 那須塩原市

那須塩原市 産業観光部 農務畜産課

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

電話番号 0287-62-7147

